官報

号外

国会会議録

令和八年六月十九日

○第二百二十一回国会　参議院会議録第二十三号

令和八年六月十九日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第二十三号

令和八年六月十九日

午前十時開議

第一　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第六　社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

一、日程第一より第六まで

一、国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、**刑事訴訟法の一部を改正する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。平口洋法務大臣。

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣（平口洋君）　刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

罪を犯していない人が処罰されることはあってはならず、仮に犯人でない人を有罪とする確定裁判があれば、速やかに救済されなければなりません。再審制度は、そのための非常救済手続であり、重要な意義を有するものです。

しかし、近時、一部の再審無罪事件において、再審の請求から再審無罪判決の確定までに相当な長期間を要し、再審請求者等に大きな負担を生じる事態となっています。

そして、こうした事態の原因に関し、捜査機関が保管する裁判所不提出記録の提出までに多くの時間を要しているといった指摘や、再審開始の決定に対する検察官の不服申立てにより再審の手続が長期化しているといった指摘がなされているほか、刑事訴訟法上、再審請求審の手続に関する規定が少なく、裁判所の裁量に委ねられている部分が多いことなどを理由に、再審請求者等の手続保障が十分でないといった指摘がなされています。

こうした事態や様々な指摘は、従来の再審制度やその運用の在り方に大きな反省を迫るものであり、これを真摯に受け止めた上で、再審制度の趣旨に立ち返りつつ、反省、改善すべき点について速やかに手当てを講ずる必要があります。

そこで、この法律案は、こうしたことを踏まえ、再審請求者等の手続保障の充実や再審請求審の手続の円滑化、迅速化を図りつつ、再審制度が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、刑事訴訟法を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、再審請求審における証拠の提出命令に関する規定の整備であります。すなわち、審判開始の決定をした裁判所は、一定要件の下で、検察官に対し、再審請求の理由に関連すると認められる証拠の提出を命じなければならないこととするとともに、再審の請求の手続において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を整備する等の措置を講ずるものであります。

第二は、再審開始の決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備であります。すなわち、再審開始の決定等に対しては、当該決定等が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等をすることができることとするとともに、政府は、再審開始の決定等があったときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗告等をした場合におけるその理由を公表することとするものであります。

第三は、再審の手続における裁判官の除斥に関する規定の整備であります。すなわち、通常審における判決等に関与した裁判官を一定の範囲で再審の請求の手続及び再審公判から除斥するとともに、再審の請求についての決定に関与した裁判官を一定の範囲で再審公判から除斥することとするものであります。

第四は、再審請求審において審理を要する事件を選別するための調査手続及び審理を要すると判断される事件についての審判手続に関する規定等の整備であります。

すなわち、再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないこととし、当該裁判所は、調査の結果に基づいて、審判開始の決定又は再審開始の決定若しくは再審の請求を棄却する決定をしなければならないこととするとともに、再審請求者等は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができることとし、当該裁判所は、審理終結日及び決定日を定めた上、それらの日を再審請求者等に通知しなければならないこととするほか、再審の請求に係る一定の決定に対する即時抗告等の提起期間を延長する等の措置を講ずるものであります。

第五は、再審請求審に要した費用の補償に関する規定の整備であります。すなわち、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、一定の範囲で、その再審の請求の手続に要した費用の補償をすることとするものであります。

このほか、近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定等に対する不服申立てについて、その係属する裁判所の決定が事件の受理日から一年以内にされるよう努めなければな

らないこととすることを含め、所要の規定の整備を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でありますが、衆議院において、一部修正が行われております。

その内容は、第一に、附則において、政府によりこの法律の施行後五年ごとに行われる検討の対象として、再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度を例示することとするものであります。

第二に、附則において、近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うこととするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。こやり隆史君。

〔こやり隆史君登壇、拍手〕

○こやり隆史君　自由民主党のこやり隆史です。

会派を代表し、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず、高市総理、Ｇ７からの御帰国、お疲れさまでした。総理が示されたリーダーシップに心から敬意を表します。

さて、刑事訴訟法の現行再審規定は、戦後の一九四八年、昭和二十三年に公布されましたが、その後、再審手続に関する規定は一度も改正をされず、今日まで、一部の運用改善は図られてきたものの、裁判所や検察の裁量に依存する属人的な運用が続いてまいりました。再審手続の長期化や再審請求者の過大な負担といった問題の背景には、長期にわたり放置されてきた規定の乏しさや制度の古さがあると言わざるを得ません。

そこで、高市総理にお伺いします。

現行の再審規定の下、再審無罪判決の確定までに相当な期間を要し、再審請求者等に大きな負担を生じさせる事態が発生してきたことを、総理はどのように受け止めておられるでしょうか。また、冤罪被害者の公平かつ迅速な救済と冤罪の再発防止のために、どのような覚悟で制度改革を行い、これからも続けていくお考えか、お伺いをいたします。

現行法では、証拠開示に関する規定がないことから、裁判所ごとに審理に必要な証拠提出を命じる権限の有無や範囲の解釈が異なっていました。このため、再審請求者等は捜査機関が保管する裁判所不提出証拠の開示に多くの時間を費やし、手続が長期化する一因と指摘されてきました。

今回の法案では、再審請求者等に請求権を付与するとともに、裁判所が、証拠の提出を受ける必要性の程度、弊害の内容等を考慮し、相当と認めるときは、検察官に対して提出を命じなければならないとの規定が設けられています。

そこで、再審請求に関連する証拠の範囲について、一部に懸念されているような現行運用よりも狭まることは決してなく、再審請求者等の手続保障がより充実し、実効的なものとなることを法務大臣に御説明いただきたいと思います。

刑事事件の元被告人が事件の捜査報告書などの内容をインターネットに掲載した事案など、開示された証拠が再審手続やその準備に使用する以外の目的で使用された場合、精神的な二次被害や名誉、プライバシーの甚大な侵害、国民による捜査、裁判協力の萎縮といった重大な弊害が懸念されています。したがって、今回の法改正において、一定の証拠の目的外使用が禁止されることには合理性があると考えます。

他方で、過去の再審では、証拠となった捜査資料や写真が支援者や報道機関を通じて社会に広く共有されたことで、確定裁判の矛盾点が浮き彫りとなり、再審請求に向けた大きな原動力となった事例が存在することも事実であり、証拠の目的外使用の禁止を無限定に適用することに否定的な意見もあります。

そこで、関係者のプライバシー等の保護や、社会的な検証、支援活動との調和をどのように図りながら、証拠の目的外使用の禁止を運用していくお考えでしょうか。法務大臣にお伺いいたします。

機械的、画一的な検察官による不服申立てが手続を長期化させ、冤罪を訴える請求者に大きな負担となってきたとの批判があります。また、検察官の不服申立てを禁止しても、公開の再審公判の場で堂々と論陣を張ればよいとの考え方もあります。

一方、検察官の不服申立てを一律に禁止すれば、万が一再審開始決定に取り消されるべき重大な過誤がある場合でも対処ができなくなるなど、法的安定性を損なうおそれが生じます。

本改正において、検察官の不服申立てを原則禁止とした上で、当該決定が取り消されるべき十分な根拠がある場合に限り、例外的にこれを認めることとしたのは、このような相矛盾する要請に応じたものと理解をしています。

そこで、今回改正案に規定される検察官の不服申立ては、重大な証拠の見落としなど極めて例外的な場合にのみ行われるものであり、厳格な枠組みの中で制限されるべきものであると考えますが、法務大臣の見解を確認をし、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（高市早苗君）　こやり隆史議員の御質問にお答えいたします。

再審制度の現状の受け止めと制度改革に向けた決意についてお尋ねがございました。

再審制度については、御指摘のとおり、近時、再審無罪判決の確定までに長期間を要し、当事者の皆様に大きな負担を生じる事態となった事件があることなどを真摯に受け止めております。その上で、私自身、そうした事態が二度と起きないようにしなければならないという非常に強い思いを持って制度の見直しに取り組んでまいりました。

本法律案は、誤判からの確実な救済と手続の円滑、迅速化を図るものであって、間違いなく再審制度を大きく前進させるものであると考えており、今国会で早期に成立させていただけますように全力で取り組んでまいります。

その上で、本法律案においては五年ごとの検討条項を設けることとしており、本法律案が成立した後も、再審制度をより良いものとしていくため、政府として適切に対応してまいります。

残余の御質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣（平口洋君）　こやり隆史議員にお答え申し上げます。

まず、証拠の提出命令制度についてお尋ねがありました。

再審請求理由に関連する証拠の範囲は相当の広がりを持つものであり、これを提出命令の対象とすれば、審理に必要かつ十分な証拠が裁判所に提出されることとなると考えています。

また、同制度は、裁判所による証拠の提出、開示の勧告や検察官による任意での証拠の提出、開示という従来の実務運用を否定するものではなく、衆議院における修正により、これらの運用上の措置についても、事案に応じ、適切に行う旨が法文上明記されました。

したがって、本法律案により、これまでよりも提出、開示される証拠の範囲が狭まるようなことはなく、再審請求者等の手続保障の充実や審理の円滑、迅速化が図られるものと考えています。

本法律案が改正法として成立した場合には、制度の趣旨や内容を十分に周知し、適正な運用の確保に努めてまいります。

次に、証拠の目的外使用の禁止についてお尋ねがありました。

再審請求事件における報道や支援活動の重要性については十分に認識しています。その上で、証拠が本来の目的以外に使用されると、関係者の名誉、プライバシー等の、プライバシーの侵害等の様々な弊害が生じ得ることなどから、本法律案では、証拠目的外の使用を一律に禁止することとしています。

もっとも、証拠の複製等を再審手続やその準備に使用することはもとより許される上、証拠の概要を伝達するなどの行為は禁止されません。

そして、目的外使用の禁止に違反した場合の措置についても、複製等の内容、行為の目的、態様などの個別の事情を考慮することとしています。

本法律案が改正法として成立した場合には、個別の事案に応じた適切な運用がされるよう、規定の趣旨等について十分な周知を図ってまいります。

最後に、再審開始決定に対する不服申立てについてお尋ねがありました。

本法律案では、再審開始決定に対する不服申立てを原則として禁止し、当該決定が取り消されるべきものと認められるに足りる十分な根拠がある場合に限ってすることができることとしています。この十分な根拠がある場合とは、再審開始決定が取り消される蓋然性が高いことを裏付ける合理的な根拠がある場合を意味するものであり、原決定の結論に影響しない軽微な証拠評価や事実認定の誤りがあるというだけでは足りません。

その上で、十分な根拠があるかどうかの判断については、検察当局において、抗告裁判所の審査に堪え得る客観的に妥当なものかという観点から、組織的に十分な検討を尽くした上で慎重に行われることとなります。

本法律案が改正法として成立した場合には、法務省としても、適正な運用を確保するため、検察当局に対し、制度の趣旨等の周知を徹底してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　打越さく良君。

〔打越さく良君登壇、拍手〕

○打越さく良君　立憲民主・無所属の打越さく良です。

会派を代表して、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、いわゆる再審法改正案について、高市総理並びに平口法務大臣に質問いたします。

まず、昨年の自民党総裁選や本年二月の衆議院選で、総理の公設第一秘書が他候補に対する中傷動画の作成、大量拡散に関わっていた疑惑について質問します。

先般、今月五日の参議院予算委員会での総理の答弁内容に誤りがあったとして、自民党側から答弁訂正の申出がありました。

しかし、問題の答弁は、総理の公設第一秘書が、中傷動画を作成して大量拡散したことを自ら告白している起業家男性との間でオンライン会議を行っていた事実について、そのことを認めていた高市事務所からの文書回答の内容を総理が答弁で明確に否定したことに関わるもので、部分的な訂正や取消しで済まされる問題ではありません。

総理、まず、このときの答弁が虚偽答弁であったことをお認めになり、この場で国民に対して謝罪すべきではないでしょうか。

総理は、これまで、秘書も確信は持てないと言っているなどと曖昧な答弁を繰り返してきましたが、週刊文春の続報で、声紋鑑定の結果、同一人物の音声と推定してよいとの鑑定結果が出たと報じられました。さらに、公設第一秘書と起業家男性との間で行われていたとされる中傷動画作成についてのやり取りや秘書が具体的に中傷動画の作成を指示していたと思われるメッセージの内容も公表されています。

総理、公設第一秘書がこの起業家男性と一切面識がないという答弁は虚偽であったことをお認めになりますか。そして、公設第一秘書と起業家男性との関係や、公設第一秘書と中傷動画の作成、拡散との関わり、この起業家男性が販売したサナエトークンにどこまで関与していたのかなど、全て再調査して明らかにするよう求めます。

本件は、単なるスキャンダルではありません。中傷動画の大量拡散によって民意がゆがめられた可能性と、そして一国の総理大臣が国会で虚偽答弁を繰り返していた可能性が問われる問題です。与党の皆さんにも、真相究明のため、予算委員会で理事会協議、要求事項となっている総理の公設第一秘書の参考人招致に応じるよう強く要求して、改正案の質疑に入ります。

憲法が適正手続を始め刑事手続の条文を手厚く置いているのは、国家権力が治安維持の名の下に個人の自由を厳しく制限し、捜査機関による恣意的な拘束や過酷な取扱いが深刻な人権侵害を招いた反省があってのことです。

しかし、再審請求手続について法律上の規律が十分ではないため、証拠開示の在り方も、審理の進め方も、裁判所や検察官の運用に委ねられてきました。その結果、事件ごと、裁判体ごとに扱いが異なる、いわゆる再審格差が生じました。

さらに、検察官による再審開始決定への不服申立てが繰り返されました。

多くの冤罪被害者が長年にわたり救済を待たされ、あるいは無念のうちに生涯を閉じました。

袴田巖さんは、一九六六年の事件で死刑判決を受け、一九八〇年に死刑判決が確定し、再審無罪が確定したのは二〇二四年でした。衆議院法務委員会で姉のひで子さんは、長年死刑執行の恐怖にさらされ続けた巖さんが、今も十分な会話ができず、夜中に電気を付けて歩き回る生活を送っていると語られました。

冤罪は、国家権力による最大級の人権侵害です。だからこそ、私たち立法府は、再審制度を無辜の救済という本来の目的に沿って改正しなければなりません。

総理は、衆議院本会議で、再審制度の見直しを総裁選公約として掲げていたこと、さらに、本法案が誤判からの確実な救済と手続の円滑、迅速化を図るものであることを答弁されました。

ところが、閣法は、検察官抗告、証拠一覧表、証拠開示、目的外使用禁止など、肝腎な部分になお多くの抜け道を残しています。

総理、この法案で本当に冤罪からの確実な救済が実現できるとお考えですか。強い思いをお持ちならば、冤罪被害者、御家族から出されている深刻な危惧に真摯に向き合い、更なる修正を行うべきではありませんか。総理の見解を伺います。

次に、再審開始決定に対する検察官抗告について伺います。

閣法では、十分な根拠がある場合には、検察官が即時抗告することができるとしています。

元裁判官の村山浩昭参考人は、衆議院にて、再審開始決定は中間的判断にすぎず、検察官に当然の不服申立てがあるという考え方は成り立たないと指摘されました。本件答申案が諮られた法制審議会第二百四回会議でも、検察官抗告を禁止すべきとの意見が複数出されました。

そもそも、検察官は再審請求審では訴追当事者ではなく、検察官に当然に不服申立て権があるという理屈は成り立ちません。また、福井女子中学生殺人事件で証拠隠しをしていたように、公益の代表者とは言い難いのです。

法務大臣、無辜の救済という制度目的に照らし、再審開始決定に対する検察官抗告は禁止すべきではありませんか。

閣法の十分な根拠につき、検察官が自ら判断すれば足りる行為規範にすぎないならば、歯止めに

はなりません。十分な根拠は、裁判所が厳格に審査すべき裁判規範として解釈されなければなりません。

法務大臣、十分な根拠は、裁判所が抗告の適法性として審査する裁判規範ですか、それとも検察官の行為規範にすぎないのですか。仮に裁判規範でないならば、原則禁止は骨抜きです。たとえ理由を公表したところで、冤罪被害者の救済にならないのではないでしょうか。

次に、証拠一覧表について伺います。

再審請求人が最も困るのは、そもそもどのような証拠が存在しているのか分からないことです。証拠の存在が分からなければ、開示を求めることもできません。

袴田事件の第二次再審請求即時抗告審では、弁護団が検察官手持ち証拠のリストの開示を求め、裁判所も開示を勧告しました。しかし、検察官はリストの開示を拒否しました。最高検の袴田事件検証報告書では、第一次再審請求で証拠開示が進まなかった理由として、弁護人の開示請求が曖昧であったことが指摘されています。請求人に、証拠一覧表もなく、無罪につながる証拠にたどり着けというのでしょうか。それは不可能を強いるものではないですか。可能だとしても、膨大な時間を掛けよということでしょうか。開示漏れの有無を確認する手だてもありません。検察官が何を持っているのか分からないのに、どうやって特定しろというのでしょうか。

法務大臣、証拠一覧表を交付しないまま、請求人が証拠の全体像を把握できると本当にお考えですか。

一方で、通常審では、二〇一六年刑訴法改正で証拠一覧表交付制度が設けられました。その趣旨は、円滑、迅速な証拠開示請求に資することとなるためです。この趣旨は再審請求段階でも重要であるのに、なぜ再審請求段階では導入しないのか、法務大臣に伺います。

証拠隠しや証拠漏れを防止するためにも、証拠一覧表又は送致書類等目録の交付を法律上明記すべきではありませんか。被害者や関係者の名誉、プライバシーへの配慮が必要な場合は、マスキング、閲覧制限、個別の条件付け等で対応すれば足ります。一覧表そのものを請求人から隠す理由にならないのではありませんか。法務大臣に伺います。

次に、証拠開示について伺います。

閣法の証拠提出命令制度は、裁判所が証拠を取り調べるための制度であり、請求人が確定審に提出されなかった証拠にアクセスできる制度ではありません。裁判所が必要ないと判断すれば、請求人はその証拠を見ることすらできません。しかし、無罪方向の証拠の価値を最も理解しているのは請求人です。

法務大臣、裁判所への証拠提出命令だけでは、冤罪被害者は引き続き救済されないのではないですか。再審を請求する段階で、再審請求人が確定審に提出されなかった証拠にアクセスし、無罪方向の証拠があれば、これを新証拠として再審請求を行うことを可能とすべきではないですか。

再審請求権を実質的に保障するためには、裁判所による証拠開示命令制度を創設すべきではありませんか。法務大臣に伺います。

次に、いわゆる目的外使用禁止について伺います。

閣法は、開示証拠の複製等を刑事手続以外の目的で利用することを広く禁止し、一定の場合には罰則まで設けています。しかし、現在の再審手続には、そのような規定は存在しません。被害者保護の必要性から目的外使用の禁止を支持する見解もあります。

しかし、法務大臣、現行制度の下で、再審事件において開示証拠の利用によって被害者や関係者の名誉、プライバシーが侵害された重大事例は存在するのでしょうか。立法事実をお示しください。

袴田事件では、五点の衣類の写真が支援者や専門家と共有され、みそ漬け実験が行われました。実験結果だけでなく、元の証拠との比較検証が行われたことで証拠の問題点が明らかになり、社会的関心が高まりました。袴田ひで子さんは、目的外使用禁止があれば、助けられる人も助けられなかったと述べていらっしゃいます。

被害者保護は重要です。しかし、それはマスキングや閲覧制限など個別具体的な措置によっても実現できます。

法務大臣、立法事実も乏しく、ほかの保護手段が存在するにもかかわらず、支援活動や検証活動、国民の知る権利を妨げる危険のある目的外使用禁止規定は、削除すべきではありませんか。

また、抗告理由を公表しても、証拠の目的外使用禁止規定により、国民は十分な根拠があるか判断できないのではないでしょうか。やはりこの規定は削除すべきではないでしょうか。法務大臣に伺います。

最後に申し上げます。

再審無罪事件の多くは、密室での過酷な取調べ、そしてその取調べの結果、虚偽の自白がありました。

郵便不正事件で冤罪被害を受けた村木厚子さんは、検察から、私の仕事はあなたの供述を変えさせることですと言われたと証言なさっています。

大川原化工機事件では、逮捕、勾留された三名の方々は、否認したところ、勾留が続き、保釈が認められませんでした。相嶋静夫さんは、勾留中に胃がんが判明し、保釈が認められないまま、無実を確認することなく、その前にお亡くなりになられました。

再審制度の改革では足りません。冤罪を生み出す刑事司法そのものを改革しなければなりません。無実を主張すれば長期勾留は続き、絶望して虚偽自白に追い込まれる人質司法は、国内外から厳しく批判されています。

総理、適正手続を保障する憲法三十一条、黙秘権を保障する憲法三十八条、自由権規約の要請に沿った刑事司法へ今こそ改革すべきではありませんか。取調べの録音・録画制度の全事件、全過程への拡大、弁護人立会い権の保障など、人質司法を終わらせるための制度改革に取り組む決意を是非この場で伺いたく、お願い申し上げます。

同僚議員の皆様、立法するのは私たち国会議員です。これまで無辜の救済を妨げてきた制度や運用を直視し、検察や法務省の従来の発想にいつまでもとらわれていてはいけません。憲法の要請に沿った再審制度を実現しようではありませんか。

かけがえのない個人を尊重する日本国憲法の下、無辜の救済は政治に身を置く私たち国会議員の使命です。冤罪の発生を防止し、無辜の救済に真に資する再審法にしようではありませんか。

そのことを強く強く訴え申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（高市早苗君）　打越さく良議員の御質問にお答えをいたします。

週刊誌などで取り上げられたことに関する質問への答弁についてお尋ねがございました。

六月五日の予算委員会で御質問をいただいた高市事務所からの四月三日付けの回答に関する答弁については、改めて秘書にも確認をいたしましたところ、高市事務所から回答した内容であり、回答に記載のある内容は事務所の認識に相違ないということでしたので、六月十日の衆議院法務委員会でもその旨御説明をさせていただきました。

六月五日の予算委員会での答弁に先立って、当日、深夜から朝にかけて秘書に電話をし、未明にようやく電話に出ましたので確認をしましたが、その際、秘書は自宅で就寝中でもあり、手元に週刊誌への回答文もなかったため、電話で私が回答

文の一部のみが引用された週刊誌の記事を読み上げて確認を行いました。

秘書からは、約二か月前の回答文でもあり、元々ウェブ会議について詳細を覚えていなかったこと、また、長い回答文のうち一部分のみが抜き出されていた記事の読み上げだったこともあり、全体の回答の趣旨とは違うと思ったという説明がございました。

週刊誌などで取り上げられた方と私の秘書との関係などについてお尋ねがございました。

お尋ねの件については、これまでも、国会での御質問やマスコミの皆様からの取材に対し、可能な限りの事実確認をし、誠実にお答えをしてまいりましたが、今後もそうした考えに変わりはありません。

私の秘書が参加したオンライン会議にお尋ねの男性も参加していたという報道がなされていることは承知しています。

秘書に確認したところ、参加者全員を覚えているわけではないため、その可能性は否定しないものの、事務所では顔とお名前が一致しない方とも数多くのやり取りがあり、この男性についても、秘書としては、はっきりとした記憶はなく、直接お会いしたこともないため、面識がない方という認識であると報告を受けております。

また、他の候補を誹謗中傷するような動画の作成や発信をこの男性に依頼したのではないかとの御指摘もありますが、そのようなことは決して行っていないと聞いております。

サナエトークンについてもお尋ねをいただきましたが、高市事務所として、発行主体側からそうした名称の暗号資産が発行され取引がなされるということについて説明を受けたことはなく、承認をしたこともないと報告を受けております。

本法律案の更なる修正などについてお尋ねがありました。

本法律案は、近時、再審無罪判決の確定までに長期間を要し、当事者の皆様に大きな負担を生じる事態となった事件があることなどを真摯に受け止め、その反省の下に、再審制度が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、所要の法整備を行うものです。

本法律案について様々な御意見があることは承知していますが、本法律案による制度の見直しとその適切な運用により、誤判からの確実な救済と再審手続の円滑、迅速化が実現するものと考えております。

本法律案は、間違いなく再審制度を大きく前進させるものであると確信しておりますので、十分に御審議いただき、是非とも速やかに成立させていただけますよう、政府として丁寧に説明を尽くしてまいります。

刑事司法の改革について取り組む決意についてお尋ねがございました。

刑事司法は、基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を解明し、刑罰法令を適正かつ迅速に適用、実現するという極めて重要な役割を担っています。

刑事司法がこうした役割を適切に果たしていくためには、まずもって、捜査や通常審が十分に機能することが重要です。

まさに、そうした観点から、これまで、証拠開示制度の拡充、取調べの録音、録画の導入、保釈に関する規定の整備、情報通信技術の進展への対応など、様々な法整備を進めてまいりました。

今後、刑事司法がその機能を十分、十全に発揮できるよう、御指摘の点も含め、制度、運用の両面について不断の検討を行ってまいります。

残余の御質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣（平口洋君）　打越さく良議員にお答え申し上げます。

まず、再審開始決定に対する抗告の禁止についてお尋ねがありました。

誤判により無実の人が処罰されることはあってはならず、万が一そのような事態となれば、一刻も早く救済されなければならないことは当然です。

もっとも、再審開始決定に対する抗告を全面的に禁止することについては、本来やり直すべきでない裁判でも直ちにやり直すこととなり、裁判の確定の意義が損なわれること、上級審による審査の機会がなくなり、裁判所による慎重、適正な判断の制度的担保がなくなることなどの問題があり、困難であると考えています。

その上で、本法律案では、近時、再審開始決定に対する抗告により再審手続が長期化しているなどの厳しい御指摘、御批判があることを踏まえ、再審開始決定に対する抗告を原則として禁止するなどの法整備を行うこととしています。

次に、十分な根拠の規範としての意味についてお尋ねがありました。

御指摘の十分な根拠の判断主体は検察官ですが、その判断は、検察当局において、抗告裁判所の審判に堪え得る客観的に妥当なものかという観点から、組織的に十分な検討を尽くした上で慎重に行われることとなります。

その上で、仮に抗告に十分な根拠がない場合には、抗告裁判所において、通常、当該抗告は理由がないとして棄却されることとなるため、検察官の抗告について司法的抑制は十分に機能するものと考えています。

本法律案では、再審開始決定に対する抗告の原則禁止の実効性を担保するための様々な規定を設けることとしており、これらによって慎重で抑制的な運用が確保されることとなると考えています。

次に、証拠の一覧表等の交付制度についてお尋ねがありました。

仮に犯人でない人が有罪判決を受け、再審請求をする場合には、確定審の証拠や判決の内容から、判決のどの部分が誤っているかを把握していると考えられ、検察官に提出を命ぜられるべき証拠についてどのような証拠があり得るかについては、ある程度想定することが可能であると考えられます。

また、提出命令の対象となる証拠の特定は、請求に係る証拠を識別できる程度のもので足りるところ、再審請求者側においてその程度の特定を行うことは、証拠の一覧表等がなくても比較的容易であると考えています。

御指摘の制度を設けることについては、このように、証拠の提出命令の請求等に際して、証拠の一覧表等が効果的な場面は限定的であると考えられる一方で、再審請求審の審理の在り方や手続構造との整合性に問題があることから、慎重な検討を要するものと考えています。

次に、いわゆる再審請求の準備段階における証拠の閲覧、謄写についてお尋ねがありました。

そもそも、再審請求の準備段階においては再審請求者の主張すら明らかになっていない以上、閲覧等を認める範囲を適切に確定することは難しいことなどから、証拠の閲覧等の制度を設けることは困難であると考えられます。

その上で、検察当局においては、罪を犯していないことを明らかにする証拠を収集、把握するに至った場合には、事案に応じ、自ら再審請求をするなど適切な対応に努めているものと承知しております。

次に、証拠の開示命令制度についてお尋ねがありました。

再審請求審は、通常審とは異なり、職権主義の下、裁判所が主体的に再審請求理由について審理する手続であることから、本法律案では、裁判所が審理を必要と認めた証拠について、検察官に対し、再審請求者側への開示ではなく、裁判所への提出を命じる制度としています。

その上で、裁判所に提出された証拠は弁護人が閲覧、謄写することができる上、再審請求者が弁護人を選任していない場合における証拠の閲覧についても、裁判所において、個々の事案に応じ、適切に対応されるものと考えています。

また、個別の事案に応じて、例えば、検察官が裁判所に証拠を提出するのと併せて、その写しを再審請求者側に交付するといった運用も否定されないと考えています。

次に、再審請求審における証拠の目的外使用の禁止の立法事実についてお尋ねがありました。

お尋ねのような具体的事例は把握していませんが、通常審において証拠の目的外使用の禁止に係る罰則が適用された事例、事案として、例えば、強制わいせつ事件の被告人であった者が、当該事件の捜査報告書等の内容をインターネット上で閲覧できるようにした事案などがあるものと承知しています。

その上で、証拠の目的外使用による関係者の名誉、プライバシーの侵害等の弊害を確実に防止する必要があることは、再審請求審についても同様ですし、裁判所が証拠の目的外使用を懸念して本法律案により新設される証拠の提出命令をちゅうちょし、再審請求審において本来提出されるべき証拠が提出されないこととなるような事態も避けなければなりません。そこで、本法律案では、通常審と同様に、再審請求審においても証拠の目的外使用を禁止することとしています。

最後に、証拠の目的外使用の禁止規定の削除についてお尋ねがありました。

本法律案においても、証拠の複製等を再審手続やその準備に使用することはもとより許される上、証拠の概要を伝達するなどの行為は禁止されません。

そして、目的外使用の禁止に違反した場合の措置についても、複製等の内容、行為の目的、態様などの個別の事情を考慮することとしています。

また、本法律案では、再審開始決定に対して抗告をしたときは、その理由等を遅滞なく公表することとしているところ、その際は、抗告に十分な根拠があることが国民に明らかになるような形で公表することとなると考えています。

したがって、証拠の目的外使用の禁止規定により、不当な萎縮効果が生じたり、十分な根拠の有無を国民がチェックできなくなるようなことはなく、当該規定を削除することは相当でないと考えています。（拍手）

○議長（関口昌一君）　川合孝典君。

〔川合孝典君登壇、拍手〕

○川合孝典君　国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

会派を代表して、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について質問します。

まず初めに、高市総理に質問します。

今回の再審法制の改正の本来の目的が、無実の人が罪に問われるという国家最大の誤りを正し、正しい裁判を行うための盤石な仕組みを構築することにあるという点については、誰もが異論のないことだと考えます。

衆議院での再審法審議が紛糾した背景には、これまでの冤罪事件における検察の姿勢に対する国民の強い不信感が存在しています。国家の最高権力の一つである捜査、起訴の権限を独占する検察への信頼が揺らいでいるからこそ、法案に盛り込まれた例外や曖昧な基準が全て検察の保身から出てくるものとの疑念につながっております。この事実を政府は重く受け止める必要があります。

こうした現状を踏まえて、今回の刑事訴訟法改正の立法事実について、高市総理の認識をお伺いします。

衆議院での審議を通じて浮き彫りになった主な問題点と課題は、一言で言えば、戦後初の再審法の法制化という一歩を踏み出す一方で、冤罪被害者を迅速に救済するための実効性が極めて不十分であり、運用次第では救済活動にブレーキを掛けかねない構造になっている点であります。

まず、証拠リストの開示に関して質問します。

法改正の大きな柱である証拠提出命令制度について、国民民主党は証拠リストの開示を強く求めてきましたが、法案は、裁判所は、一定の要件の下、検察官に対し、再審の請求理由に関連すると認められる証拠の提出を命ずることとし、証拠リストの開示は拒否しています。

これまでの冤罪事件の歴史を振り返ると、一見すると請求理由とは直接関係なさそうな捜査の初期段階での書類やネガフィルムなどの中に、アリバイを証明する決定的なヒントが隠されていた事例が多く見受けられます。

証拠リストがないということは、申立て側はどのような証拠があるのか分からない状態のまま証拠の提出を裁判所に要請するということを意味します。証拠の全容が分からないまま、弁護側はどのようにして裁判所に証拠開示請求を行えというのか、法務大臣の見解を求めます。

法務省が証拠リストの作成、開示の義務化を拒む理由について質問します。

国会審議において、法務省は、証拠リストの作成や開示を法的に義務付けることを拒む理由の一つとして、過去の古い事件の膨大な捜査資料を全てひっくり返し、改めて厳密な証拠の一覧表を作ることは、捜査機関に対して過度な業務負担を強いることになると、とんでもない答弁をしています。

冤罪被害者が何十年も人生を奪われている重みに比べれば、リスト作成の負担など取るに足らないものだと考えます。捜査機関への過度な負担を強いることが本当に証拠リストを作成、開示の義務化を拒む正当な理由と考えているのか、法務大臣の見解を求めます。

あわせて、そもそも通常審の段階で証拠を適切に管理していればリスト化は難しくないものと考えますが、捜査当局は重大事件の証拠管理を一体どのように行っているのか、法務大臣の説明を求めます。

次に、関係者のプライバシーや名誉の侵害という証拠リストの不開示理由について質問します。

検察は、保管している未提出の証拠を一覧表にして開示すること自体が関係者のプライバシー侵害や名誉毀損につながるおそれがあると答弁していますが、プライバシー侵害の懸念については、マスキングや部分的な不開示などの閲覧を制限する手続を行うことで幾らでも技術的に対応可能であり、リストそのものを開示しない理由には当たらないものと考えます。

関係者のプライバシーや名誉を侵害しない証拠リストの開示方法を検討すべきと考えますが、法務大臣の見解を求めます。

そもそも、通常の刑事裁判では、一定の要件の下で検察官が弁護人に直接証拠を開示する仕組みとして、刑事訴訟法三百十六条の二十六などの証拠開示命令制度が既に存在しています。再審という、より慎重な冤罪救済が求められる場において、通常審よりも弁護側の証拠へのアクセスを制限し、裁判所への提出にとどめる理由について、法務大臣の説明を求めます。

証拠の目的外使用の罰則規定の新設について質問します。

開示証拠を目的外に使用した者への刑事罰の新設については、弁護団やメディアから、救済活動や報道が萎縮するとの懸念が示されています。これに対して、平口法務大臣は、通常のファクト検証や無罪を証明するための支援者らによる再現実験などは目的外使用には当たらないと衆議院で答弁しておられますが、罰則適用の具体的な境界線については個別の事案に応じて判断されると、曖昧な答弁に終始しています。

ルールは守れば問題ない、正当な活動は処罰されないなどとして、具体的な刑事罰の適用基準を示さないことによって弁護団やメディアの救済活動や報道が萎縮するという懸念についてどのように認識しているのか、法務大臣の見解を求めます。

また、弁護人による無罪の主張を裏付けるための行為は処罰の対象にはならないとのことですが、具体的な境界線を示さず、正当なものは大丈夫と抽象的な説明に終始する法務大臣の姿勢は、現場の逮捕、処罰リスクを軽視しているものと考えます。

冤罪を訴えられている当の国家権力から、俺たちが適切に判断するから安心しろと言われても、弁護士や支援者が安心して活動できるはずがないものと考えます。

証拠の目的外使用と目的内使用の具体的な境界線を明示すべきと考えますが、法務大臣の見解を求めます。

あわせて、端的に質問しますが、マスコミによる再審をめぐる報道で開示証拠が取り扱われた場合は、目的内使用と目的外使用のどちらに該当するのか、法務大臣の明確な答弁を求めます。

また、法務省は、通常審でも既に刑事訴訟法二百八十一条の四に開示証拠の目的外使用を禁ずる罰則が規定されていることを理由に、再審でも同様のルールを設けるだけで、過度な懸念には当たらないとしていますが、通常審と再審では前提が全く異なります。

通常審は法廷の審理が基本ですが、再審の歴史は世論を動かして社会問題化させるための特殊な闘いであります。通常審の理屈をそのまま再審に持ち込み、今まで問題なかったから再審でも問題ないとする答弁は、再審における世論喚起の重要性を軽んずるものと考えますが、この指摘に対する法務大臣の見解を求めます。

最後に、検察官の抗告禁止に対する例外規定について質問します。

平口法務大臣や法務省は、十分な根拠がある場合は抗告可能という例外規定を残した理由について、万一、地裁などの裁判所が事実誤認や法令解釈のミスによって明らかに不当な再審開始決定を下した場合、それを上級審で正す手段が全くないのは司法制度としてのバランスを欠くと説明していますが、再審が始まるということは、本人が無罪になるわけではなく、裁判のやり直しというスタートラインに立つだけにすぎません。

万一、地裁などで事実誤認や法令の解釈ミスが生じたとしても、再審公判で争えばよいことだと考えますが、あえて例外規定を維持する理由について、法務大臣の説明を求めます。

衆議院での修正案には、施行後五年ごとの見直しという附則が付きましたが、これは裏を返せば、現時点での法案には見直さなければならないほどの問題点が含まれていることを政府自らが認めたことを意味しています。

再審決定の引き延ばしの懸念がある抗告の例外規定や、再審の支援活動の萎縮が懸念される判断基準の曖昧な証拠の目的外使用の罰則化、そして捜査当局による証拠の隠蔽につながりかねない証拠リストの不開示など、本法案には課題が山積しております。

ようやく動き始めた再審規定の見直しですが、これは冤罪を疑われる被害者が生きている間に機能しなければ意味がありません。このことを政府、法務省は重く受け止めるべきであると指摘し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（高市早苗君）　川合孝典議員の御質問にお答えいたします。

本改正の立法事実についてお尋ねがございました。

刑事司法制度がその機能を適切に発揮するためには、国民の皆様の信頼に支えられていることが極めて重要です。近時、とりわけ検察の活動に対して厳しい御指摘、御批判があることは私自身も承知しており、議員の御指摘は重く受け止めます。

本法律案は、近時の再審無罪事件やそれらに関する様々な御指摘などを真摯に受け止め、それらを立法事実として、再審制度が非常救済手段としてより適切に機能するようにするための法整備を行うものです。

本法律案は、誤判からの確実な救済と手続の円滑、迅速化を図るものとして、再審制度を大きく前進させるものであると同時に、刑事司法に対する信頼確保にも資すると考えております。

残余の御質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣（平口洋君）　川合孝典議員にお答え申し上げます。

まず、証拠の一覧表の必要性についてお尋ねがありました。

仮に犯人でない人が有罪判決を受け、再審請求をする場合には、確定審の証拠や判決の内容から、判決のどの部分が誤っているかを把握していると考えられ、検察官に提出を命ぜられるべき証拠としてどのような証拠があり得るかについては、ある程度想定することが可能であると考えられます。

また、提出命令の対象となる証拠の特定は、請求に係る証拠を識別できる程度のもので足りるところ、再審請求者側においてその程度の特定を行うことは、証拠の一覧表がなくても比較的容易であると考えています。

そのため、証拠の提出命令の請求等に際して、証拠の一覧表が効果的な場面は限定的であると考えております。

次に、証拠の一覧表の作成に伴う負担についてお尋ねがありました。

まず、御指摘の答弁は、あくまでも、再審請求者側に送致書類等目録を開示、交付することとした場合、業務負担が生じるのかといった御質問をいただいたことから、これに対して、一定の作業を要することとなる旨をお答えしたものにとどまります。

その上で、御指摘の証拠の一覧表が通常審における証拠の一覧表の交付制度の一覧表と同様のものを想定しているのだとしますと、証拠の一覧表の開示、交付の制度を設けることについては、先ほど申し上げたとおり、証拠の提出命令の請求等に際して、証拠の一覧表が効果的な場面は限定的であると考えられる一方で、再審請求審の審理の在り方や手続構造との整合性に問題があることから、慎重な検討を要するものと考えています。

証拠の一覧表については、相応の事務負担が生ずると考えられますが、それを理由として証拠の一覧表の開示、交付の制度を設けるべきでないと考えているものではありません。

次に、重大事件の証拠管理についてお尋ねがありました。

捜査機関においては、一般に、捜査の過程で取得した証拠について、刑事訴訟法等の法令等の規定や趣旨に従って適正に取り扱っているものと承知しています。

具体的には、検察官は、警察等から送られた、警察等から送致を受けた証拠や自ら収集した証拠を選別し、必要な証拠の取調べを請求するほか、その余の手持ち証拠についても、被告人側からの証拠開示請求に対応し、又は自ら更に取調べを請求することに備え、各事件ごとにその適正な管理に努めているものと承知しています。

次に、証拠の一覧表の開示方法についてお尋ねがありました。

御指摘の証拠の一覧表が通常審における証拠の一覧表と同様のものを想定し

ているのだとしますと、通常審の場合と同様に、関係者の名誉、プライバシーに考慮した、配慮した開示、交付の方法というものもあり得ると思われます。

もっとも、証拠の一覧表の開示、交付の制度を設けることについては、先ほど申し上げたとおり、証拠の提出命令の請求等に際して、証拠の一覧表が効果的な場合は限定的であると考えられる一方で、再審請求審の審理の在り方や手続構造との整合性に問題があることから、慎重な検討を要するものと考えています。

その上で、現行法の下では、再審請求審において、裁判所が検察官に対し特定の範囲の証拠の一覧表の提示、提出を勧告するなどの運用の例が見られるところ、こうした運用は、本法律案により証拠の提出命令制度が導入された場合も引き続き可能であり、関係者の名誉、プライバシー等にも配慮しつつ、実際に行われていくものとなると考えています。

次に、証拠を弁護人に直接開示する制度としない理由についてお尋ねがありました。

再審請求審は、通常審とは異なり、職権主義の下、裁判所が主体的に再審請求理由について審理する手続であることから、本法律案では、裁判所が審理に必要と認めた証拠について、検察官に裁判所への提出を命ずる制度としています。

その上で、裁判所に提出された証拠は弁護人が閲覧、謄写することができる上、再審請求者が弁護人を選任していない場合における証拠の閲覧についても、裁判所において、個別の事案に応じ、適切に対応されるものと考えています。

また、個別の事案に応じて、例えば、検察官が裁判所に証拠を提出するのと併せて、その写しを再審請求者側に交付するといった運用も否定されないと考えています。

次に、証拠の目的外使用の禁止に対する懸念についてお尋ねがありました。

再審請求事件における支援活動や報道の重要性については十分に認識しています。その上で、証拠が本来の目的以外に使用されると、関係者の名誉、プライバシーの侵害等の様々な弊害が生じ得ることなどから、本法律案においては、証拠の目的外使用を罰則をもって禁止することとしています。

もっとも、証拠の複製等を再審手続やその準備に使用することはもとより許される上、証拠の概要を伝達するなどの行為は禁止されません。また、弁護人による目的外使用が罰則の対象となるのは、対価として利益を得る目的であった場合に限られます。

そして、目的外使用の禁止に違反した場合の罰則の適用に当たっても、複製等の内容、行為の目的、態様などの個別の事情を考慮することとなります。

そのため、証拠の目的外使用の禁止により不当な事態が生ずることはないと考えていますが、本法律案が改正法として成立した場合には、個別の事案に応じた適切な運用がされるよう、規定の趣旨等について十分な周知を図ってまいります。

次に、証拠の目的外使用の禁止規定の適用範囲についてお尋ねがありました。

本法律案では、再審請求審において、謄写された証拠の複製等を再審手続等又はその準備に使用する目的以外の目的で人に交付するなどの行為を禁止することとしています。

これは、通常審における目的外使用の禁止規定に倣ったものであり、その適用範囲は規定上十分に明確である一方、証拠の使用目的の判断は、個別の事案ごとに具体的な事実関係等を踏まえて判断されるべき事柄であることから、これ以上詳細な要件や基準を適切な形で定めることは困難であると考えていますが、本法律案が改正法として成立した場合には、適切な運用がされるよう、規定の趣旨等について十分な周知を図ってまいります。

次に、再審をめぐる報道における証拠の使用についてお尋ねがありました。

再審請求者等でない報道機関は、本法律案における証拠の目的外使用の禁止の名宛て人ではないことから、再審請求審で謄写された証拠の複製等を用いて報道を行うことが禁止されるものではありません。

また、個別の事案ごとの判断となりますが、例えば弁護人が証拠の複製等を報道機関に再審手続の準備に使用する目的で提示したと認められる場合には、目的外使用の禁止違反とはならず、そのことは、後に当該報道機関が当該複製等そのものを報道により公表したとしても、異なるものではないと考えられます。

次に、再審における世論喚起の必要性についてお尋ねがありました。

もとより、刑事裁判は法と証拠に基づいて適切に行われるべきものですが、先ほど申し上げたとおり、再審請求事件における支援活動や報道の重要性については私としても十分に認識しております。その上で、関係者の名誉、プライバシーの保護等の観点から、本法律案においては、証拠の目的外使用を罰則をもって禁止することとしていますが、先ほど申し上げたとおり、これにより不当な事態が生ずることはないと考えています。

最後に、再審開始決定に対する抗告を例外的に認める理由についてお尋ねがありました。

再審開始決定に対する抗告を全面的に禁止することについては、本来やり直すべきでない裁判でも直ちにやり直されることとなり、裁判の確定の意義が損なわれること、上級審における審査の機会がなくなり、裁判所による慎重、適正な判断の制度的担保がなくなることなどの問題があり、それらは再審公判における有罪立証等によって解決される事柄ではないと考えています。

その上で、本法律案では、近時、再審開始決定に対する抗告により再審手続が長期化しているなどの厳しい御指摘、御批判があることを踏まえ、再審開始決定に対する抗告を原則として禁止し、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限ってすることができることとしています。（拍手）

○議長（関口昌一君）　佐々木雅文君。

〔佐々木雅文君登壇、拍手〕

○佐々木雅文君　公明党の佐々木雅文です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして質疑を行います。

今般、再審制度に関する刑事訴訟法の改正がこうして議題となるまでに、超党派の議連の皆様を始め多くの方々が力を尽くされてきたことに心よりの敬意を表するものです。だからこそ、この参議院において、冤罪被害者を確実に救える制度をつくることが重要ではないでしょうか。

私は、二〇一二年に弁護士に登録しました。以来、当番弁護、国選弁護を中心に、刑事事件の弁護人としての活動も行ってきました。その実感も踏まえ、質疑を行います。

刑事弁護活動の大きな難点、それは圧倒的な情報の非対称性です。被疑者を勾留するとともに、捜索差押え、第三者の供述を得ることなど、様々な証拠の確保が可能な点で、捜査機関側が有利です。しかし、通常審においても捜査機関への証拠の偏在があるにもかかわらず、再審では請求人に証拠の新たな発見を求めるという高いハードルを課しています。

この点、これまでの再審事件においては、捜査機関側から裁判所に未提出だった証拠が開示され、多くの社会的関心を生む中で、様々な視点からの検証がなされた結果、無罪判決につながっています。ですから、必要十分な証拠が開示される手続が不可欠です。他方で、これまでは、証拠開

示に関する明文規定は乏しく、ある意味で属人的な対応となっていたことは否めません。

そこで伺います。

まず、今般の改正目的の一つは、再審請求者の手続保障の充実化です。その一環として、再審手続が始まる前に調査手続、スクリーニング規定を設けるとのことです。その規定は、再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合には再審開始の決定がされるという簡潔な内容となっています。しかし、これではかえって判断過程が不透明になるおそれがあります。再審請求者の手続保障に資するものなのか、高市総理の明確な答弁を求めます。

もう一つの改正目的は、誤判からの確実な救済の実現です。そのためには、事実を明らかにする証拠へのアクセスができなければなりません。

提出された法律案における証拠の提出命令制度は、本則で関連する証拠に限るとしていますが、他方、附則では、その範囲が不当に狭くならないように留意するとしています。それであれば、そもそも本則で関連性という要件を外すべきではないでしょうか。

また、改正案ではスクリーニング規定が設けられ、一定の請求理由があると再審が認められるということは、その時点で有罪認定をした証拠構造に疑義があると判断されるわけです。にもかかわらず、改めて証拠開示に関連性を規定する立法事実はあるのか、高市総理の明確な答弁を求めます。

先ほど申し上げたとおり、これまでの再審事件においても、未提出だった証拠の吟味、検討を経て無罪判決につながっています。また、単に未提出だったわけではなく、裁判所が有罪と認定するために意図的に提出していなかったと考えざるを得ない事案もあります。再審請求段階でも、当初は存在することを認めていなかったり、警察から検察に送られていなかったりする証拠もあります。この点、検察官の証拠開示の姿勢に問題があることとともに、そもそも検察官側でも、警察が保管、管理する記録や証拠の整理、把握ができていない可能性も指摘されています。

そこで、あかま国家公安委員会委員長に伺います。

現場を担当する警察は、当該事件において作成、収集、保管している書面や証拠物について、検察官への送致の有無にかかわらず、また一覧表、目録等の名目のいかんは問わず、証拠等の管理のための情報をまとめているかどうか、仮にそうした管理体制が整っていないのであれば、どのように管理しているのか、また、そうした情報を全て検察官に提供しているのか、それぞれ御答弁ください。

精密司法と呼ばれるような日本の刑事手続を全て否定するつもりはありませんし、警察や検察などの捜査機関が日夜努力されていることには敬意を表します。また、その結果、高い有罪率を保っていること、その前提として、そもそも公判を維持できない場合には不起訴にしているものと承知しています。そして、起訴という終局処分をするに当たっては、有罪とするだけの証拠が足りていることを前提に、証拠構造を幾重にも判断しているものと思います。

それであれば、公判未提出の証拠を開示することにちゅうちょする理由はないのではないでしょうか。少なくとも、警察と協力して獲得証拠の一覧表を作成すること、そして再審決定時には開示すべきではないでしょうか。改正案では、そもそもスクリーニングをパスすることが前提になるとともに、現行法でも通常審において一覧表の提示に関する規定があることからも、不利益は生じません。平口法務大臣の所見を伺います。

加えて、仮に証拠が開示されるに至ったとしても、提出された改正案においては、通常審と同様に、目的外使用を罰則付きで禁止することとしています。しかし、政府は、衆議院での議論においても一貫して、再審の職権主義的構造を理由に、証拠開示の範囲を限定しようとしています。それであれば、当事者主義的構造の通常審を踏まえることは整合しません。

また、これまでの再審手続において、証拠の目的外使用を罰則付きで禁止しなければならないような立法事実は生じていません。罰則付きで禁止することは明らかに行き過ぎではないでしょうか。

規定を設ける根拠となる事実があるのか、平口法務大臣の所見を伺います。

再審開始決定に対する検察官の不服申立ての在り方については、この改正案では、原則禁止、例外的に十分な根拠がある場合に限り不服申立てが認められるという内容となっています。しかし、刑事弁護に携わってきた者としては、例えば裁量保釈の歴史などを踏まえると、刑事訴訟法の規定とは別に、実際には原則と例外が逆転した運用がなされてきたという経験則があります。

そこで、高市総理に伺います。

これまで現行法下でなされてきた再審開始決定における不服申立てにおいても、検察官は根拠があって抗告をしてきたのではないでしょうか。仮に根拠がなければ一層問題です。しかし、そうであるのならば、この改正案では、これまでと同様に抗告が行われることになりますし、再審の長期化を防ぐことにはならないのではないでしょうか。

今般の法改正で、これまでの実務の運用は何が変わるのか、高市総理の明確な答弁を求めます。

そもそも、今回の再審制度を中心とした刑事訴訟法を改正するに至った背景は、幾つもの案件で証拠の捏造等が発覚していることです。大変ゆゆしきことですし、構造的な問題があると言わざるを得ません。

警察においては、国賠事案も含めて、証拠の基となるデータ等の捏造が指摘されたり疑われたりする事案が散見されています。また、検察においても、そもそも起訴自体に問題があったと判断をされている事案も発生しています。

そもそもあってはならないことですし、冤罪を生まないための徹底した取組が必要です。また、その前提として、例えば第三者の観点も含めた検証を十分に行うことも考えなければなりません。

再発防止に向けた具体的な対策がなされているのか、平口法務大臣及びあかま国家公安委員会委員長の所見をそれぞれ伺います。

公明党は、冤罪被害者を真に救済するために一層努めていくことを申し上げまして、質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。

（内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（高市早苗君）　佐々木雅文議員の御質問にお答えいたします。

いわゆるスクリーニング規定についてお尋ねがございました。

本法律案におきましては、再審の請求を受けた裁判所においていわゆるスクリーニングを行うこととしており、調査の結果に基づいて、例えば、再審請求に理由があることが明らかな事件については、調査手続の段階で再審開始決定を行うことにより誤判からの速やかな救済を図ることとした上で、再審請求理由についての審理を経た上で終局決定をすべき事件については、再審請求者側の手続保障をより充実させることとしております。

このように、本法律案におけるスクリーニングは、誤判からの速やかな救済と再審請求者側の手続保障の双方に資するよう導入されたものであり、判断過程が不透明であるという御指摘は当たらないと考えております。

証拠の提出命令制度における関連性の要件についてお尋ねがございました。

再審請求審は、裁判所が再審請求者の主張する再審請求理由について審理、判断する手続です。したがって、御指摘のいわゆるスクリーニング規定を設けるか否かにかかわらず、証拠の提出命令の対象となる証拠は、再審請求理由についての判断に資する証拠、すなわち再審請求理由と関連する証拠とすることが合理的であると考えています。

なお、再審請求理由と関連する証拠の範囲は相当の広がりを持つものであり、これを提出命令の対象とすれば、審理に必要かつ十分な証拠が裁判所に提出されることとなると考えています。

制度の運用について御懸念の声があることは承知しており、本法律案が成立した後には、制度の趣旨や内容を十分に周知し、適正な運用の確保に努めてまいります。

再審開始決定に対する不服申立てについてお尋ねがございました。

本法律案におきましては、再審開始決定に対する不服申立てについて原則として禁止し、十分な根拠がある場合に限ってすることができることとしております。その上で、本法律案では、検察官の不服申立てが十分な根拠に基づくものかどうかについて国民がチェックできるようにするため、不服申立ての理由などを遅滞なく公表することとしています。

また、検察官の不服申立てに対しては、基本的に一年以内に裁判所の決定がなされることとなっており、施行後五年ごとの検討条項もあるため、裁判結果も踏まえて、不服申立ての運用について定期的に評価されることとなります。

これらの法整備が行われることで、検察当局においては、再審開始決定に対する不服申立てについて、抗告裁判所の審査に堪え得る客観的に妥当なものかという観点から、組織的に十分な検討を尽くした上で慎重な判断がなされることとなります。

こうしたことから、本法律案が改正法として成立した後は、再審開始決定に対する不服申立ては、より慎重かつ抑制的に行われることとなると考えております。

残余の御質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣（平口洋君）　佐々木雅文議員にお答え申し上げます。

まず、再審請求審における証拠の一覧表の開示についてお尋ねがありました。

御指摘の証拠の一覧表が通常審における証拠の一覧表の交付制度の一覧表と同様のものを想定しているのだとしますと、御指摘のような制度を設けることについては、証拠の提出命令の請求等に際して、そのような一覧表が効果的な場面は限定的であると考えられる一方で、再審請求審の審理の在り方や手続構造との整合性に問題があることから、慎重な検討を有するものと考えています。

その上で、現行法の下では、再審請求審において、裁判所が検察官に対し、その保管証拠中に再審請求者側が求める特定の証拠が存するか否かについての回答を求め、存在する特定の証拠の提出、開示を勧告し、あるいは特定の範囲の証拠の一覧表の提示、提出を勧告するなどの運用の例が見られるところ、こうした運用は、本法律案により証拠の提出命令制度が導入された場合も引き続き可能であり、実際に行われていくこととなるものと考えています。

次に、再審請求審における証拠の目的外使用の禁止についてお尋ねがありました。

通常審において証拠の目的外使用の禁止に係る罰則が適用された事案として、例えば、強制わいせつ事件の被告人であった者が、当該事件の捜査報告書等の内容をインターネット上で閲覧できるようにした事案などがあるものと承知しています。

その上で、証拠の目的外使用による関係者の名誉、プライバシーの侵害等の弊害を確実に防止する必要があることは再審請求審についても同様ですし、裁判所が証拠の目的外使用を懸念して本法律案により新設される証拠の提出命令をちゅうちょし、再審請求審において本来提出されるべき証拠が提出されないこととなるような事態も避けなければなりません。そこで、本法律案では、通常審と同様に、再審請求審においても証拠の目的外使用を禁止した上で、その実効性を担保するため罰則を設けることとしています。

最後に、いわゆる冤罪の再発防止に向けた具体的な対策についてお尋ねがありました。

当然のことながら、罪を犯していない人が処罰されるようなことがあってはならないものと認識しています。

一般論として申し上げれば、検察当局においては、無罪判決等があった場合には、当該事件における捜査・公判活動の問題点を検討し、必要に応じて検察官の間でも問題意識を共有して、反省すべき点については反省し、今後の捜査、公判の教訓としているものと承知しています。

第三者の関与も含め、個別事件の裁判結果を受けた対応の在り方については、まずは検察当局において適切に検討すべきものと考えますが、検察当局においては、過去の再審無罪事件の検証等により明らかとなった反面、反省、教訓も踏まえ、引き続き、基本に忠実な捜査・公判活動の適正な遂行に努めていくことが肝要であると考えています。（拍手）

〔国務大臣あかま二郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（あかま二郎君）　佐々木雅文議員の御質問にお答えいたします。

警察における証拠等の管理の在り方についてお尋ねがございました。

警察においては、捜査の結果、作成され又は得られた捜査資料や証拠物件について、国家公安委員会規則である犯罪捜査規範や関係通達等に基づき、組織的かつ適正に管理しております。

また、警察においては、事件捜査に当たり、平素から検察官と緊密に連携して対応しており、こうした捜査資料や証拠物件のうち、犯罪事実の有無や事案の解明のために必要なものについては、被疑者に有利であるか不利であるかにかかわらず、関係法令に基づき検察官に送致しております。

加えて、警察で保管、管理している捜査資料等についても、検察官から求めがあった場合など必要な場合には、速やかに情報を提供するとともに、検察官に送致しております。

今後とも、捜査手続の適正性に疑義を抱かれることがないよう、警察を指導してまいります。

警察における不適正事案等の再発防止に向けた対策についてお尋ねがありました。

近時、警察の捜査活動について様々な厳しい指摘があることは、私としても重く受け止めております。

その上で、警察捜査は国民の信頼の上に成り立つものであるところ、警察においては、例えば再審無罪判決を受けた事件について、その内容を振り返った上で、教訓とすべきものは教訓として今後の捜査に生かすとともに、各都道府県警察に適正捜査指導官を設置して、法令等の遵守等に関する指導教養を行っております。

今後とも、緻密かつ適正な捜査が徹底されるよう、警察を指導してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　嘉田由紀子君。

〔嘉田由紀子君登壇、拍手〕

○嘉田由紀子君　日本維新の会の嘉田由紀子です。

高市総理、Ｇ７首脳会談、遠いところ御苦労さまでございました。ありがとうございました。

私は、会派を代表しまして、ただいま議題となりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案、再審法改正案について、全て高市内閣総理大臣にお伺いいたします。

私の地元の滋賀県では、近年、二つの大きな再審事件が起きてしまいました。湖東事件の西山美香さんは、懲役十二年の満期出所した後に再審無罪が確定しましたが、二十代、三十代の貴重な人生を奪われてしまいました。日野町事件の阪原弘さんは、受刑者のまま亡くなり、息子さんが無罪を訴え、事件から四十二年後の今年、ようやく再審開始が決定いたしました。雪冤が遅れることの結果は取り返しが付かないわけです。

このように長い時間が掛かってしまったのは、再審制度の具体的な手続法が極めて乏しかったことが一つの大きな原因です。その意味で、今回具体的に手続を定める法改正へ踏み切られたことは、少しでも冤罪被害者救済を前に進めるための大きな一歩であると評価しております。

一方で、再審長期化のもう一つの背景には、捜査過程における自白や証拠の取扱いをめぐる問題点、また、再審請求審において確定審の判決を覆すに足る新証拠を弁護側が示さなければならないにもかかわらず、なかなか証拠が開示されないことで、再審開始が非常に高いハードルがあったという問題がございます。

無実の罪を着せられた冤罪被害者やその家族の苦しみは計り知れません。それまでの再審手続の制度の運用の在り方に対してどのように反省をし、今回の法改正にどう反映したのか、総理の見解をお伺いいたします。

二点目です。

この法案をめぐっては、論点は多々ありますが、最も重要なのは、実際に被害者を今までより大幅に早く救済できるようになるのかどうかということです。

日野町事件のように、本人が汚名をそそぐことができないまま亡くなってしまった無念は計り知れません。また、再審請求中の事件では、鹿児島県の大崎事件の原口アヤ子さんは九十九歳、三重県名張毒ブドウ酒事件での兄の無罪を訴え続けた岡美代子さんは九十六歳。数々の再審事件において、請求人も高齢になっており、まさに一刻を争う問題です。

高市総理、この法改正によって、再審手続が非常救済手続として今までよりも円滑、迅速に行われるようになると、自信と確信を持って断言をしていただけますか。

三点目です。

日野町事件の再審開始決定に決定的な役割を果たした写真のネガフィルムですが、阪原さんが亡くなった後の第二次請求になって開示されました。湖東事件においては、患者さんの死亡原因が自然死である可能性が十分にあるとする捜査報告書が再審開始決定の後になって開示され、再審無罪決定の決定的証拠となりました。

現実には証拠開示には消極的な捜査当局に対し、何度も何度も弁護側の大きな努力によって開示請求が繰り返され、当初はないと言われていた証拠が長い時間を経て出てきたというケースが多々あります。日野町事件でもそうです。また、両事件共に検察官の不服申立てによって再審請求手続が長引いた事実があります。

検察側も組織として簡単には引けないということでしょうが、だからこそ、今回の盛り込まれた証拠の提出命令制度や検察官の不服申立ての原則禁止、原則禁止は、実際に現場の実務が改められてこそ初めて意味を持ちます。

この法改正の趣旨を、政府として警察の現場、検察の捜査、刑事訴訟の現場に徹底することが大変重要だと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

再審による冤罪被害の救済、再審法改正、足踏みしている段階ではございません。一刻も早く実現するために、政府の真摯で明確な答弁を強く期待いたしまして、代表質問とさせていただきます。

ありがとうございました。以上です。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（高市早苗君）　嘉田由紀子議員の御質問にお答えをいたします。

従来の再審制度の運用に対する反省や法改正による効果などについてお尋ねがございました。

再審制度については、近時、再審無罪判決の確定までに長期間を要し、当事者の皆様に大きな御負担を生じる事態となった事件があることなどを真摯に受け止め、その反省の下に必要な改善を行うことが現下の急務であると考えております。

本法律案では、再審請求審における証拠の提出命令制度を設けるとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則として禁止し、手続保障の充実を図るための諸規定の整備も行うことといたしております。

こうした制度の見直しとその適切な運用により、誤判からの確実な救済と手続の円滑、迅速化が実現するものと考えております。

法改正の趣旨の徹底についてお尋ねがございました。

本法律案は再審制度を大きく前進させるものであると考えていますが、御指摘のとおり、法整備を行うだけでなく、改正後の諸規定がしっかりと運用されていくことが必要不可欠です。

本法律案が成立した場合には、改正の趣旨、内容などの関係機関への周知を徹底し、適切な運用の確保に万全を期してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　安達悠司君。

〔安達悠司君登壇、拍手〕

○安達悠司君　参政党の安達悠司です。

会派を代表して、刑事訴訟法改正案に対し質問をいたします。

今回の法案は、刑事裁判のうち再審に関する手続を整備するものです。

我が国の刑事裁判は三審制であり、捜査と最大三回の公判を経て判決が確定し、刑が執行されるのが原則です。しかし、例外的に、誤判による冤罪を防ぐために、確定した裁判のやり直しを行う特別の手続があります。これが再審です。

再審は、全体の件数から見ても非常に例外的な手続であり、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときという刑事訴訟法四百三十五条六号など、非常に厳しい要件を満たす必要があります。

袴田事件では、昭和四十一年から長年にわたる裁判の末、令和六年九月二十六日、再審無罪が認められましたが、今まで再審に関する手続規定が十分ではなく、証拠開示のルールや検察官抗告の在り方などを見直そうという超党派での議員立法の動きが起きました。

議員立法の動きに対し、法務省では政府原案、法制審案が作られましたが、与党内で修正され、国会に提出されました。その国会提出法案に対し、参政党の要望した修正案が衆議院で通りました。附則の第二条と第四条第二項という、一見小さく見えますが、重要な修正です。一つは、検察官証拠の任意開示を適切に行うこと、もう一つは、五年後の見直し事項の対象に開示証拠の目的外使用禁止と検察官証拠一覧表の二つを入れたことです。

要するに、再審事件で、検察官が任意に、今まで以上に証拠開示に協力するよう条文上の根拠を盛り込んだものと理解しています。

刑事裁判においては、まず真実を明らかにすること、真相の解明が何より重要です。同時に、捜査や裁判において国民の権利と自由が守られることが非常に大切です。その上で、国家により、罪を犯した人に対し適正な刑罰の実現が行われる必要があります。

犯罪が行われた場合に、真相を解明して、犯人を逮捕し、処罰することができなければ、法秩序が維持できず、無法地帯になってしまいます。しかし、誤った裁判によって無実の人が処罰されてはいけません。一度裁判が確定したとの理由で再審の門戸を固く閉ざし続ければ、真相の解明の機会や刑事裁判に対する国民の信頼を失ってしまうのではないでしょうか。

罪を犯した人は適正な処罰をする一方で、無実の人を誤って処罰してはならない。これが大原則です。

そこで、高市総理にお尋ねします。

今回の改正案を考える上で、刑事訴訟法の目的の一つでもある真相の解明、真実を明らかにするという観点が非常に重要だと考えますが、国の刑罰権行使における真相解明の重要性についてどのように考えておられますか。高市総理の答弁を求めます。

次に、証拠開示及び検察官抗告禁止について質問します。

再審手続において、証拠提出命令の要件が定められました。証拠提出命令の範囲も重要ですが、事案の真相解明のためには、さらに、検察官による証拠の任意の開示も非常に重要だと考えます。

すなわち、検察官は公益の代表者であって、また検察官の真実義務という考え方もあり、その手持ち証拠を殊更に隠したり、真相の解明を妨げてはならないと考えます。袴田事件でも、検察官証拠の開示が極めて重要な役割を果たしました。

参政党が要望した修正案により、附則第四条二項が挿入され、検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとするとされたことを踏まえ、検察官証拠の任意開示の在り方について、高市総理はどのように考えますか。高市総理の答弁を求めます。

再審請求手続で再審開始決定が出された場合、検察官側の不服申立て手続である検察官抗告は、過去の冤罪事件において度々審理の長期化の原因ともなってきました。

今回の改正案では、検察官抗告を原則禁止にするとの説明であり、十分な根拠がある場合という制約が設けられましたが、今回の改正案によって再審開始決定に対する検察官抗告の検討プロセスはどのような変化がありますか。法務大臣の答弁を求めます。

次に、証拠の目的外使用、証拠一覧表について尋ねます。

参政党が要望した修正案により、附則二条に、五年ごとの見直しの対象として、証拠の目的外使用の禁止、検察官が保管する証拠の一覧表が明記されました。

再審手続において、検察官から開示された証拠を目的外使用した場合に刑事罰が科されることで、表現の自由、報道の自由など国民の権利や自由が妨げられるのではないか、定期的に見直してチェックを行う必要があると考えます。

そこで、高市総理に質問します。

改正案において証拠の目的外使用禁止を規定したことは、国民の権利や自由にとってどのように影響すると考えていますか。また、検察官保管証拠の一覧表の規定がありませんが、審理にどのように影響すると考えていますか。高市総理の答弁を求めます。

次に、裁判官の除斥事由について質問します。

本改正案では、再審請求審に関与した裁判官を引き続き行われる再審から除斥、つまり担当から外すことを定めています。しかし、今まで再審請求審と再審の手続は一体であると考えられていました上に、除斥する裁判官を増やすと、大津や福井など裁判官が少ない裁判所では担当裁判官の数が不足することも考えられます。

結局は、無罪の心証と思われる裁判官を今後の手続から排除する狙いがあるのではないでしょうか。破産手続における破産開始決定での事後の手続など、前後の手続など、今後この論理をほかの手続にも適用して裁判官の除斥を行うのですか。法務大臣の答弁を求めます。

次に、調査手続について質問します。

改正案では、新たに調査手続を創設し、一定の要件を満たした場合に審判開始決定を出し、証拠開示などの手続に入ることとしています。

やや技術的な話ですが、法四百四十四条の二第二項第一号ハのスクリーニングの要件は主張自体失当の場合を指すと説明されますが、再審開始決定事由には規範的要件があり、その解釈、判断は困難を伴い、広く門前払いされてしまうおそれもあると考えます。

書面に記載された請求の理由が明らかに各号に掲げる場合に該当しないと認めるときの要件は、証拠評価を含むことなく、主張のみによって判断するという理解でよいですか。法務大臣の答弁を求めます。

最後に、今後再審を含めた刑事裁判について、高市総理に三点質問します。

改正案では、再審開始決定が出された場合の死刑執行停止に伴う拘置停止が可能であることの明文化がされました。誤判に基づく死刑執行は絶対にあってはならない一方で、死刑制度を認めている我が国においては、究極の刑罰としての死刑執行の時期や在り方も引き続き議論が必要です。

高市総理は、我が国における死刑の必要性及び改正案を踏まえた執行の時期や在り方についてはどのように考えていますか。高市総理の答弁を求めます。

また、捜査能力の向上について尋ねます。

冤罪が発生したということは、犯人がいない事件は別として、真犯人を取り逃した可能性があるということであり、真相の解明、犯人の身柄確保と処罰に向けた一層の捜査能力の強化、向上が求められます。暗殺や不審死、不審火などの事案において真相解明や真犯人の確保などが十分になされているか、懸念する国民もいます。

真実解明の観点から、真犯人を取り逃がさないため、捜査機関の証拠収集等の捜査能力や捜査体制の強化、向上について、総理は具体的にどのような施策に取り組む考えですか。高市総理の答弁を求めます。

刑事裁判を動かすのは人です。真相の解明、国民の権利、自由の尊重、そして適正な処罰の実現など、より良い刑事裁判に向けて真面目に取り組む裁判官、検察官、弁護士など法曹養成のためには、本来、司法戦略や計画策定を必要としています。

しかし、平成十四年の三月十九日に閣議決定された司法制度改革推進計画を最後に、二十年以上、司法に関する戦略文書がありません。例えば、当時の文書には平成三十年に弁護士五万人規模を目指すとありますが、令和八年現在、弁護士は四万八千人台であり、これからの法曹養成の行く末さえ明らかではありません。司法にもっと積極財政をという声もあります。

再審も含むより良い刑事司法を実現するためには、早急に、裁判所、検察庁、弁護士会それぞれの考えを取りまとめ、法曹三者の養成に関し、今後十年先を見据えた司法戦略文書や計画を策定すべきだと考えますが、高市総理の答弁を求めます。

参政党は、今後の、今回の刑事訴訟法改正案について、真相を解明し、国民の権利と自由を守った上で、国家による適正な刑罰を実現し、国民国家を守ることのできるより良い刑事司法の在り方を求めていくことを表明し、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（高市早苗君）　安達悠司議員の御質問にお答えをいたします。

刑罰権行使における真相解明の重要性についてお尋ねがございました。

刑事司法は、基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を解明し、刑罰法令を適正かつ迅速に適用、実現するという役割を担っております。

御指摘のとおり、罪を犯した人が不当に処罰を免れることも、また、罪を犯していない人が処罰されることも、いずれもあってはならないことでございます。適正な刑罰権行使を実現するためには、その前提として、事案の真相が十分に解明されることが極めて重要であると考えております。

検察官による任意での証拠の提出、開示についてお尋ねがございました。

衆議院における御党などからの共同提案による修正案により加えられた御指摘の規定は、従来行われてきた裁判所による証拠の提出、開示の勧告、検察官による任意での証拠の提出、開示について、今後とも事案に応じ、適切に行われていくことを法文上担保するものでございます。

本法律案が改正法として成立した場合には、検察官において、任意での証拠の提出、開示の運用に関し、従来より後退させないことはもとより、御指摘の附則の規定の趣旨も踏まえ、公益の代表者として、個別の事案に応じ、これまで以上に適切な対応に努めていくものと考えております。

証拠の目的外使用の禁止及び証拠の一覧表についてお尋ねがございました。

本法律案におきましては、関係者の名誉、プライバシーの保護などを図るため、証拠の目的外使用を禁止する規定を設けることとしておりますが、証拠の複製などを再審手続やその準備に使用することはもとより許される上、証拠の概要を伝達するなどの行為は禁止されません。

そして、目的外使用の禁止に違反した場合の措置についても、複製等の内容、行為の目的、態様など個別の事情を考慮することとしており、証拠の目的外使用の禁止により、国民の権利や自由に不当な影響を与えることはないと考えております。

また、再審請求者側が本法律案における証拠の提出命令の請求をする際の証拠の特定は、請求に係る証拠を識別できる程度のもので足り、その程度の特定は、証拠の一覧表がなくとも比較的容易であるとの指摘もされております。

その上で、本法律案においては、裁判所による証拠やその一覧表の提示命令の制度を設けることとしており、それらも活用することで、審理に必要かつ十分な証拠が裁判所に提出されることとなると考えています。

死刑についてお尋ねがありました。

死刑制度の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹に関わる重要な問題であり、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現など、様々な観点から慎重に検討すべき問題です。

国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、そうした凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況などに鑑みると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては死刑を科すこともやむを得ないものと考えています。

死刑の執行については、法務大臣の命令によることとされており、法務大臣の責任において、法の定めるところに従って、慎重かつ厳正に対処すべきものと考えています。

捜査機関の捜査能力や捜査体制の強化、向上についてお尋ねがありました。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であると考えております。

捜査機関においては、犯罪情勢を含む社会情勢の変化や科学技術の進展などに応じ、客観証拠の収集、分析能力の向上を始めとした捜査能力の向上や人材育成を含む捜査体制の強化に不断に取り組んでいく必要があると考えております。

より良い刑事司法を実現するための法曹養成についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、法曹養成については、中期的、戦略的な観点から、制度改革を計画的に推進していくことが重要であると考えております。

政府においては、平成二十七年の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、近年では、令和四年に大学法学部の早期卒業や法科大学院在学中の司法試験受験を可能とする改革を行うなど、中長期的な視点に立った取組を進めており、現時点では新たな計画を策定することは検討しておりません。

現在の取組状況や社会における法曹のニーズなどを踏まえつつ、関係機関、団体とも連携しながら、長期的、戦略的な視点を持って、有為な人材が法曹を志望する環境づくりに取り組んでまいります。

残余の御質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣平口洋君登壇、拍手〕

○国務大臣（平口洋君）　安達悠司議員にお答え申し上げます。

まず、再審開始決定に対する抗告のプロセスについてお尋ねがありました。

本法律案では、再審開始決定に対する抗告を原則として禁止し、当該決定が取り消されるべきものと認められる、認めるに足りる十分な根拠がある場合に限ってすることができることとしています。その上で、本法律案では、検察官の抗告が十分な根拠に基づくものかどうかを国民がチェックできるよう、抗告の理由等を遅滞なく公表することとしています。

また、検察官の抗告に対しては、基本的に一年以内に裁判所の決定がなされるところ、本法律案では施行後五年ごとの検討条項も設けることとしており、裁判結果も踏まえて、抗告の運用状況が定期的に評価されることとなります。

そのため、検察当局においては、再審開始決定に対する抗告について、抗告裁判所の審査に堪え得る客観的に妥当なものかという観点から、組織的に十分な検討を尽くした上で慎重な判断がなされることとなります。

このようにして、本法律案により、再審開始決定に対する抗告は、より慎重かつ抑制的に行われることとなると考えています。

次に、裁判官の除斥についてお尋ねがありました。

本法律案では、通常審において有罪、無罪の裁判等に関与した裁判官を再審手続から除外するほか、再審開始決定に結び付いた直近の再審請求審において再審開始、不開始の決定等に関与した裁判官を再審公判から除斥することとしています。

これは、再審手続における裁判の公正さに疑念を抱かれることがないようにして、国民の信頼をより一層確保する趣旨によるものであり、御指摘のような狙いに基づくものではありません。

また、こうした除斥の規律は、刑事再審手続に固有の状況を、事情を踏まえ、同手続に限って政策的に導入するものであり、他の手続における取扱いは、手続ごとに検討すべき事柄であると考えています。

最後に、改正後の刑事訴訟法第四百四十四条の二第二項第一号ハの要件の判断方法についてお尋ねがありました。

御指摘の、紙面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五条各号又は第四百三十六条第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるときとは、再審請求者の主張が全て真実であると認められたとしても再審開始事由に該当しない場合、すなわち、いわゆる主張自体失当の場合を意味するものです。

その上で、これに該当するかどうかは個別の事案ごとに裁判所において判断されるべき事柄であることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難ですが、基本的には、再審請求者の主張に基づいて判断されるものと考えられます。

（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（関口昌一君）　日程第一　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第二　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第三　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第四　刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件
（いずれも衆議院送付）

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長里見隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○里見隆治君　ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、フィリピン、オランダ及びニュージーランドとの物品役務相互提供協定、いわゆるＡＣＳＡは、いずれも自衛隊と各国の軍隊との間で、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供における決済手続等を定めるものであります。

次に、カナダとの刑事共助条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして、両締約国が指定する中央当局が相互に直接連絡すること等を定めるものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、ＡＣＳＡと各種事態の関係、ＡＣＳＡにおける武器、弾薬の扱い、ＡＣＳＡ及び刑事共助条約の締結拡大に向けた今後の方針等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員及び社会民主党の福島委員より、ＡＣＳＡ三件に反対、カナダとの刑事共助条約に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、ＡＣＳＡ三件はいずれも多数をもって、カナダとの刑事共助条約は全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

まず、日程第一ないし第三の条約を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百二十八
反対　十六

よって、三件は承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、日程第四の条約の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百四十四
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第五　郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○吉川沙織君　ただいま議題となりました郵政民営化法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十七年十月の郵政民営化法等の成立から二十年、平成二十四年四月の改正から十四年が経過する中、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の見直しを行うほか、日本郵便株式会社について基盤的サービス提供業務を本来業務に追加し、地域貢献業務の実施の努力義務を定め、日本郵政株式会社による地域貢献基金の設置について定めるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長古川康君から趣旨説明を聴取した後、郵政民営化は成功だったのか、失敗だったのかに対する見解、衆議院総務委員会において郵政事業に係る基本的な役務の確保等に関する件の決議が行われた趣旨等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百三十二
反対　十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第六　社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川克巳君登壇、拍手〕

○小川克巳君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の在り方、頼れる身寄りがいない者への支援の方策、介護・福祉人材の確保策等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して白川容子委員より反対、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百二十八
反対　十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　この際、日程に追加して、**国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長青木一彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔青木一彦君登壇、拍手〕

○青木一彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本学術会議法により日本学術会議が法人として設立され、内閣府本府に特別の機関として置かれている日本学術会議が廃止されることに伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、国立国会図書館支部日本学術会議図書館を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三
賛成　二百三十八
反対　五

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口　昌一君	
副議長	福山　哲郎君	
議員	中田　優子君	宮出　千慧君
	平戸　航太君	櫻井　祥子君
	後藤　翔太君	小林さやか君
	安達　悠司君	塩入　清香君
	庭田　幸恵君	杉本　純子君
	初鹿野裕樹君	竹詰　仁君
	堂込麻紀子君	大津　力君
	岩本　麻奈君	山中　泉君
	浜口　誠君	松田　学君
	安藤　裕君	梅村みずほ君
	礒﨑　哲史君	神谷　宗幣君
	上田　清司君	奥村　祥大君
	白川　容子君	かごしま彰宏君
	岩渕　友君	大門実紀史君
	牛田　茉友君	水野　孝一君
	山添　拓君	江原くみ子君
	原田　秀一君	吉良よし子君
	山田　吉彦君	伊藤　辰夫君
	仁比　聡平君	岡崎　太君
	田村　まみ君	芳賀　道也君
	小池　晃君	石　平君
	足立　康史君	後藤　斎君
	金子　道仁君	松野　明美君
	浜野　喜史君	伊藤　孝恵君
	青島　健太君	中条きよし君
	舟山　康江君	榛葉賀津也君
	川合　孝典君	嘉田由紀子君
	高木かおり君	串田　誠一君
	片山　大介君	石井　苗子君
	柴田　巧君	松沢　成文君
	浅田　均君	猪瀬　直樹君

上野ほたる君　若林　洋平君　青木　一彦君　磯﨑　仁彦君　古賀　之士君　杉尾　秀哉君
新実　彰平君　山本　啓介君　石井　浩郎君　中西　祐介君　小沢　雅仁君　石橋　通宏君
ながえ孝子君　佐々木りえ君　山本　順三君　岡田　直樹君　勝部　賢志君　森本　真治君
永井　学君　友納　理緒君　石井　準一君　松山　政司君　小西　洋之君　徳永　エリ君
石井めぐみ君　福山　守君　末松　信介君　有村　治子君　斎藤　嘉隆君　水岡　俊一君
脇　雅昭君　古庄　玄知君　高良　沙哉君　安野　貴博君　田名部匡代君　広田　一君
長谷川英晴君　藤井　一博君　伊波　洋一君　尾辻　朋実君　牧山ひろえ君　森　ゆうこ君
星　北斗君　小林　一大君　高橋はるみ君　清水　真人君　青木　愛君　蓮　舫君
加藤　明良君　生稲　晃子君　郡山りょう君　出川　桃子君　辻元　清美君　長浜　博行君
赤松　健君　宮本　周司君　西田　英範君　泉　房穂君　川村　雄大君　佐々木雅文君
阿達　雅志君　山田　宏君　見坂　茂範君　小林孝一郎君　司　隆史君　下野　六太君
井上　義行君　滝波　宏文君　鈴木　大地君　高木　真理君　窪田　哲也君　原田大二郎君
上月　良祐君　北村　経夫君　岩本　剛人君　小川　克巳君　伊藤　孝江君　宮崎　勝君
三原じゅん子君　堀井　巌君　船橋　利実君　山田　太郎君　竹内　真二君　里見　隆治君
舞立　昇治君　山下　雄平君　自見はなこ君　藤木　眞也君　三浦　信祐君　杉　久武君
野上浩太郎君　松村　祥史君　松川　るい君　打越さく良君　横山　信一君　上田　勇君
古賀友一郎君　高橋　克法君　大家　敏志君　上野　通子君　秋野　公造君　高橋　光男君
酒井　庸行君　佐藤　啓君　森　まさこ君　古川　俊治君　平木　大作君　竹谷とし子君
山谷えり子君　宮沢　洋一君　猪口　邦子君　松下　新平君　石川　博崇君　谷合　正明君
野村　哲郎君　牧野たかお君　福岡　資麿君　浅尾慶一郎君　西田　実仁君　天畠　大輔君
片山さつき君　望月　良男君　西田　昌司君　吉田　忠智君　木村　英子君
北村　晴男君　平山佐知子君　櫻井　充君　鶴保　庸介君
齊藤健一郎君　百田　尚樹君　橋本　聖子君　木村　義雄君
神谷　政幸君　梶原　大介君　鈴木　宗男君　吉川　沙織君
越智　俊之君　若井　敦子君　中曽根弘文君　ラサール石井君
宮本　和宏君　東野　秀樹君　奥田ふみよ君　福島みずほ君
山本佐知子君　吉井　章君　山内佳菜子君　伊勢崎賢治君
いんどう周作君　かまやち敏君　福士　珠美君　小島とも子君
寺田　静君　臼井　正一君　大島九州男君　横沢　高徳君
本田　顕子君　加田　裕之君　村田　享子君　三上　えり君
朝日健太郎君　進藤金日子君　古賀　千景君　柴　愼一君
今井絵理子君　こやり隆史君　鬼木　誠君　羽田　次郎君
石田　昌宏君　馬場　成志君　塩村あやか君　田島麻衣子君
藤川　政人君　長谷川　岳君　岸　真紀子君　石垣のりこ君
江島　潔君　渡辺　猛之君　熊谷　裕人君　木戸口英司君

国務大臣
内閣総理大臣　高市　早苗君
総務大臣　林　芳正君
法務大臣　平口　洋君
外務大臣　茂木　敏充君
厚生労働大臣　上野賢一郎君
国務大臣（国家公安委員会委員長）　あかま二郎君
内閣官房副長官　佐藤　啓君
内閣官房副長官　三谷　英弘君
副大臣
法務副大臣

議長の報告事項

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任　補欠
山崎　正昭君　見坂　茂範君

外交防衛委員
辞任　補欠
松田　学君　山中　泉君

財政金融委員
辞任　補欠
山中　泉君　松田　学君

文教科学委員
辞任　補欠
滝波　宏文君　片山さつき君

厚生労働委員
辞任　補欠
石橋　通宏君　古賀　千景君

国土交通委員
辞任　補欠
古賀　千景君　石橋　通宏君

決算委員
辞任　補欠
見坂　茂範君　山崎　正昭君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員
辞任　補欠
片山さつき君　滝波　宏文君
石垣のりこ君　郡山りょう君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員
辞任　補欠
生稲　晃子君　西田　英範君
臼井　正一君　出川　桃子君
かまやち敏君　小林孝一郎君

同日議員から次の議案が提出された。
外国人総合政策庁の設置等による外国人政策の総合的な推進に関する法律案（神谷宗幣君外三名発議）（参第九号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健君外二名提出）（衆第一六号）
自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健君外二名提出）（衆第一七号）
国旗の損壊等の処罰に関する法律案（松野博一君外十六名提出）（衆第一八号）

同日議長は、次の衆議院提出案を総務委員会に付託した。
郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆第一三号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。
令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。
会計年度任用職員に関する質問主意書（高良沙哉君提出）（第五五号）
昭和百年記念式典に関する質問主意書（高良沙哉君提出）（第五六号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律
著作権法の一部を改正する法律
民法等の一部を改正する法律
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく令和七年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
辞任　補欠
神谷　宗幣君　初鹿野裕樹君
法務委員
辞任　補欠
見坂　茂範君　山崎　正昭君
外交防衛委員
辞任　補欠
小野田紀美君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　赤松　健君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
厚生労働委員
辞任　補欠
猪瀬　直樹君　青島　健太君
国土交通委員
辞任　補欠
山崎　正昭君　見坂　茂範君
青島　健太君　猪瀬　直樹君
初鹿野裕樹君　神谷　宗幣君
行政監視委員
辞任　補欠
赤松　健君　小野田紀美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策及び東日本大震災復興特別委員
辞任　補欠
星　北斗君　藤井　一博君
宮本　周司君　長谷川英晴君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員
辞任　補欠
小林孝一郎君　東野　秀樹君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員会
理事　朝日健太郎君　（朝日健太郎君の補欠）
理事　東野　秀樹君　（東野秀樹君の補欠）

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）

同日委員長から次の報告書が提出された。
郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆第一三号）審査報告書
社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書
日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書
日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書
刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）審査報告書

審査報告書

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十八日

外交防衛委員長　里見　隆治

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、自衛隊とフィリピンの軍隊との間で、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供における決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊とフィリピンの軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定

日本国政府及びフィリピン共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

二国間の防衛協力を強化することに寄与する、二千十五年一月二十九日に東京で署名された日本国防衛省とフィリピン共和国国防省との間の防衛協力及び交流に関する覚書及び二千二十四年七月八日にマニラで署名された日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を想起し、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における枠組みを設けることにより、防衛協力及び交流を促進し、及び強化することで、二国間関係の一層の発展及び強化を図ることを希望し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれかの一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はフィリピンの軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、この協定の不可分の一部を成す付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はフィリピンの軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　物品の提供については、

i　受領締約国政府は、提供締約国政府に

とって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii　提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii　受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b　役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。

2　いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1aiii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1　この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3　この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2　1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。改正は、それぞれの国によりその国内手続に従って承認されるものとし、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年一月十五日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充

フィリピン共和国政府のために
マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

審査報告書

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十八日

外交防衛委員長　里見　隆治

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、自衛隊とオランダ王国の軍隊との間で、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供における決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊とオランダ王国の軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定

日本国政府及びオランダ王国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊（以下「オランダ軍隊」という。）との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とオランダ軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びオランダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とオランダ軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びオランダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びオランダ軍隊が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はオランダ軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、この協定の不可分の一部を成す付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はオランダ軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とオランダ軍隊との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　物品の提供については、

i　受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii　提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返

還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii　受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b　役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。

2　いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1aiii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

2　この協定の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2　1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条2の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月十八日にハーグで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　道井緑一郎

オランダ王国政府のために
　ルーベン・ブレーケルマンス

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

審査報告書

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十八日

外交防衛委員長　里見　隆治

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、自衛隊とニュージーランド国防

軍との間で、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供における決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊とニュージーランド国防軍が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

日本国政府及びニュージーランド政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍による武器の提供を含むものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　物品の提供については、

i　受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii　提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返

還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii　受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b　役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。

2　いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1aiii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1　この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するニュージーランド国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。

2　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3　この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2　1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充

ニュージーランド政府のために
ジュディス・コリンズ

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十八日

外交防衛委員長　里見　隆治

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とカナダとの間で、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互に直接連絡すること等を定めるものである。この条約の締結により、我が国からカナダに対して請求する共助がカナダにおいて一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化及び迅速化が期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約

日本国及びカナダ（以下「両締約国」という。）は、

刑事に関する共助の効果的な措置により、両国において犯罪と戦うための二国間協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　趣旨、目的及び共助の範囲

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、他方の締約国における犯罪に関する捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。「他方の締約国における犯罪」とは、日本国に関しては、日本国の法令によって罰することができる犯罪をいい、カナダに関しては、カナダ議会の法律又はカナダの州若しくは準州の立法機関の法律によって創設された犯罪をいう。

2　共助には、次の措置をとることを含む。

(a)　証言又は供述の取得

(b)　映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた証言又は供述の取得を可能とすること。

(c)　証拠となる書類、記録その他の物（以下「物件」という。）の取得（捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）

(d)　人、物件又は場所の見分（捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）

(e)　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(f)　被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

(g)　捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達

(h)　拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であって、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのもの

(i)　刑事手続に関する文書の送達

(j)　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

(k)　被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で決定されたもの

3　被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

4　この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げ、又は証拠を取得し、若しくは排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条　中央当局

1　各締約国は、この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。カナダについては、中央当局は、カナダ司法大臣又は同大臣が指定する者とする。

2　この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3　両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。その連絡については、信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）により行うことができる。

第三条　共助の拒否事由

1　被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(a)　被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(b)　被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(c)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為について、自国の重要な利益を害するおそれがある刑罰が請求国の法令の下で科され得ると認める場合。ただし、被請求国は、両締約国が請求された共助を実施するための条件について決定し、及び請求国が当該条件を満たす場合には、当該共助を実施することができる。

(d)　被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(e)　被請求国が、共助の請求が何人かをその者の人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見、性、性的指向、言語、皮膚の色、年齢若しくは精神的若しくは身体的な障害を理由に訴追し若しくは処罰する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる十分な理由があると認める場合

(f)　被請求国が、請求国における捜査、訴追そ

の他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であって、請求された共助の実施に当たり自国の法令に基づく裁判所の命令その他の強制措置が必要であると認めるとき。

2　被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条　共助の請求の形式及び内容

1　請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合において、被請求国の中央当局が求めるときは、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。

2　共助の請求及び補助的な文書には、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。公用語は、日本国については、日本語とし、カナダについては、英語及びフランス語とする。

3　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(a)　権限のある当局（共助の請求に係る捜査、訴追その他の刑事手続について責任を有する捜査機関、訴追機関又は司法機関をいう。）の名称

(b)　捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる事実及び被請求国の中央当局が求める場合には、当該事実を裏付ける証拠の要約

(c)　捜査、訴追その他の刑事手続の内容及び段階

(d)　請求国の関係法令の条文

(e)　請求する共助の内容についての説明

(f)　請求する共助の目的（被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求において求めるものが被請求国の領域内に所在し、及び捜査、訴追その他の刑事手続に関連すると信ずるに足りる証拠上の根拠を含む。）についての説明

4　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(a)　証言、供述若しくは物件の提出が求められている者又は請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる者の特定、国籍及び所在地に関する情報

(b)　証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明

(c)　証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表

(d)　取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(e)　見分されるべき人、物件又は場所に関する情報

(f)　人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明

(g)　特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(h)　送達を受けるべき者の特定及び所在地、当該者と刑事手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(i)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明

(j)　請求する共助に関する証明書の要求及び当該要求の理由

(k)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(l)　該当する場合には、捜査又は訴追の対象となる事件の知識を有する被請求国における公務員の氏名及び連絡先の詳細

(m)　請求する共助の実施について請求国が求める期限及び当該期限の理由

(n)　請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

5　被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条　請求された共助の実施

1　被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国は、当該共助を実施するためにあらゆる合理的な措置をとる。

2　被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、可能な場合には、共助の請求において示された方法により当該共助を実施する。

3　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国の重要な利益を害し、又は自国における進行中の捜査、訴追その他の刑事手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、当該実施を保留する決定につき速やかに通報するものとし、自国が一定の条件を付して当該共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4　被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。

5　被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

6　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

7　被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。

8　被請求国は、請求国が書類又は記録の原本又は写しの提供を明示的に要請し、及びこれらの原本又は写しを求める理由を説明する場合を除くほか、当該書類又は記録の認証謄本又は電子版を提供することができる。被請求国は、当該書類又は記録の原本又は写しの提供の要請に従うよう最善の努力を払う。

9　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、提供される物件を請求国の法令に基づき刑事手続において証拠とし得るものとするため、請求国が定める様式により、又は請求国が定める証明書若しくは陳述書を添付して、当該物件を提供する。

10　被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条　費用

1　被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。

2　1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国が負担する。

(a)　鑑定人に支払う手数料

(b)　翻訳、通訳及び記録に要する費用

(c)　第十条、第十五条及び第十六条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費

3　両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

第七条　使用制限及び秘密性

1　請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の刑事手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を開示し、又は使用してはならない。この1の規定は、請求国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような当該物件を開示することを妨げるものではない。この場合において、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局に対してその開示に先立って通報し、及び要請があったときは、被請求国の中央当局と協議する。請求国の中央当局は、例外的にその通報を事前に行うことができなかった場合には、被請求国の中央当局に対して遅滞なくその開示について通報する。

2　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

第八条　物件の輸送、保管及び返還

1　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2　被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3　請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を改変するおそれ又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条　証言又は供述の取得

1　被請求国は、請求国の請求により、証言又は供述を取得する。被請求国は、証人の証言又は供述の取得のための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該公務員が証言又は供述の提出を求められている者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。請求国の公務員は、直接質問することが認められない場合には、当該証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3　被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員以外の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認め、及びその立会いの条件を定めることができる。

第十条　ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること

1　請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合において、その聴取が請求国の捜査、訴追その他の刑事手続において必要であるときは、被請求国は、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。両締約国は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するため、並びにビデオ会議を通じた聴取に適用される条件及び方法を相互に決定するために協議する。

2　両締約国間で別段の決定を行う場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。

(a)　被請求国は、聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を容易にするために当該者を招請する。

(b)　請求国は、必要に応じ、被請求国の関係当局又は聴取される者の要請により、当該関係当局又は当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(c)　聴取は、請求国の法令、被請求国の法の基本原則及び両締約国間で相互に決定した条件に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。

(d)　被請求国の関係当局は、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。当該関係当局は、当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合又は両締約国間で相互に決定した条件が尊重されていないと認める場合には、当該聴取が当該基本原則及び当該条件に従って行われることを確保するため、当該聴取への介入並びに当該聴取の延期及び打切りを含む必要な措置を直ちにとる。

(e)　両締約国は、自国の法令に基づき聴取される者に与えられる証言を行わない権利を確保し、及び両締約国間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置をとる。

第十一条　物件の取得

1　被請求国は、請求国の請求により、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（捜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、適当と認める場合には、物件の取得に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

第十二条　人、物件又は場所の見分

1　被請求国は、請求国の請求により、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、適当と認める場合には、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

第十三条　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、請求国の請求により、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十四条　公務員の保有する物件の提供

1　被請求国は、請求国の請求により、自国の立

法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2　被請求国は、請求国の請求により、自国の裁量によって、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手できないものの全部又は一部を、適当と認める条件に従い、請求国に提供することができる。

第十五条　出頭の招請の伝達

1　被請求国は、請求国の請求により、自国に所在し、捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し、当該者が招請されていることを書面により伝達する。

2　請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に基づき、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

3　この条の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が求められている者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認を与える場合は、この限りでない。

4　この条の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し3の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a)　当該者が、自らの出頭が必要でなくなった旨を権限のある当局によって書面により通知され、及び請求国から離れなかった場合にあっては、その通知の時から十五日が経過した時

(b)　当該者が請求国を離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c)　当該者が、出頭期日に権限のある当局に出頭せず（やむを得ない事情によるときを除く。）、及び請求国を離れなかった場合にあっては、当該出頭期日から十五日が経過した時

5　請求国の中央当局は、保護措置が4の規定に従って終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

6　この条の規定の下で請求国の権限のある当局に出頭しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条　拘禁されている受刑者の一時的な移送

1　証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のため、被請求国によって拘禁されている受刑者の身柄が請求国の領域内に所在することが求められる場合には、被請求国は、その目的のため、当該受刑者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令により認められる場合であって、当該受刑者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認するときに限る。

2　請求国は、次のことを行う。

(a)　被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従って身柄を移された者を拘禁すること。

(b)　両締約国の中央当局による事前の決定その他の決定に従い、1の規定に従って身柄を移された者を被請求国に直ちに送還すること。

3　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、請求国によって拘禁された期間中、引き続き被請求国において刑に服していたものとみなす。

4　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。

5　この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条　文書の送達

1　文書の送達に係る共助の請求には、送達される文書の被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。

2　被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施するものとし、請求国に対して送達の証明（送達が実施された日付、場所及び方法を含む。）を送付する。

3　共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

4　この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求国の権限のある当局への出頭を求めるものに従わない者は、共助の請求又は当該裁判上の文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十八条　犯罪の収益又は道具

1　被請求国は、請求国の請求により、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2　被請求国の法令が要求する場合には、1に規定する没収又は保全に係る共助の請求には、裁判所による没収又は保全の命令の認証謄本を添付する。

3　犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具を請求国に移転することができる。

第十九条　他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十条　協議

1　両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十一条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十二条　効力発生、改正及び終了

1　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3　この条約は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。

4　各締約国は、他方の締約国に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

5　被請求国は、その裁量によって、この条約の規定に従い、この条約の終了の通告の後、その終了の効力発生の日までに受領した共助の請求を処理することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十五年十二月十二日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために
　山野内勘二

カナダのために
　シャリーン・カーティス＝ミカレフ

審査報告書

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十八日

総務委員長　吉川　沙織

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の見直しを行うほか、日本郵便株式会社について基盤的サービス提供業務を本来業務に追加し、地域貢献業務の実施の努力義務を定め、日本郵政株式会社による地域貢献基金の設置について定めるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を拡充する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行による減収見込額は、令和九年度約千二百四十七億円、令和十年度約五百五十四億円である。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年六月十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

郵政民営化法等の一部を改正する法律

（郵政民営化法の一部改正）

第一条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「郵便局ネットワーク」を「前二項に規定するもののほか、郵便局ネットワーク」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、地域住民が必要な基盤的サービス（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第五項に規定する基盤的サービスをいう。）を受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源（同項に規定する郵便の業務等に係る経営資源をいう。）が活用されるようにするものとする。

第二十条に次の一項を加える。

2　民営化委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第二十一条（見出しを含む。）中「委員」の下に「及び臨時委員」を加える。

第二十二条の見出し中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条に次の一項を加える。

4　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第六十三条第一項中「第十三条第一項中「この法律」」を「第十三条第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」に、「この法律並びに郵政民営化法（」を「、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）並びに郵政民営化法（」に、「第十四条第一項中「この法律」」を「第十四条第一項中「及び機構法」」に、「この法律並びに郵政民営化法第六十一条」を「、機構法並びに郵政民営化法第六十一条」に改める。

第八十九条の二中「（平成十七年法律第百号）」を削る。

第九十二条中「第四条第二項第三号」を「第四条第一項第八号ロ及び第二項第二号」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

附則第二条の次に次の三条を加える。

（郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例）

第二条の二　第七条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「ものとする」とあるのは、「ものとする。ただし、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式がそれぞれの発行済株式の総数に占める割合は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、同条に規定する責務の履行を確保する観点から、三分の一を超えているものとする」とする。

2　日本郵政株式会社は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、第七条の二に規定する責務の履行を確保する観点から、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行している株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項及び第四項第一号において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を、それぞれ保有していなければならない。

3　前項の規定の適用がある場合における第六十二条第一項及び第六十三条第一項の規定の適用については、第六十二条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、附則第二条の二第二項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により保有していなければならない株式については、この限りでない」と、第六十三条第一項中「前二条」とあるのは「第六十一条、附則第二条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する前条」と、「第六十一条及び第六十二条」とあるのは「第六十一条、附則第二条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十二条」とする。

4　前条第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合には、日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一　郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

5　前条第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」とあるのは「、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）附則第二条の二第二項及び第四項」と、同条第二項及び同法第十四条第一項中「及び機構法」とあるのは「、機構法並びに郵政民営化法附則第二条の二第二項及び第四項の規定」と、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法附則第二条の二第四項に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

（郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の見直し）

第二条の三　民営化委員会は、当分の間、第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても第七条の二に規定する責務の履行を確保するための方策が講じられているかどうかについて検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

2　政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、同項に規定する場合においても第七条の二に規定する責務の履行が確保されるかどうかについて検討を加え、その結果に基づき、前条に規定する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　附則第二条第二号に定める日後における前項の規定の適用については、同項中「前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、同項に規定する場合」とあるのは、「日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合」とする。

（移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方の検討）

第二条の四　民営化委員会は、第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、次に掲げる事項について検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

一　移行期間中の郵便貯金銀行の業務に関する規制が郵便貯金銀行と他の金融機関等（第百五条第一項に規定する金融機関等をいう。）との間の競争関係及び郵便貯金銀行の経営に及ぼす影響

二　移行期間中の郵便保険会社の業務に関する規制が郵便保険会社と他の生命保険会社（第百三十五条第一項に規定する生命保険会社をいう。）との間の競争関係及び郵便保険会社の経営に及ぼす影響

2　政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本郵政株式会社法の一部改正）

第二条　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の三」に、「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第五条に次の二項を加える。

3　会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。

4　前項の「基盤的サービス」又は「郵便の業務等に係る経営資源」とは、それぞれ日本郵便株式会社法第二条第五項に規定する基盤的サービス又は郵便の業務等に係る経営資源をいう。

第六条の次に次の一条を加える。

（地域貢献資金の交付）

第六条の二　会社は、日本郵便株式会社に対し、日本郵便株式会社が地域貢献業務（日本郵便株式会社法第四条第五項に規定する地域貢献業務をいう。）を実施する場合において、その実施に要する費用の一部に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

2　前項に規定するもののほか、地域貢献資金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十一条中「処理」の下に「、第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立て」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（剰余金の配当の特例）

第十一条の二　政府の所有する株式に対する剰余金の配当については、会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。

第二章中第十二条の次に次の二条を加える。

（地域貢献基金）

第十二条の二　会社は、日本郵便株式会社法第四条第六項の規定による通知を受けたときは、地域貢献資金の交付の財源として地域貢献基金を設け、附則第三条の三第一項又は次項の規定により積み立てる金額をもってこれに充てるものとする。

2　会社は、剰余金のうち総務省令で定めるものの一部を地域貢献基金に積み立てることができる。

3　会社は、地域貢献基金を設けたときは、地域貢献基金に係る経理について、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

4　会社は、地域貢献基金を設けたときは、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　その事業年度において第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額

二　その事業年度において第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した金額

三　その事業年度の末日における地域貢献基金の額

5　前各項に定めるもののほか、地域貢献基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（地域貢献基金の特例）

第十二条の三　会社は、日本郵便株式会社の業務又は財産の状況に照らして日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、地域貢献基金の一部を取り崩し、日本郵便株式会社に対し、当該取り崩した額に相当する金額を当該責務の履行に要する費用に充てるための資金として交付することができる。

第十三条第一項中「この法律」の下に「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」を加え、同条第二項中「この法律」の下に「及び機構法」を加える。

第十四条第一項中「この法律」の下に「及び機構法」を加える。

第十六条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第十二条の二第四項の規定による提出をしたとき」を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議）

第十六条の二　会社は、第五条第一項の責務を果たすため、日本郵便株式会社、関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。次項において同じ。）及び関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。次項において同じ。）に対し、必要な協議を求めることができる。

２　総務大臣は、第五条第一項の責務の履行の確保が図られるよう、会社、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、前項の協議に関し、必要な助言をすることができる。

３　会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、第一項の協議の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

第二十一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十二条の二第四項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした同項に規定する書類を提出したとき。

附則第三条の次に次の二条を加える。

（政府の所有する株式に関する特例）

第三条の二　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十二条第四項の規定が適用される間における第十一条の二の規定の適用については、同条中「政府の所有する株式に」とあるのは、「政府の所有する株式（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をしたものを除く。以下この条において同じ。）に」とする。

（地域貢献基金への積立て）

第三条の三　会社は、次に掲げる株式の処分により利益金を生じた場合において、地域貢献基金を設けているときは、当該株式の処分がされた日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、当該利益金の額に相当する金額の全部又は一部を地域貢献基金に積み立てなければならない。

一　郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。次項において同じ。）の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

二　郵便保険会社（郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。次項において同じ。）の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分

２　会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日又は郵便保険会社の株式の全部を処分した日のいずれか遅い日の属する事業年度の翌事業年度までの各事業年度に係る第十二条の二第四項及び第二十一条の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びにその事業年度において附則第三条の三第一項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額及びその積立てに係る同項に規定する利益金の額」と、同条第六号の二中「第十二条の二第四項」とあるのは「第十二条の二第四項（附則第三条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「、同項」とあるのは「、第十二条の二第四項」とする。

（日本郵便株式会社法の一部改正）

第三条　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び保険窓口業務」を「、保険窓口業務及び基盤的サービス提供業務」に改める。

第二条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　会社が営む銀行代理業に関して関連銀行が会社に支払うべき手数料に関する事項

第二条第三項中「（第五条」を「（第五条第一項及び第七条第三項第一号」に、「第五条の」を「第五条第一項の」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行に関して関連保険会社が会社に支払うべき手数料に関する事項

第二条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

５　この法律において「基盤的サービス提供業務」とは、公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスその他の地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービス（以下「基盤的サービス」という。）の提供であって、会社が国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者の委託を受けて、郵便の業務等に係る経営資源（郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うための施設、郵便物の集配ネットワーク、郵便局ネットワークその他の郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る経営資源をいう。第五条第二項において同じ。）を活用して行うものに係る業務をいう。

第四条第一項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で行う次に掲げる業務

イ　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

ロ　基盤的サービス提供業務（イに掲げるものを除く。）

ハ　イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

第四条第二項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「第二項第三号」を「第一項第八号ロ及び第二項第二号」に、「及びこれ」を「並びにこれら」

に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項第二号から第五号まで」に改め、「代行を」の下に「同項第八号ロ」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　会社は、第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち次の各号のいずれにも該当すると認められるもの（次項において「地域貢献業務」という。）をできる限り実施するよう努めるものとする。

一　地域住民の生活の維持のために必要であること。

二　会社以外の者による実施が困難であること。

6　会社は、地域貢献業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣及び日本郵政株式会社に通知しなければならない。

第五条に次の二項を加える。

2　会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。

3　会社は、その業務の運営に当たっては、前二項の責務を果たすため、常に経営を適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

第七条の見出し中「内容の届出」を「認可」に改め、同条中「、総務省令で定めるところにより」を削り、「締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければ」を「締結しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければ」に改め、「変更しようとするとき」の下に「（総務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　会社は、前項の総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3　総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする観点から適当なものであること。

二　第二条第二項第四号又は第三項第四号に掲げる手数料に関する事項が適正に定められていること。

第七条の次に次の一条を加える。

（基盤的サービス提供業務の実施に関する協議）

第七条の二　会社は、国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者から、特定の郵便局（郵便窓口業務を行う会社の営業所であって、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを含む。）における第四条第一項第八号ロに掲げる業務の実施に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

第十八条第二項第一号中「第七条」を「第七条第二項」に改め、同項第二号中「第十条」を「第七条第一項又は第十条」に改める。

第二十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第七条第一項の規定に違反して、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結し又は変更したとき。

第二十三条第三号中「第七条」を「第七条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二条第二項の表第二条第四項の項の次に次のように加える。

第四条第一項第八号	前各号に掲げる業務	前各号に掲げる業務及び附則第二条第一項に規定する業務

附則第二条第二項の表第四条第三項の項の次に次のように加える。

第四条第五項	第一項	第一項及び附則第二条第一項

附則第二条第二項の表第六条第二項第二号の項中「第六条第二項第二号」の下に「及び第七条の二」を加える。

附則に次の一条を加える。

（経営の適正かつ効率的な実施に係る事業計画の特則）

第三条　会社は、当分の間、第十条の事業計画に経営の適正かつ効率的な実施に係る方針を記載しなければならない。

2　前項の方針は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用を通じた業務の効率化に関する事項

二　第五条第二項の責務を果たすための第二条第五項に規定する郵便の業務等に係る経営資源の活用に関する事項

（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「郵便局ネットワーク支援業務」を「郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務」に、「第十八条の六」を「第十八条の九」に改める。

第三条中「維持」の下に「及び活用（以下「郵便局ネットワークの維持等」という。）」を加え、「基本的な役務」を「郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務並びに基盤的サービス（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第五項に規定する基盤的サービスをいう。）」に改める。

第六条第二項中「二人」を「三人以内」に改める。

第九条第一項第二号中「（平成十七年法律第百号）」を削る。

第十三条第一項第一号中「この号及び第二十八条第一項第一号において」を削り、同項第三号中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に改め、同号イ中「費用」の下に「（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務（八及び第十八条の三第二項各号において単に「銀行窓口業務」という。）及び同法第二条第三項に規定する保険窓口業務（八及び第十八条の三第二項各号において単に「保険窓口業務」という。）に係る部分に限る。）」を加え、同号ロ中「拠出金」を「イの交付金に関し関連銀行及び関連保険会社から拠出金」に改め、同号に次のように加える。

ハ　郵便局ネットワークの維持等に要する費用（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務（第十八条の三第二項第一号イにおいて単に「郵便窓口業務」という。）及び同法第二条第五項に規定する基盤的サービス提供業務（銀行窓口業務、保険窓口業務その他総務省令

で定める業務を除く。以下「基盤的サービス提供業務」という。）に係る部分に限る。）の一部に充てるための交付金を交付すること。

ニ　ハの交付金に関し日本郵政株式会社から拠出金を徴収すること。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節　郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務

第十八条の二の見出し中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改め、同条第一項中「単に「交付金」」を「「金融窓口関連交付金」」に改め、同条第二項中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改め、同項第一号中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に改め、「含む」の下に「。第十八条の六第二項において同じ」を、「こと」の下に「並びに地域における需要に応じて郵便局ネットワークを活用した基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすること」を加え、同項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、同条第三項及び第四項中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改める。

第十八条の三の見出し中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改め、同条第一項中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号イ及びロ」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「郵便局ネットワーク支援業務」を「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務」に改め、同条第二項中「前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額」を「それぞれ、次の各号に掲げる額のうち関連銀行に係る額の合計額及び当該各号に掲げる額のうち関連保険会社に係る額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前条第二項第一号に掲げる額を、総務省令で定める方法により、次のイからハまでに掲げる者について、その者の当該イからハまでに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

イ　日本郵便株式会社　郵便窓口業務及び基盤的サービス提供業務

ロ　関連銀行　銀行窓口業務

ハ　関連保険会社　保険窓口業務

二　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額を、総務省令で定める方法により、次のイ又はロに掲げる者について、その者の当該イ又はロに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額

イ　関連銀行　銀行窓口業務

ロ　関連保険会社　保険窓口業務

第十八条の三第三項中「単に「拠出金」」を「「金融窓口関連拠出金」」に、「当該拠出金」を「当該金融窓口関連拠出金」に改め、同条第四項及び第五項中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改める。

第十八条の四の見出し中「資料」を「金融窓口関連交付金等に係る資料」に改め、同条第一項中「交付金又は拠出金」を「金融窓口関連交付金又は金融窓口関連拠出金」に改める。

第十八条の五第一項、第三項及び第五項中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改める。

第十八条の六中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に、「額及び」を「額」に、「交付金」を「金融窓口関連交付金の額及び第十八条の六第一項の規定により交付された郵便窓口等関連交付金」に改め、第三章第四節中同条を第十八条の九とし、第十八条の五の次に次の三条を加える。

（郵便窓口等関連交付金の交付）

第十八条の六　機構は、年度ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号ハの交付金（以下「郵便窓口等関連交付金」という。）を交付する。

2　前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される郵便窓口等関連交付金の額は、第十八条の二第二項第二号に掲げる額の範囲内において、次に掲げる郵便局で郵便の役務及び基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額とする。

一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の総務省令で定める地域に所在する全ての郵便局（日本郵便株式会社の営業所に限る。）

二　前号に掲げる郵便局以外の郵便局（これらの郵便局における基盤的サービス提供業務の実施の状況及び必要性を勘案して総務省令で定める方法により算定した数の郵便局に限る。）

3　第十八条の二第三項及び第四項の規定は、郵便窓口等関連交付金について準用する。この場合において、同項中「額（第二項各号に掲げる額を含む。）」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

（郵便窓口等関連拠出金の徴収）

第十八条の七　機構は、第三項の規定による通知を受けたときは、その都度、第十三条第一項第三号ハ及びニの業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、日本郵政株式会社から、拠出金を徴収する。

2　前項の規定により日本郵政株式会社から徴収する拠出金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額に政府の所有する日本郵政株式会社の株式の数を乗じて得た額とする。

一　日本郵政株式会社が政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額

二　前号に掲げる額に日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十一条の二の政令で定める割合を乗じて得た額

3　総務大臣は、日本郵政株式会社の剰余金の配当の決議について日本郵政株式会社法第十一条の規定による認可を行ったときは、機構に対し、日本郵政株式会社が納付すべき第一項の拠出金（以下「郵便窓口等関連拠出金」という。）の額を通知しなければならない。

4　機構は、前項の規定による通知を受けたときは、日本郵政株式会社に対し、納付すべき郵便窓口等関連拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5　日本郵政株式会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、郵便窓口等関連拠出金を納付する義務を負う。

（郵便窓口等関連交付金に係る資料の提出の請求等）

第十八条の八　第十八条の四の規定は、郵便窓口等関連交付金について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第十八条の二第三項又は前条第三項」とあるのは「第十八条の六第三項において準用する第十八条の二第三項」と、「日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社」とあるのは「日本郵便株式会社」と読み替えるものとする。

第十九条第三号を次のように改める。

三　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務　金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定

第十九条に次の一号を加える。

四　郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務　郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定

第二十五条第一項中「及び簡易生命保険勘定」を「、簡易生命保険勘定及び郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定」に改め、同条第三項中「郵便局ネットワーク支援勘定」を「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定」に改める。

第二十六条中「及び郵便局ネットワーク支援業務」を「、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務及び郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務」に改める。

第三十二条の二第一号中「第十八条の三第二項」を「第十八条の三第二項各号」に改める。

第三十三条第五号及び第六号を削り、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第十八条の六第二項又は第二十八条第二項の総務省令を定めようとするとき　財務大臣

五　第十八条の六第三項において準用する第十八条の二第三項、第二十六条又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき　財務大臣

第三十八条第一号中「第十八条の四第三項」の下に「（第十八条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（政府の所有する日本郵政株式会社の株式に関する特例）

第二条の二　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十二条第四項の規定が適用される間における第十八条の七第二項の規定の適用については、同項中「政府の所有する日本郵政株式会社の株式」とあるのは、「政府の所有する日本郵政株式会社の株式（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をしたものを除く。）」とする。

（郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務の財源の特例）

第二条の三　機構は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、毎事業年度、旧郵便貯金法第二十九条又は第四十条の規定によりその事業年度の前事業年度にその権利が消滅した郵便貯金の合計額（郵便貯金管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額に限る。）を郵便貯金勘定から郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れるものとする。

２　機構は、第十九条の規定にかかわらず、郵便貯金勘定に属する財産の状況に照らして第十三条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務の実施のために特に必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、前項（郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第五条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により繰り入れた金額の範囲内において総務大臣の承認を受けた金額を郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定に繰り入れることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条（郵政民営化法第二十条に一項を加える改正規定、同法第二十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第二条の次に三条を加える改正規定に限る。）の規定並びに次条並びに附則第三条、第五条第一項及び第二項並びに第七条の規定　公布の日

二　附則第四条第一項から第四項までの規定　公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条（郵政民営化法第六十三条第一項の改正規定に限る。）、第二条（日本郵政株式会社法第十一条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定及び同法附則第三条の次に二条を加える改正規定（同法附則第三条の二に係る部分に限る。）及び第四条の規定並びに附則第五条第三項から第十項までの規定　令和九年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵政民営化法第七条の二第一項に規定する郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）及び郵便保険会社（同法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社の間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第五条において「第三号施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の郵政民営化法附則第二条の二第五項の規定の適用については、同項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）とあり、「、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）とあり、及び「、機構法」とあるのは、「この法律」とする。

（日本郵便株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　日本郵便株式会社は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（以下この条において「新日本郵便株式会社法」という。）第四条第一項第八号ロ及び第二項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を営もうとするときは、施行日前においても、同条第四項の規定の例により、総務大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした日本郵便株式会社は、新日本郵便株式会社法第十八条第二項及び第二十三条の規定の適用については、施行日において新日本郵便株式会社法第四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2　郵政民営化法第九十三条第二項の規定は、総務大臣が前項前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合における同法第十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第九十三条第二項」とあるのは、「第九十三条第二項（郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

3　日本郵便株式会社は、施行日前に、銀行窓口業務契約（新日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約をいう。以下この条において同じ。）及び保険窓口業務契約（新日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務契約をいう。以下この条において同じ。）について、新日本郵便株式会社法第七条第一項前段及び第三項の規定の例により、総務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可を受けた銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約は、新日本郵便株式会社法第十八条第二項及び第二十三条の規定の適用については、施行日において新日本郵便株式会社法第七条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

4　施行日以後における銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の締結又は変更については、第三条の規定による改正前の日本郵便株式会社法第七条の規定は適用しない。

5　新日本郵便株式会社法附則第三条の規定は、日本郵便株式会社の令和九年四月一日の属する事業年度に係る事業計画から適用する。

（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　総務大臣は、第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（以下この条において「新機構法」という。）第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項各号の総務省令を定めようとするときは、第三号施行日前においても、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第三十二条の二の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2　総務大臣は、新機構法第十八条の六第二項の総務省令を定めようとするときは、第三号施行日前においても、財務大臣に協議することができる。

3　新機構法第十三条第一項（第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第十八条の五の規定は、第三号施行日の属する年度（新機構法第十八条の二第一項に規定する年度をいう。以下この条において同じ。）以降に新機構法第十八条の二第一項の規定により交付される交付金及び新機構法第十八条の三第一項の規定により徴収する拠出金について適用し、当該年度より前の年度に第四条の規定による改正前の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（以下この項及び第五項において「旧機構法」という。）第十八条の二第一項の規定により交付される交付金及び旧機構法第十八条の三第一項の規定により徴収する拠出金については、なお従前の例による。

4　新機構法第十八条の九の規定は、日本郵便株式会社が令和十年四月一日の属する年度以降の年度において提出及び公表をすべき書類について適用し、日本郵便株式会社が当該年度より前の年度において提出及び公表をすべき書類については、なお従前の例による。

5　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下この条において「機構」という。）が、第三号施行日の属する年度以降に第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧機構法第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務を行う場合には、これらの業務は、新機構法第十八条の三第一項に規定する金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務（次項において単に「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）とみなす。

6　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、令和九年六月三十日までの間、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十条に規定する郵便貯金管理業務（第八項において単に「郵便貯金管理業務」という。）又は簡易生命保険管理業務（同項において単に「簡易生命保険管理業務」という。）の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額を、新機構法第十九条第一号に定める郵便貯金勘定（次項から第九項までにおいて単に「郵便貯金勘定」という。）又は同条第二号に定める簡易生命保険勘定（次項から第九項までにおいて単に「簡易生命保険勘定」という。）から同条第三号に定める金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定（次項において単に「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定」という。）に繰り入れることができる。

7　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、前項の規定により郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れた金額に相当する金額については、令和十年三月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定に繰り入れるものとする。

8　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、令和九年六月三十日までの間、新機構法第十八条の七第一項に規定する郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用の一部に充てるため、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額を、郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から新機構法第十九条第四号に定める郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定（次項において単に「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定」という。）に繰り入れることができる。

9　機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、前項の規定により郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れた金額に相当する金額については、令和十年三月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定に繰り入れるものとする。

10　機構の第三号施行日の属する事業年度における新機構法附則第二条の三第一項の規定の適用については、同項中「機構は、当分の間」とあるのは「機構は」と、「毎事業年度」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する事業年度において」と、「その事業年度の前事業年度」とあるのは「令和四年四月一日から当該事業年度の前事業年度の末日までの間」とする。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

審査報告書

社会福祉法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十八日

厚生労働委員長　小川　克巳

参議院議長　関口　昌一　殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、全ての市町村において包括的支援体制を構築し、誰もが取り残されることなく地域で支え合う社会を実現するため、市町村への伴走支援の強化を図ること。また、小規模市町村における包括的支援体制の整備に当たっては、人員配置基準の柔軟化が安易な兼務による現場の過重負担や専門性の低下を招くことのないよう留意し、必要な研修機会の確保並びに都道府県及び近隣市等による後方支援体制を整備するなど必要な措置を講ずること。

二、重層的支援体制整備事業を活用する自治体における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう、各自治体の取組状況や実情を十分に踏まえ、小規模市町村における体制整備への支援とあわせて、必要な予算の確保に取り組むこと。また、重層的支援体制整備事業実施計画の目標設定に際しては、単なる相談件数等の数値のみならず、質的な成果を適切に評価できる項目を設定するとともに、それらの進捗についてロジックモデルを活用し、ＰＤＣＡサイクルによる検証と改善が図られる仕組みを構築すること。

三、生活困窮者自立支援法における各事業の委託については、支援の質の向上や相談支援員等の処遇改善を含めて事業の継続性を確保するため、地方自治体に対して複数年度契約の方法も採り得ることの周知を委託先選定ガイドラインの再周知も含めて図るとともに、相談支援員の雇用の安定と専門性の向上を促進すること。併せて、事業の委託期間や相談支援員の雇用形態及び賃金水準等の実態を把握し、良質な人材確保を促す補助体系の見直しを検討すること。

四、中山間・人口減少地域における特定地域サービスの対象地域について、国として基準を可能な限り具体的かつ明確に示し、都道府県による指定に係る考え方を公表すること。特に、同一市町村内に一般地域と中山間・人口減少地域が混在する場合においては、市町村未満の地域指定について客観的基準を明確化するとともに、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう、適切に運用すること。また、指定状況、サービス提供状況及び質の評価結果について、国が検証を実施し公表すること。さらに、制度の運用に当たっては、サービスの質及び職員の負担への影響を十分検証すること。特に、夜勤要件の緩和については、テクノロジーの活用による生産性向上には一定の効果が認められる一方、それが介護職員に代替するものではないことを踏まえ、夜間帯における利用者の安全確保及び職員の負担軽減の観点から、慎重に対応するとともに、緩和後における転倒・急変等への緊急対応体制を確保し、小規模事業者を含む地域の介護提供体制の維持に配慮すること。

五、中山間・人口減少地域における包括的な評価の仕組みの導入については、利用が少ないほど事業者の収益の増加が生じ得ること等に留意し、サービスの質及び量並びに介護保険制度の公平性及び公正性が損なわれることのないよう丁寧に検討すること。また、移動時間等に係るコストや人材確保に必要な賃金水準等を踏まえ、事業継続が可能となる報酬体系の在り方について労使等の関係者の参画する場で検討を行うこと。その際、特定地域に係る負担が著しく増加することのないよう、調整交付金の機能強化、地域医療介護総合確保基金の拡充等の財政支援措置について幅広く検討すること。併せて、特定地域以外の訪問系サービスについて、利用者宅間の移動コスト等を勘案した包括的な評価の仕組みの導入の可否について、地域間格差及び利用者負担の公平性等に配慮しつつ検討すること。

六、頼れる身寄りのない高齢者等への新たな支援事業の実施に当たっては、本事業が利用料収入による運営を原則としていることも踏まえつつ、低所得者や生活保護受給者が経済的理由によって必要な支援から漏れることのないよう、適切な利用料の設定や減免措置の在り方を検討すること。また、当該事業の具体的な制度設計に当たっては、対象者の範囲、支援内容、利用者との契約の在り方、死後事務の範囲及び相続関連事務との切り分け等について、社会福祉協議会を始め、福祉、医療、法律等の関係者が参画し、検討を行う場を設けること。併せて、社会福祉協議会における適切な人員体制の確保が図られるよう、安定的な運営を可能とする実情を踏まえた必要な支援を検討するとともに、対応困難なケースが社会福祉協議会に集中することのないよう、社会福祉法人や民間事業者を含む多様な担い手の参画を促すこと。さらに、いわゆる「高齢者等終身サポート事業」については、トラブル未然防止の観点から、優良事業者認定制度の創設等、品質確保のための方策を検討すること。

七、成年後見制度や日常生活自立支援事業における権利擁護支援体制の強化に当たっては、市町村が設置する地域権利擁護相談支援センターが中核機関としての機能を発揮できるよう、必要な支援を講ずること。

八、中重度の要介護者等を入居させる住宅型有料老人ホームの登録基準の策定に当たっては、要介護三以上の者の安全性確保、夜間における緊急時対応並びに介護・医療ニーズへの対応等の

観点から、必要な人員配置基準を法令上明確化するとともに、現行の標準指導指針を遵守する既存ホームの円滑な移行に必要な経過措置を設けること。その際、登録要件については事業者及び自治体に十分周知するとともに、地域の実情、事業運営及び人材確保への影響を十分踏まえること。併せて、住宅型有料老人ホームの登録制への移行に当たっては、未登録運営及び虚偽報告を防止するため、市町村から都道府県への未登録疑い施設の通知の徹底、罰則の実効的適用及び自治体の指導監督体制の整備等の措置を講ずるとともに、登録制への移行状況、利用者負担、重度者の受入れ、指導監督体制等の制度運用について継続的に検証を行い、必要な見直しを行うこと。

九、中重度の要介護者等を入居させる住宅型有料老人ホームの入居者に対する新たな相談支援類型への利用者負担の導入が介護付きホーム等との均衡の観点から行うものであることについて説明に努めること。また、新たな相談支援類型の導入後、サービス利用の抑制による重度化リスク、利用者負担及び居住継続への影響並びにケアマネジャーへの過剰な要求の状況を施行後一定期間ごとに把握し、必要な見直しを行うこと。さらに、ケアマネジャーの中立・公正な立場が損なわれることのないよう配慮するとともに、新たな請求・債権管理業務等による過度な事務負担が生じないよう標準的な事務手順及び情報システムの整備等の必要な措置を講ずること。併せて、在宅サービス利用者全体のケアマネジメントの取扱いについては、これまでの利用者負担の対象に係る議論の経過に鑑み、関係者の意見を踏まえて慎重に対応すること。

十、有料老人ホーム等におけるいわゆる「囲い込み」の解消に向けた対策の実施に当たっては、特定のサービス事業者の利用を入居の条件とする行為の禁止や、ケアマネジメントの独立性確保のための措置が、単なる形式的なものにとどまらないよう、実効性を厳格に担保すること。特に、登録対象外のホームを含めて、系列サービス事業者への不自然な集中や、利用者の自由な選択を妨げる不適切な誘導が行われていないか継続的に把握・検証を行うとともに、利用者本位のサービス選択が真に保障されるための運用上の監督を強化すること。

十一、物価上昇や賃金上昇等に適切に対応するため、制度の持続可能性を確保しつつ、令和九年度介護・障害福祉サービス等報酬改定において、介護・障害福祉従事者の他職種との遜色ない処遇改善、経営の安定、生産性向上に全力で取り組むこと。また、介護・福祉職の魅力を広く国民に伝えるための広報及び教育の在り方を改めて早急に検討し、介護・福祉人材の確保・定着に向け注力すること。

十二、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の度重なる延長については、本来速やかに終了させるべき措置であり、今回の延長を最後とすることを基本として、五年後の終了に向けた必要な施策を確実に実施すること。介護福祉士養成施設の留学生や特定技能等の在留資格で就労しつつ資格取得を目指す外国人に対し、日本語教育の充実、好事例の共有、多言語による学習教材・試験対策講座の提供、留学生指導ガイドラインの整備等を通じて、国家試験合格に向けたきめ細やかな支援を充実させること。併せて、パート合格制度の効果について分析を行い、必要な見直しを検討すること。

十三、ケアマネジャーの資格更新制廃止及び研修の見直しに当たっては、更新制廃止後も引き続き受講が求められる法定研修が、実質的な負担構造の継続とならないよう、国レベルで一元的な教材を作成するとともに、研修受講に係る負担の軽減の観点から、研修内容の精査、短時間化、オンライン活用の推進等を図ること。また、新たな研修制度がケアマネジャーの人材確保や負担軽減に資するものとなっているかを確認するため、ケアマネジャーの就業継続及び復職の状況並びにケアマネジメントの質及び利用者への影響について継続的に実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずること。

十四、福祉的な支援の重要性が増大する災害からの復旧・復興フェーズにおいて、円滑な被災者支援に移行できるよう、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を始めとする福祉支援と、保健・医療との一体的な連携調整を担う「都道府県保健医療福祉調整本部」について、平時から災害時まで切れ目なく機能する司令塔として、その組織体制や人員配置の検討、関係機関との連携、訓練の実施等が円滑に進むよう、保健医療福祉調整本部の位置付けも含め検討を進めること。併せて、災害時福祉業務従事者の派遣に当たっては、派遣元事業所における人員的負担への配慮を行うこと。

十五、二〇四〇年に向けて人口構造及び地域構造が大きく変化する中で、介護保険制度の持続可能性を確保するため、被保険者及び受給者の範囲、公費負担の在り方、給付と負担の構造等の論点について、社会保障審議会において幅広く検討を行うとともに、その前提となる中長期的な財政影響試算については、複数のシナリオ及び主な前提条件を明示して公表し、有識者及び関係者の検証に付すことを検討すること。

右決議する。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

社会福祉法等の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律

（社会福祉法の一部改正）

第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条」を「第九十二条の五」に、「第一節　包括的な支援体制の整備（第百六条の二―第百六条の十一）」を「第一節　地域生活課題の解決に資する支援の包括的な提供体制の整備（第百六条の二―第百六条の十）　第二款　高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援（第百六条の十一―第百六条の十七）」に、「第三節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）」を「第四節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）　第五節　災害時福祉業務に従事する者の確保（第百八条の二―第百八条の八）」に改める。

第五条中「、利用者の意向を十分に尊重し」を削り、同条に次の一項を加える。

２　社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意思決定の支援に配慮しつつ、その意向を十分に尊重するよう努めなければならない。

第六条第二項中「地方公共団体は」の下に「、地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との密接な連携の下に」を加え、「及び地域再生」を「、地域再生及び防災」に改め、「関する施策」の下に「、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策」を加え、同条第三項中「第百六条の四第二項に規定する」を「第百六条の四第一項の」に改め、「重層的支援体制整備事業」の下に「及び第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」を加え、同条に次の一項を加える。

4　都道府県は、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行う場合には、前項の整備を行う市町村との密接な連携の下に行うものとする。

第三十一条第六項中「行う者」の下に「又は地方公共団体」を加える。

第八十条中「意向」を「意思決定の支援に配慮しつつ、その意向」に改める。

第九章第一節に次の四条を加える。

（社会福祉事業等従事者の確保のための協議会）

第九十二条の二　都道府県は、社会福祉事業等従事者の確保を図るため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県センター（第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。次条第四項において同じ。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。次条第四項において同じ。）、社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体、教育機関、社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設その他の関係機関（同条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される協議会（以下この節（次条第二項を除く。）及び第九十四条第五号において「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

第九十二条の三　協議会は、次に掲げる状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、当該実情に応じた社会福祉事業等従事者の確保のための方策について協議を行うものとする。

一　地域における社会福祉事業等従事者の養成及び職場への定着の状況

二　地域における社会福祉事業等への関心を高めるための広報の状況

三　社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設における社会福祉事業等従事者の確保のための取組の状況

四　その他社会福祉事業等従事者の確保の状況

2　前条に規定する協議会は、前項の協議を行うに当たつては、当該協議会が置かれている都道府県に置かれている介護保険法第百二十条の三に規定する協議会における協議の結果を踏まえるものとする。

3　都道府県及び協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

4　都道府県並びに協議会を構成する市町村、公共職業安定所、都道府県センター、介護労働安定センター及び社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体は、第一項の協議の結果を踏まえ、当該都道府県の区域内における教育機関及び社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設に対し、社会福祉事業等従事者の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第九十二条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（秘密保持義務）

第九十二条の五　協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由がないのに、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九十四条第五号中「社会福祉事業等従事者」を「協議会の運営その他社会福祉事業等従事者」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　社会福祉事業等従事者の資質の向上に関する情報の提供を行うこと。

第九十五条の三第一項中「、離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には」を削る。

第十章第一節の節名を次のように改める。

第一節　地域生活課題の解決に資する支援の包括的な提供

第十章第一節中第百六条の二の前に次の款名を付する。

第一款　包括的な支援体制の整備

第百六条の二第一号中「こども家庭センター」の下に「（第百六条の四第三項及び第百六条の六第四項において「こども家庭センター」という。）」を加え、「同項」を「同法第十条の二第二項」に改める。

第百六条の三第一項中「次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする」を削り、同項第一号中「支援」の下に「、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備」を加え、「拠点」を「環境」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

第百六条の三第二項中「次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（支援会議）

第百六条の三の二　市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2　支援会議は、生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議、生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議その他の法律に基づく会議（地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に関する検討を行うものに限る。第五項において「関係会議」という。）において地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3　支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるとき

は、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4　支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に関係会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、当該関係会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7　第一項から第五項までに定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第百六条の四第一項中「を整備する」を「の整備を促進する」に、「前条第一項各号」を「第百六条の三第一項各号」に改め、同条第二項第三号中「拠点の開設」を「環境の整備」に改め、同条第三項中「前項に規定する」を「第一項の」に改め、「児童福祉法第十条の二第二項に規定する」を削り、「地域包括支援センター」の下に「（第百六条の六第四項において「地域包括支援センター」という。）」を、「基幹相談支援センター」の下に「（第百六条の六第四項において「基幹相談支援センター」という。）」を加える。

第百六条の五第一項中「重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項

二　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項

三　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項

四　重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第百六条の五中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村は、定期的に、その策定した重層的支援体制整備事業実施計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、当該評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、重層的支援体制整備事業実施計画を変更するものとする。

第百六条の六を次のように改める。

（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）

第百六条の六　小規模市町村（その人口規模、その人口の減少の状況等からみて福祉サービスを提供する体制の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市町村として厚生労働省令で定める基準に該当するものをいう。以下この款において同じ。）は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を促進するため、第百六条の三第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うことができる。

2　前項の「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、小規模市町村において地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境として地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制を一体的に整備する事業をいう。

一　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ　子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ　生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援の円滑な実施、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画の円滑な確保その他の地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関の相互の連携又は協働の促進のための事業

三　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う環境の整備その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ　子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

3　小規模市町村は、厚生労働省令で定める小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業をいう。以下同じ。）に従事する職員及びその員数に関する基準に従い、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うものとする。

4　小規模市町村は、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施するに当たつては、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

5　小規模市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の事務の全部又は一部を当該小規模市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百六条の六の次に次の一条を加える。

（都道府県の責務）

第百六条の六の二　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、必要と認めるときは、当該小規模市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、当該小規模市町村の求めに応じ、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

2　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行うときは、当該小規模市町村との密接な連携の下に行うものとする。

第百六条の七の見出し中「市町村」の下に「及び小規模市町村」を加え、同条に次の一項を加える。

2　小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施に要する費用は、小規模市町村の支弁とする。

第百六条の八第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一項」に改め、「この号」の下に「及び第百六条の九の二第二号」を加え、同条第三号中「前条」を「前条第一項」に、「第百六条の十第二号」を「以下この款」に改め、同条第四号及び第五号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百六条の九第三号中「第百六条の七」を「第百六条の七第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（小規模市町村に対する交付金の交付）

第百六条の九の二　国は、政令で定めるところにより、小規模市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額

二　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額

三　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額

四　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う第百六条の六第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額

五　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

第百六条の九の三　都道府県は、政令で定めるところにより、小規模市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一　前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額

二　特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額

三　第百六条の七第二項の規定により小規模市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

第百六条の十の見出し中「市町村」の下に「及び小規模市町村」を加え、同条に次の一項を加える。

2　小規模市町村は、当該小規模市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

一　第百六条の九の二第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額

二　第百六条の九の二第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

第百六条の十一第一項中「第百六条の四第二項に規定する」を「第百六条の四第一項の」に、「同項第三号イ」を「同条第二項第三号イ」に改め、同条第二項中「第百六条の四第二項に規定する」を「第百六条の四第一項の」に、「同項第一号ロ」を「同条第二項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第百六条の四第二項に規定する」を「第百六条の四第一項の」に、「同項第一号ハ」を「同条第二項第一号ハ」に改め、同条第四項中「第百六条の四第二項に規定する」を「第百六条の四第一項の」に、「同項第一号ニ」を「同条第二項第一号ニ」に改める。

第十章第一節中第百六条の十一の次に次の三条及び一款を加える。

（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業と介護保険法等との調整）

第百六条の十二　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合における介護保険法第百二十二条の二（第三項を除く。）並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市

町村地域支援連携協働体制整備事業（以下「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」という。）として行う同条第二項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第百二十三条第三項において同じ。）」と、同条第四項中「費用」とあるのは「費用（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の六第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

2　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う同条第二項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

3　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第六十五条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う同条第二項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。）」とする。

4　小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第百六条の六第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（以下「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」という。）として行う同条第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。）」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の六第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。）」とする。

（地域福祉推進協力団体）

第百六条の十三　市町村長は、地域福祉の推進に資する活動を行う民間団体のうちから、地域福祉推進協力団体を委嘱することができる。

2　地域福祉推進協力団体は、次に掲げる活動を行う。

一　地域における支援関係機関の取組その他の地域福祉の推進に係る取組に関し地域住民等の理解を深めること。

二　地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関に対し、当該地域福祉の推進に係る取組の方法その他当該取組に関する情報の提供その他の協力をすること。

三　地域福祉の推進のために必要な情報を市町村に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

四　前三号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に資する活動であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

3　市町村長は、地域福祉推進協力団体に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域福祉推進協力団体の役員等による配慮）

第百六条の十四　地域福祉推進協力団体の役員又は職員は、前条第二項各号に掲げる活動を行うに当たり、当該活動に関して知り得た秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

第二款　高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援

（成年後見制度等の適切な利用の支援）

第百六条の十五　市町村は、高齢者及び障害者による成年後見制度又は介護保険法第百十五条の四十五第二項第二号に掲げる事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業（以下この款において「成年後見制度等」という。）の適切な利用の支援のため、次に掲げる事務の実施に努めるものとする。

一　地域において高齢者又は障害者の権利利益の擁護に係る支援に従事する者に対し、当該者が行う当該支援につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行い、併せて成年後見制度等の利用に係る調整その他の地域における高齢者又は障害者に対する権利利益の擁護に係る支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下この項及び第百六条の十七第一項において「関係機関等」という。）との連絡調整を行うこと。

二　第百六条の十七第一項に規定する会議の運営その他関係機関等その他の関係者との連携体制の整備を行うこと。

三　前二号に掲げる事務のほか、成年後見制度等の利用につき、高齢者及び障害者並びにこれらの家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関等との連絡調整を行うこと。

2　市町村は、市町村社会福祉協議会その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事務の実施に係る方針を示して、当該事務の全部又は一部を委託することができる。

3　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（地域権利擁護相談支援センター）

第百六条の十六　地域権利擁護相談支援センターは、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項各号に掲げる事務を行うことを目的とする施設とする。

2　市町村は、地域権利擁護相談支援センターを設置することができる。

3　前条第二項の規定による委託を受けた者は、当該委託に係る事務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域権利擁護相談支援センターを設置することができる。

4　地域権利擁護相談支援センターの設置者は、自らその実施する事務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事務の質の向上を図るよう努めなければならない。

5　地域権利擁護相談支援センターの設置者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　市町村は、定期的に、地域権利擁護相談支援センターにおける事務の実施状況について、評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、前条第二項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7　市町村は、地域権利擁護相談支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域権利擁護相談支援センターの事務の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、地域権利擁護相談支援センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（会議）

第百六条の十七　市町村は、関係機関等、第百六条の十五第二項の規定による委託を受けた者その他の関係者（第三項及び第四項において単に「関係者」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を組織することができる。

2　会議は、第百六条の十五第一項各号に掲げる事務の効果的な実施のために必要な情報の交換を行うとともに、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制の整備に関する検討を行うものとする。

3　会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、高齢者及び障害者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4　関係者は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　第一項から第四項までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第百七条第一項に次の一号を加える。

六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

第百八条第一項に次の一号を加える。

六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

第百二十二条及び第百二十三条を次のように改める。

第百二十二条及び第百二十三条　削除

第十章中第四節を第五節とし、第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節　災害時福祉業務に従事する者の確保

（災害時福祉業務従事者の登録）

第百八条の二　厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域に派遣されて災害時における福祉サービスの提供に係る業務（以下この節において「災害時福祉業務」という。）に従事する旨の承諾をした者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師その他当該災害時福祉業務に関する必要な知識及び技能を有する者であつて厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）を災害時福祉業務従事者として登録するものとする。

2　前項の規定による登録は、厚生労働省令で定めるところにより、災害時福祉業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行う。

（登録の消除）

第百八条の三　厚生労働大臣は、前条第一項の災害時福祉業務従事者（以下この節において「災害時福祉業務従事者」という。）について次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

一　本人から登録の消除の申請があつた場合

二　本人が死亡したことを知つた場合

2　厚生労働大臣は、災害時福祉業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を消除することができる。

一　前条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たさなくなつたと認められる場合

二　虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三　災害時福祉業務に関し犯罪又は不正の行為があつた場合

（情報の提供）

第百八条の四　厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じ、この節の規定の実施に必要な限度において、その保有する災害時福祉業務従事者に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを当該都道府県知事に提供することができる。

（事務の委託）

第百八条の五　厚生労働大臣は、第百八条の二第一項に規定する研修及び同項の規定による登録に関する事務並びに前条の規定による情報の提供に関する事務を厚生労働大臣が指定する者に委託することができる。

2　前項の規定により委託を受けた者は、厚生労働大臣の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた事務の全部又は一部を再委託することができる。

（災害時福祉業務従事者に対する要請等）

第百八条の六　都道府県知事は、災害が発生した場合であつて必要があると認めるときは、災害時福祉業務従事者に対し、災害時福祉業務に従事することを要請することができる。

2　前項の規定による要請を受けた災害時福祉業務従事者を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該災害時福祉業務従事者が当該要請に応じて災害時福祉業務を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

3　災害時福祉業務従事者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士及び公認心理師を除く。以下この項において同じ。）は、正当な理由がないのに、災害時福祉業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。災害時福祉業務従事者でなくなつた後においても、同様とする。

（研修及び訓練）

第百八条の七　国は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

2　都道府県は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機

会の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3　国は、都道府県が行う災害時福祉業務従事者に係る事務が円滑に実施されるよう、当該都道府県に対し、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（省令への委任）

第百八条の八　この節に定めるもののほか、災害時福祉業務に従事する者の確保について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百二十五条第二号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第四号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　金銭以外の資産の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な金銭以外の資産を備えるための支援として厚生労働省令で定めるもの

第百二十六条第二項第四号中「前条第四号」の下に「又は第五号」を加え、「同号に掲げる」を「当該」に改める。

第百二十七条第五号ト中「第百二十五条第四号」の下に「又は第五号」を加える。

第百三十二条第四項中「社会福祉連携推進法人は」の下に「、次項に規定する認可を受けた場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

5　社会福祉連携推進法人は、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を実施する区域において、第二種社会福祉事業において提供される必要な福祉サービスの提供が十分に行われておらず、かつ、行われる見込みがない場合において、当該社会福祉連携推進法人により当該必要な福祉サービスの提供ができ、かつ、当該提供が当該社会福祉連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないことにつき当該社会福祉連携推進法人に係る認定所轄庁（社会福祉連携推進認定をした所轄庁をいう。以下この章において同じ。）の認可を受けたときは、当該必要な福祉サービスの提供に係る第二種社会福祉事業を行うことができる。

6　社会福祉連携推進法人が前項の規定により第二種社会福祉事業を行う場合における第二項及び第百三十七条の規定の適用については、同項中「社会福祉連携推進業務」とあるのは「社会福祉連携推進業務及び第二種社会福祉事業」と、同条第四号中「の業務」とあるのは「の業務（第二種社会福祉事業を除く。）」とする。

第百三十九条第一項中「社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）」を「認定所轄庁」に改める。

第百四十一条中「第百三十九条第一項」を「第百三十二条第五項」に改める。

第百四十二条中「選定」の下に「（再度の選定をする場合を除く。）」を加える。

第百四十三条、第百四十四条の表第五十六条第一項の項及び第百四十五条第五項中「第百三十九条第一項」を「第百三十二条第五項」に改める。

第百四十八条中「政令で」の下に「、第百三十二条第五項」を加える。

第百五十九条中「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」を「第百六条の三の二第六項、第百六条の四第六項、第百六条の六第六項、第百六条の十五第三項、第百六条の十六第五項又は第百六条の十七第五項の規定に違反して秘密を漏らした」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百六十条中「第九十五条の四」を「第九十二条の五、第九十五条の四」に、「違反した」を「違反して秘密を漏らした」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百六十条の二　第百八条の六第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第百六十四条中「第百五十九条第三号」を「第百五十九条第二項」に改める。

第二条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十二号中「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改め、「理由」の下に「又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由」を、「日常生活」の下に「又は社会生活」を加え、「者」を「生計困難者」に、「以下この号において同じ」を「）及びイ又は口に掲げるサービスのいずれかのサービス（以下この号において「福祉サービス・保健医療サービス等」という」に、「福祉サービスの」を「福祉サービス・保健医療サービス等の」に改め、同号に次のように加える。

イ　保健医療サービス

ロ　葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービス

第八十条（見出しを含む。）中「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改める。

第八十一条の見出し中「福祉サービス利用援助事業等」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等」に改め、同条中「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改める。

第八十三条及び第八十四条（見出しを含む。）中「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改める。

第九十二条の三第二項中「第百二十条の三に規定する協議会」の下に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の四に規定する促進協議会及び児童福祉法第三十三条の二十六に規定する協議会」を加える。

（介護保険法の一部改正）

第三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び指定研修実施機関」を「、指定研修実施機関及び指定研修受講管理機関」に、「第六十九条の三十三」を「第六十九条の三十三の二」に、「第六十九条の三十九」を「第六十九条の四十」に、「介護保険施設」を「介護保険施設等」に、「第百二十条の二」を「第百二十条の六」に改める。

第五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければ」を「質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるようにしなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、介護サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の推進に関する施策を講じなければならない。

第七条第五項中「介護保険施設」の下に「、特定地域介護保険施設」を加え、同条に次の一項を加える。

10　この法律において「被保険者証の提示等」とは、被保険者証の提示、電子資格確認（居宅サービス等（第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けようとする要介護被保険者等（第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。）が、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該要介護被保険者等の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を当該居宅サービス等を提供する事業所又は施設に提供し、当該事業所又は施設から当該情報の確認を受けることをいう。）その他厚生労働省令で定める方法をいう。

第八条第二項中「又は夜間対応型訪問介護」を削り、同条第十一項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、同条中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十二項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、同項第一号中「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「及びその他」を「、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他」に、「第百十五条の四十五第二項第三号」を「同条第二項第三号」に、「又は介護保険施設への入所」を「、介護保険施設又は特定地域介護保険施設（以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）への入所」に、「、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設」を「、地域密着型介護老人福祉施設等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「及び」を「（第四十九条第一項第三号に規定する介護老人保健施設を除く。）及び介護医療院（第四十九条第一項第四号に規定する介護医療院を除く。）をいい、「特定地域介護保険施設」とは、第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設、同項第三号に規定する介護老人保健施設及び同項第四号に規定する」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条中第二十六項を第二十五項とし、第二十七項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第八条の二第十六項中「同じ。」の下に「、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る介護予防サービス又はこれに相当するサービス」を加える。

第九条中「又は特別区（以下単に「市町村」という。）」を削る。

第十二条第四項中「を返還しなければ」を「の返還その他の厚生労働省令で定める措置をとらなければ」に改め、同条第六項中「被保険者証」の下に「その他被保険者の資格に関する確認」を加える。

第十三条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定地域介護保険施設

第二十七条第一項中「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター」を「次の各号に掲げる事業者又は施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる事業者又は施設であって、厚生労働省令で定める要件に該当するもの

イ　第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者であって、特定施設入居者生活介護を行うもの

ロ　第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者であって、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービス（第八条第二十二項第一号に掲げるものに限る。）を行うもの

ハ　第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者

ニ　地域密着型介護老人福祉施設

ホ　介護保険施設

ヘ　特定地域介護保険施設

ト　第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者であって、介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの

チ　第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

二　第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

第三十二条第一項中「第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター」を「第二十七条第一項各号に掲げる事業者又は施設」に改める。

第四十一条第三項中「被保険者証を提示して」を「被保険者証の提示等により」に改める。

第四十二条第一項中「対し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、」を「（次号において「指定居宅サービスの事業に係る基準」という。）のうち」に、「に限る。次号及び次項」を「以下この条」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「及び基準該当居宅サービス」を「、基準該当居宅サービス及び特定地域居宅サービス」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスで

あって、特定地域（人口の減少その他の厚生労働省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下同じ。）に所在し、かつ、指定居宅サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十二条第二項中「前項第二号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例居宅介護サービス費」を「第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合における特例居宅介護サービス費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第三号に掲げる場合における特例居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる特定地域居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　前条第四項第一号に掲げる居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービス　当該居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスの内容、要介護状態区分、当該特定地域居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービスに要した費用（通所介護及び通所リハビリテーション並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二　前条第四項第二号に掲げる居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービス　当該居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該居宅サービスに該当する特定地域居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域居宅サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

6　厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十二条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県が第一項第三号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については同項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、居宅サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域居宅サービスの事業に係る居室の床面積

三　特定地域居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　特定地域居宅サービスの事業に係る利用定員

第四十二条の二第二項第二号中「夜間対応型訪問介護、」及び「地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護に要する費用については、」を削る。

第四十三条第六項中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項若しくは第五項各号」に改める。

第四十四条第三項中「現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額」を「特定福祉用具の種目、特定福祉用具を販売する事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定福祉用具の購入に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定福祉用具の購入に要した費用の額とする。）」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「通常要する費用」を「係る第三項の厚生労働大臣が定める基準等」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十七条第一項第一号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、当該」を「（次号において「指定居宅介護支援の事業に係る基準」という。）のうち」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「及び基準該当居宅介護支援」を「、基準該当居宅介護支援及び特定地域居宅介護支援」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定居宅介護支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十七条第二項中「前項第一号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例居宅介護サービス計画費」を「第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例居宅介護サービス計画費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第二号に掲げる場合における特例居宅介護サービス計画費の額は、特定地域居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域居宅介護支援に要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

6　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十七条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、居宅介護支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十八条第一項第二号中「介護保健施設サービス」の下に「（次条第一項第三号に規定する特定地域介護保健施設サービスを除く。）」を加え、同項第三号中「介護医療院サービス」の下に「（次条第一項第四号に規定する特定地域介護医療院サービスを除く。）」を加える。

第四十九条第一項中「対し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　要介護被保険者が、指定介護老人福祉施設以外の介護老人福祉施設であって、特定地域に所在し、かつ、指定介護老人福祉施設に係る第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められるもの（次項において「特定地域介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下この条において「特定地域介護福祉施設サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三　要介護被保険者が、特定地域に所在する介護老人保健施設（第九十四条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。）により行われる介護保健施設サービス（第四項において「特定地域介護保健施設サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

四　要介護被保険者が、特定地域に所在する介護医療院（第百七条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。）により行われる介護医療院サービス（第四項において「特定地域介護医療院サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第四十九条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第二項中「例施設介護サービス費」を「第一項第一号又は第五号に掲げる場合における特例施設介護サービス費」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　第一項第二号から第四号までに掲げる場合における特例施設介護サービス費の額は、特定地域介護福祉施設サービス、特定地域介護保健施設サービス又は特定地域介護医療院サービスごとに、要介護状態区分、これらの施設サービスに係る特定地域介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該施設サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

5　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第四十九条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県が前項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護福祉施設サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

二　特定地域介護老人福祉施設に係る居室の床面積

三　特定地域介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十九条の二第一項第二号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第六号中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項」に改め、同項第七号中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改める。

第五十四条第一項中「対し」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、」を「（次号において「指定介護予防サービスの事業に係る基準」という。）のうち」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「及び基準該当介護予防サービス」を「、基準該

当介護予防サービス及び特定地域介護予防サービス」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定介護予防サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第五十四条第二項中「前項第二号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例介護予防サービス費」を「第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合における特例介護予防サービス費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第三号に掲げる場合における特例介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる特定地域介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　前条第二項第一号に掲げる介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービス　当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスの内容、要支援状態区分、当該特定地域介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスに要する平均的な費用（介護予防通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービスに要した費用（介護予防通所リハビリテーション及びこれに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二　前条第二項第二号に掲げる介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービス　当該介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該介護予防サービスに該当する特定地域介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに該当する特定地域介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

6　厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第五十四条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県が第一項第三号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護予防サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三　特定地域介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　特定地域介護予防サービスの事業に係る利用定員

第五十五条第六項中「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項若しくは第五項各号」に改める。

第五十六条第三項中「現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額」を「特定介護予防福祉用具の種目、特定介護予防福祉用具を販売する事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定介護予防福祉用具の購入に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額とする。）」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「通常要する費用」を「係る第三項の厚生労働大臣が定める基準等」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第五十八条第二項中「当該指定介護予防支援に要する」を「指定介護予防支援に要する」に改める。

第五十九条第一項第一号中「サービス（」を「サービスであって、」に、「のうち、当該」を「（次号において「指定介護予防支援の事業に係る基準」という。）のうち」に、「事業者」を「事業所」に、「に限る。次号及び次項」を「（以下この条」に改め、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「及び基準該当介護予防支援」を「、基準該当介護予防支援及び特定地域介護予防支援」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定介護予防支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第五十九条第二項中「前項第一号の」の下に「規定により」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「特例介護予防サービス計画費」を「第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例介護予防サービス計画費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第一項第二号に掲げる場合における特例介護予防サービス計画費の額は、特定地域介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域介護予防支援に要した費用の額とする。）を基準として、市町村が定める。

6　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第五十九条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護予防支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第五十九条の二第一項第二号中「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第五号中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改める。

第六十九条第三項第二号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第六号中「第四十九条第二項」を「第四十九条第三項及び第四項」に改め、同項第八号中「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項並びに第五項第一号及び第二号」に改め、同項第十一号及び第十二号中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改める。

第六十九条の二第一項第五号及び第六十九条の三ただし書中「第六十九条の三十八第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第六十九条の七中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を削り、同条第六項中「又は」の下に「前項の規定により」を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第六十九条の三十八第三項」の下に「又は第六項」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第八項を第五項とする。

第六十九条の八を次のように改める。

第六十九条の八　削除

第五章第一節第二款の款名中「及び指定研修実施機関」を「、指定研修実施機関及び指定研修受講管理機関」に改める。

第六十九条の三十三第一項中「者（以下」の下に「この条において」を加え、「更新研修」を「第六十九条の三十四第四項に規定する研修」に、「事務（以下」を「事務（次項において」に改め、同条第二項中「、指定研修実施機関」の下に「及び研修事務」を加え、同項後段を削る。

第五章第一節第二款に次の一条を加える。

（指定研修受講管理機関の指定等）

第六十九条の三十三の二　都道府県知事は、その指定する者（以下この条において「指定研修受講管理機関」という。）に、次条第四項に規定する研修に係る受講の管理に関する事務（第三項において「研修受講管理事務」という。）を行わせることができる。

2　都道府県知事は、必要があると認めるときは、次条第四項に規定する研修について、その受講状況の確認をするため、指定研修受講管理機関に対して、必要な指示をすることができる。

3　第六十九条の二十九及び第六十九条の三十の規定は、指定研修受講管理機関及び研修受講管理事務について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、指定研修受講管理機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の三十四に次の一項を加える。

4　介護支援専門員（厚生労働省令で定める者を除く。）は、その資質の保持及び向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が行う研修として厚生労働省令で定めるものを受けるものとする。

第六十九条の三十八に次の二項を加える。

5　都道府県知事は、その登録を受けている第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員が同項に規定する研修を正当な理由がなく受けていないと認めるときは、当該介護支援専門員に対し、当該研修を受けるよう命ずることができる。

6　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた同項に規定する介護支援専門員が当該命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

第六十九条の三十九第一項第四号中「前条第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項第三号中「前条第二項」の下に「又は第五項」を加える。

第五章第一節第三款に次の一条を加える。

（事業者等の義務等）

第六十九条の四十　介護サービスを提供する事業者又は施設の開設者であって、都道府県又は市町村の条例により介護支援専門員を有しなければならないものとされているものは、第六十九条の三十四第四項に規定する介護支援専門員を業務に従事させたとき、又は当該介護支援専門員が当該業務に従事しなくなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護支援専門員の氏名その他厚生労働省令で定める事項を当該介護支援専門員の登録に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2　前項に規定する事業者又は施設の開設者は、第六十九条の三十四第四項に規定する介

護支援専門員をその従業者として有しているときは、当該介護支援専門員の資質の保持及び向上を図るため、当該介護支援専門員の同項に規定する研修の受講の機会を確保するための措置として厚生労働省令で定める措置をとらなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する事業者又は施設の開設者が、同項の規定による報告をせず、又は前項の規定による措置をとっていないと認めるときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その報告を行い、又はその措置をとるべきことを勧告することができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者又は施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　都道府県知事は、第三項の規定による勧告を受けた事業者又は施設の開設者のうち、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者であるものが、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6　都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

7　都道府県知事は、第五項の規定による命令を受けた事業者又は施設の開設者が当該命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業者又は施設の指定又は許可に係る都道府県知事又は市町村長に対し、当該違反の内容を通知しなければならない。

第七十三条第二項及び第七十八条の三第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第七十八条の八中「設けて」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加える。

第八十条第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第五章第五節の節名を次のように改める。

第五節　介護保険施設等

第八十七条第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第九十一条中「設けて」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加える。

第九十四条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の許可の申請のうち特定地域において介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者によるものであって同項第二号又は第三号に該当する場合のものにおける同項の規定の適用については、同項第二号中「第九十七条第一項」とあるのは「第九十七条第五項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第六項」と、同項第三号中「第九十七条第三項」とあるのは「第九十七条第七項」とする。

5　都道府県知事は、前項の規定の適用を受けた第一項又は第二項の許可をしたときは、当該許可に係る介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者に、当該許可をした旨を通知するものとする。

第九十六条第一項中「次条第三項」の下に「（第九十四条第五項の規定による通知を受けた介護老人保健施設の開設者にあっては、次条第七項）」を加え、同条第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第九十七条第一項中「介護老人保健施設」の下に「（第五項に規定するものを除く。次項から第四項までにおいて同じ。）」を加え、同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、同条第五項中「前項に規定する厚生労働省令で定める」を「第四項又は前項の規定による」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　介護老人保健施設（第九十四条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。次項、第七項及び第八項第二号において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

6　介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

7　前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

8　都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護老人保健施設における介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二　介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第九十九条第一項中「規定による」を削る。

第九十九条の二中「第九十七条第六項」を「第九十七条第十項」に改める。

第百一条中「第九十七条第一項」の下に「（同条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、同項）」を、「同条第三項」の下に「（同条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、同条第七項）」を加える。

第百三条第一項中「次の各号」を「第一号、第二号又は第五号（第九十七条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、第三号から第五号まで）」に改め、同項第三号中「第九十七条第六項」を「第九十七条第十項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第六項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

四　第九十七条第七項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合　当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

第百三条第五項中「第一項各号」を「第一項第一号、第二号又は第五号（第九十七条第五項に規定する介護老人保健施設にあっては、第一項第三号から第五号まで）」に改める。

第百四条第一項第三号中「第九十七条第七項」を「第九十七条第十一項」に改める。

第百四条の二第一号中「規定による」を削る。

第百七条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の許可の申請のうち特定地域において介護医療院を開設しようとする者又は開設した者によるものであって同項第二号又は第三号に該当する場合のものにおける同項の規定の適用については、同項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百十一条第五項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第六項」と、同項第三号中「第百十一条第三項」とあるのは「第百十一条第七項」とする。

5　都道府県知事は、前項の規定の適用を受けた第一項又は第二項の許可をしたときは、当該許可に係る介護医療院を開設しようとする者又は開設した者に、当該許可をした旨を通知するものとする。

第百十条第一項中「次条第三項」の下に「（第百七条第五項の規定による通知を受けた介護医療院の開設者にあっては、次条第七項）」を加え、同条第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第百十一条第一項中「介護医療院」の下に「（第五項に規定するものを除く。次項から第四項までにおいて同じ。）」を加え、同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、同条第五項中「前項に規定する厚生労働省令で定める」を「第四項又は前項の規定による」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　介護医療院（第百七条第五項の規定による通知を受けた者に係るものに限る。次項、第七項及び第八項第二号において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

6　介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

7　前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

8　都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護医療院における介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二　介護医療院の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第百十三条第一項中「規定による」を削る。

第百十四条中「第百十一条第六項」を「第百十一条第十項」に改める。

第百十四条の三中「第百十一条第一項」の下に「（同条第五項に規定する介護医療院にあっては、同項）」を、「同条第三項」の下に「（同条第五項に規定する介護医療院にあっては、同条第七項）」を加える。

第百十四条の五第一項中「次の各号」を「第一号、第二号又は第五号（第百十一条第五項に規定する介護医療院にあっては、第三号から第五号まで）」に改め、同項第三号中「第百十一条第六項」を「第百十一条第十項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　その業務に従事する従業者の人員について第百十一条第六項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

四　第百十一条第七項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合　当該介護医療院の設備及び運営に関する基準に適合すること。

第百十四条の五第五項中「第一項各号」を「第一項第一号、第二号又は第五号（第百十一条第五項に規定する介護医療院にあっては、第一項第三号から第五号まで）」に改める。

第百十四条の六第一項第三号中「第百十一条第七項」を「第百十一条第十一項」に改める。

第百十四条の七第一号中「規定による」を削る。

第百十五条の三第二項、第百十五条の十三第二項及び第百十五条の二十三第二項中「から提示された被保険者証に、」を「による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する」に、「が記載されている」を「を確認した」に改める。

第百十五条の三十二第一項中「第九十七条第七項、第百十一条第七項」を「第九十七条第十一項、第百十一条第十一項」に改める。

第百十五条の四十五第一項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　被保険者（第一号被保険者に限る。）に対して、次のイ又はロの事業を行う事業

イ　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

ロ　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するとともに地域住民相互の交流を促進することを目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、イの

事業その他厚生労働省令で定める事業を一体的に実施するための拠点を運営する事業

第百十五条の四十五第二項第一号中「連絡調整その他の」の下に「被保険者の家族の状況その他の事情に応じて実施する」を加え、同項第三号中「できるよう、」の下に「被保険者の家族の状況その他の事情に応じて実施する」を加え、同条中第十項を第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「及び前項各号に掲げる事業」を「、第二項各号に掲げる事業及び特定地域居宅サービス等事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　その区域内に特定地域がある市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める居宅サービス若しくは介護予防サービス又はこれらに相当するサービスを行う事業（以下「特定地域居宅サービス等事業」という。）を行うことができる。

一　当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要介護認定を受けた被保険者のうち、居宅において介護を受けるもの　訪問介護、訪問入浴介護、通所介護又は短期入所生活介護

二　当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要支援認定を受けた被保険者のうち、居宅において支援を受けるもの　介護予防訪問入浴介護又は介護予防短期入所生活介護

第百十五条の四十六第三項中「者（」の下に「第一号介護予防支援事業及び」を加える。

第百十五条の四十七第二項中「包括的支援事業（」の下に「第一号介護予防支援事業及び」を加え、同条第五項中「（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）」を削り、同条第十二項中「第百十五条の四十五第三項各号」を「第百十五条の四十五第四項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　市町村は、特定地域居宅サービス等事業については、当該特定地域居宅サービス等事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該特定地域居宅サービス等事業の実施を委託することができる。

13　前項の規定により特定地域居宅サービス等事業の実施の委託を受けた者は、特定地域居宅サービス等事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

第百十五条の四十八の見出しを「（支援会議）」に改め、同条第一項中「関係機関及び」を「地域包括支援センターその他の関係機関並びに」に、「（会議」を「（支援会議」に改め、同条第二項中「会議」を「支援会議」に改め、「この項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項及び第四項中「会議」を「支援会議」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に、「会議」を「支援会議」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「会議」を「支援会議」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　支援会議は、当該支援会議が置かれている市町村において、社会福祉法第百六条の三の二第一項に規定する支援会議、障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する支援協議会、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議その他の支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むための支援体制の構築に資する会議が組織され、又は置かれているときは、これらの会議と相互に連携を図るよう努めなければならない。

6　市町村は、支援会議の実施について、その一部を地域包括支援センターの設置者に委託することができる。

7　市町村又は前項の規定により委託を受けた地域包括支援センターの設置者は、支援会議の運営に当たり包括的支援事業との連携を図ることその他地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第百十七条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　介護給付等対象サービスの種類ごとの量及び地域支援事業の量に関する中長期的な推計

四　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関し、中長期的な観点から市町村が取り組むべき施策に関する事項

第百十七条第三項第三号中「介護給付等対象サービスの種類ごとの量、」及び「、地域支援事業の量」を削り、同項第四号中「介護給付等対象サービス及び」を削り、同号を同項第四号の二とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第百十七条第三項第五号を次のように改める。

五　地域支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第百十七条第三項第九号中「登録住宅（」及び「限る。」の下に「第五項第一号及び」を加え、同条中第十四項を第十五項とし、同条第十三項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第二項第三号」を「第二項第五号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村は、第二項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　第二項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数

二　次条第二項第一号の区域ごとの当該区域における医療に関する専門的知識を有する者と介護サービス事業者、居宅における医

療を提供する医療機関その他の関係者との連携の状況

第百十八条第二項第一号中「介護保険施設の種類ごと」を「介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「事項」の下に「（その目標に関する事項を含む。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　介護給付等対象サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計

三　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関し、中長期的な観点から都道府県が取り組むべき施策に関する事項

第百十八条第二項に次の一号を加える。

五　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項（その目標に関する事項を含む。）

第百十八条第三項第三号中「介護給付等対象サービス及び」を削り、同項第四号中「介護給付等対象サービスの提供又は」、「のための事業所又は施設」及び「介護サービスの」を削り、同条第八項中「第二項第二号」を「第二項第四号及び第五号」に、「及び同項第三号に規定する」を「並びにそれぞれの」に改め、同条第九項中「前条第八項」を「前条第九項」に改める。

第百二十条の二第一項中「第百十七条第五項」を「第百十七条第六項」に改める。

第七章に次の四条を加える。

（協議会）

第百二十条の三　都道府県は、第五条第四項に規定する取組を促進するため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。）、介護サービス事業者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関（次条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される協議会（以下この章（次条第二項を除く。）において「協議会」という。）を置くものとする。

第百二十条の四　協議会は、第五条第四項に規定する取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。

2　前条に規定する協議会は、前項の協議を行うに当たっては、当該協議会が置かれている都道府県に社会福祉法第九十二条の二に規定する協議会が置かれている場合には、当該協議会における協議の結果を尊重しなければならない。

3　都道府県及び協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

第百二十条の五　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（秘密保持義務）

第百二十条の六　協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百二十一条第一項第一号中「掲げる」を「規定する」に改め、同項第二号中「介護保険施設」の下に「、特定地域介護保険施設」を加え、同条第二項中「第四十四条第六項」を「第四十四条第七項」に、「第五十六条第六項」を「第五十六条第七項」に改める。

第百二十二条の二第一項及び第二項中「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加え、同条第三項中「限る。）」の下に「及び第百六条の九の二（第二号に係る部分に限る。）」を、「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加え、同条第四項中「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加える。

第百二十三条第一項第一号中「掲げる」を「規定する」に改め、同項第二号中「介護保険施設」の下に「、特定地域介護保険施設」を加え、同条第三項中「介護予防・日常生活支援総合事業」の下に「及び特定地域居宅サービス等事業」を加える。

第百二十四条第三項及び第百二十六条第一項中「に要する」を「及び特定地域居宅サービス等事業に要する」に改める。

第百四十八条第一項中「第四十四条第六項」を「第四十四条第七項」に、「第五十六条第六項」を「第五十六条第七項」に改め、同条第二項中「及び第百六条の九」を「、第百六条の九」に改め、「第二号に係る部分に限る。）」の下に「、第百六条の九の二（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第百六条の九の三（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第二百五条第二項中「第百十五条の四十八第五項」を「第百十五条の四十八第八項」に改める。

第二百五条の三の次に次の一条を加える。

第二百五条の三の二　第百二十条の六の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六条の二第二号中「第六十九条の三十三第二項」の下に「及び第六十九条の三十三の二第三項」を加える。

第二百九条第一号中「第四十二条第四項」を「第四十二条第七項」に、「第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項」を「第四十七条第七項、第四十九条第六項、第五十四条第七項」に、「第五十九条第四項」を「第五十九条第七項」に改める。

第二百十一条第一項中「第二百五条の二」の下に「、第二百五条の三、第二百五条の四」を加える。

第二百十三条第二項中「第六十九条の七第六項又は第七項」を「第六十九条の七第三項又は第四項」に改める。

附則第九条の見出し中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「指定介護老人福祉施設に入所する」を「指定介護老人福祉施設又は第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設（以下この項において「特定地域介護老人福祉施設」という。）に入所する」に改め、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第四条　介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　指定居宅介護支援事業者（第七十九条―第八十五条）」を「第四節　指定居宅介護支援事業者（第七十九条―第八十五条）　第四節の二　指定登録施設介護支援事業者（第八十五条の二―第八十五条の十一）」に、「第八節　指定介護予防支援事業者（第百十五条の二十二―第百十五条の三十一）」を「第八節　指定介護予防支援事業者（第百十五条の二十二―第百十五条の三十一の二）　第八節の二　指定登録施設介護予防支援事業者（第百十五条の三十一の二―第百十五条の三十一の十）」に改める。

第八条第十一項中「有料老人ホーム」を「老人福祉法第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム（以下「登録有料老人ホーム」という。）」に改め、同条第二十項中「有料老人ホーム」を「登録有料老人ホーム」に改め、同条第二十一項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同条第二十三項中「、居宅要介護者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室を除く。）」を加え、「その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、同条第二項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は特定地域介護保険施設（以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供」を「次に掲げる支援」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該居宅要介護者の心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）を作成すること。

二　居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供を確保するため、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者（次項第二号イにおいて「指定居宅サービス事業者等」という。）との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三　当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設又は特定地域介護保険施設（以下この号及び次項第三号において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

第八条中第二十八項を第二十九項とし、第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の一項を加える。

24　この法律において「登録施設介護支援」とは、登録施設要介護者（要介護者であって、登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるものをいう。）が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他の登録有料老人ホームにおける居室において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定登録施設サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、当該登録施設要介護者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護支援事業」とは、登録施設介護支援を行う事業をいう。

一　当該登録施設要介護者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要介護者の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要介護者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定登録施設サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「登録施設サービス計画」という。）を作成すること。

二　登録施設サービス計画に基づく指定登録施設サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

イ　指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

ロ　当該登録施設要介護者が地域住民等（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条第二項に規定する地域住民等をいう。次条第十七項第二号ロにおいて同じ。）の行う要介護状態を軽減し、又はその悪化を防止するための活動及び地域において自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

三　当該登録施設要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

第八条の二第十六項中「、居宅要支援者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室において支援を受ける者を除く。）」を加え、「この項に」を「この項及び次項に」に、「その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供」を「次に掲げる支援」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該居宅要支援者の心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを

担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「介護予防サービス計画」という。）を作成すること。

二　介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供を確保するため、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（次項第二号イにおいて「指定介護予防サービス事業者等」という。）との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

第八条の二に次の一項を加える。

17　この法律において「登録施設介護予防支援」とは、登録施設要支援者（要支援者であって、登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるものをいう。）が指定介護予防サービス等の適切な利用等をすることができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者が、当該登録施設要支援者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護予防支援事業」とは、登録施設介護予防支援を行う事業をいう。

一　当該登録施設要支援者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要支援者の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要支援者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「登録施設介護予防サービス計画」という。）を作成すること。

二　登録施設介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

イ　指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

ロ　当該登録施設要支援者が地域住民等の行う要介護状態を予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくはその悪化を防止するための活動及び地域における自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

第十三条第一項に次の一号を加える。

五　特定施設である有料老人ホーム以外の有料老人ホーム（その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるものであって、その入居定員が二十九人以下であるものを除く。）

第二十二条第三項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援事業者」を加え、「又は第五十八条第一項」を「、第五十八条第一項」に改め、「指定介護予防支援事業者」の下に「又は第五十九条の二第一項に規定する指定登録施設介護予防支援事業者」を、「第四十六条第四項」の下に「、第四十七条の二第四項」を、「第五十八条第四項」の下に「、第五十九条の二第四項」を加える。

第二十三条中「施設サービス」を「登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス」に、「若しくは介護予防支援」を「、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）又は登録施設介護予防支援」に改める。

第二十四条の二第一項第二号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二十七条第一項中「申請書に被保険者証を添付して」を削り、同項第一号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援事業者

第二十七条第七項中「、市町村は」の下に「、当該被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条第九項中「ときは」の下に「、第一項の申請に係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「第一項の申請に係る被保険者に」及び「とともに、当該被保険者の被保険者証を返付する」を削る。

第二十八条第五項中「規定する指定居宅介護支援事業者」の下に「、第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援事業者」を加える。

第三十条第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第二十七条第五項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に改め、「第七項前段並びに」を削る。

第三十一条第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、第二十七条第七項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同項第二号中「、前条第二項」の下に「において準用する第二十七条第二項の規定」を加え、「次項」を「第三項」に、「第二十七条第二項」を「同条第二項」に、「第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項」を「第二十四条の二第一項第二号の規定又は前条第二項において準用する第二十八条第五項の規定」に、「第二十八条第五項」を「同条第五項」に改め、「、又は前条第二項」の下に「において準用する第二十七条第三項ただし書の規定」を加え、「第二十七条第三項ただし書」を「同条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村は、前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要介護認定の取消しをしたときは、当該要介護認定の取消しに係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

第三十二条第一項中「申請書に被保険者証を添付して」を削り、同条第六項中「、市町村は」の下に「、当該被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条第八項中「ときは」の下に「、第一項の申請に係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「第一項の申請に係る被保険者に」及び「とともに、当該被保険者の被保険者証を返付する」を削る。

第三十三条の三第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用

する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同条第二項中「並びに」を「及び」に、「第五項まで及び第六項前段」を「第六項まで」に改める。

第三十四条第一項中「、市町村は」の下に「、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは」を加え、「求め、第三十二条第六項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする」を「求めることができる」に改め、同項第二号中「若しくは次項において準用する第三十二条第二項」を「において準用する第三十二条第二項の規定若しくは第三項において準用する同条第二項」に改め、「第二十四条の二第一項第二号」の下に「の規定」を、「又は前条第二項」の下に「において準用する第二十八条第五項の規定」を加え、「次項において準用する第二十八条第五項」を「第三項において準用する同条第五項」に、「又は次項」を「又は第三項」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村は、前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要支援認定の取消しをしたときは、当該要支援認定の取消しに係る被保険者に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

第三十五条第二項及び第四項中「当該被保険者に」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「を通知するとともに、」を「及び」に、「当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条第五項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第六項中「、市町村は」の下に「、当該通知に係る被保険者に」を加え、「当該通知に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに」を「要支援認定をした旨及び」に、「記載し、これを返付する」を「通知する」に改め、同条に次の一項を加える。

7　前項の場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、同項に規定する被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その被保険者証の提出を求めることができる。

第三十七条第一項中「の被保険者証に、」を「に対し、当該認定に係る」に、「及び第二十九条第二項」を「、第二十九条第二項及び第三十条第二項」に改め、「、第三十条第一項後段」を削り、「及び第三十三条の二第二項」を「、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項」に改め、「、第三十三条の三第一項後段」を削り、「記載に併せて」を「通知に併せて、厚生労働省令で定めるところにより」に、「記載する」を「通知する」に改め、同条第二項中「被保険者は」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「ときは」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「とともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付する」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十八条第一項中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削り、同条第四項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、「第三十条」を削り、「第三十四条第二項」を「第三十条第三項」に、「、第三十三条の三及び」を「及び」に改める。

第四十条第八号の次に次の二号を加える。

八の二　登録施設介護サービス計画費の支給

八の三　特例登録施設介護サービス計画費の支給

第四十一条第六項中「により」の下に「同条第一項に規定する」を加え、「であって、」を「であって」に、「なっている場合」を「なっているとき、第四十七条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定居宅サービスが当該指定登録施設介護支援の対象となっているとき」に、「場合に」を「ときに」に改める。

第四十二条の二第六項中「により」の下に「同条第一項に規定する」を加え、「であって、」を「であって」に、「なっている場合」を「なっているとき、第四十七条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定地域密着型サービスが当該指定登録施設介護支援の対象となっているとき」に、「場合に」を「ときに」に改める。

第四十六条第一項中「、居宅要介護被保険者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室において介護を受ける者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（登録施設介護サービス計画費の支給）

第四十七条の二　市町村は、要介護被保険者のうち登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるもの（以下この条及び次条において「登録施設要介護被保険者」という。）が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定登録施設介護支援事業者」という。）から当該指定に係る登録施設介護支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護支援（以下「指定登録施設介護支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要介護被保険者に対し、当該指定登録施設介護支援に要した費用について、登録施設介護サービス計画費を支給する。

2　登録施設介護サービス計画費の額は、指定登録施設介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

3　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　登録施設要介護被保険者が指定登録施設介護支援事業者から指定登録施設介護支援を受けたとき（当該登録施設要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定登録施設介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該登録施設要介護被保険者が当該指定登録施設介護支援事業者に支払うべき当該指定登録施設介護支援に要した費用について、登録施設介護サービス計画費として当該登録施設要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該登録施設要介護被保険者に代わり、当該指定登録施設介護支援事業者に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があったときは、登録施設要介護被保険者に対し登録施設介護サービス計画費の支給があったものとみなす。

6　市町村は、指定登録施設介護支援事業者から登録施設介護サービス計画費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準（指定登録施設介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7　第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は登録施設介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定登録施設介護支援事業者について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8　前各項に規定するもののほか、登録施設介護サービス計画費の支給及び指定登録施設介護支援事業者の登録施設介護サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例登録施設介護サービス計画費の支給）

第四十七条の三　市町村は、次に掲げる場合には、登録施設要介護被保険者に対し、特例登録施設介護サービス計画費を支給する。

一　登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスであって、指定登録施設介護支援の事業に係る第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定登録施設介護支援の事業に係る基準」という。）のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域登録施設介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二　登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援及び基準該当登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定登録施設介護支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域登録施設介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三　指定登録施設介護支援、基準該当登録施設介護支援及び特定地域登録施設介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する登録施設要介護被保険者が、指定登録施設介護支援、基準該当登録施設介護支援及び特定地域登録施設介護支援以外の登録施設介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四　その他政令で定めるとき。

2　市町村が前項第一号の規定により条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　基準該当登録施設介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　基準該当登録施設介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、登録施設介護支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域登録施設介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域登録施設介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4　第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例登録施設介護サービス計画費の額は、当該登録施設介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録施設介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に登録施設介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

5　第一項第二号に掲げる場合における特例登録施設介護サービス計画費の額は、特定地域登録施設介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域登録施設介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域登録施設介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域登録施設介護支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

6　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

7　市町村長は、特例登録施設介護サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る登録施設介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「登録施設介護支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該登録施設介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第四十九条の二第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二　登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の二第二項

四の三　特例登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の三第四項及び第五項

第五十条第一項中「若しくは」を「、登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）若しくは」に改め、同条第二項及び第三項中「地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加える。

第五十一条第一項中「又は」を「、登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。）又は」に改め、「特例地域密着型介護サービス費」の下に「、登録施設介護サービス計画費、特例登録施設介護サービス計画費」を加え、同条第二項中「地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加える。

第五十二条第八号の次に次の二号を加える。

八の二　登録施設介護予防サービス計画費の支給

八の三　特例登録施設介護予防サービス計画費の支給

第五十三条第一項中「であって、」を「であって」に改め、「いるとき」の下に「、第五十九条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定介護予防サービスが当該指定登録施設介護予防支援の対象となっているとき」を加える。

第五十四条の二第一項中「であって、」を「であって」に改め、「いるとき」の下に「、第五十九条の二第四項の規定により同条第一項に規定する指定登録施設介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定登録施設介護予防支援の対象となっているとき」を加える。

第五十八条第一項中「、居宅要支援被保険者」の下に「（登録有料老人ホームにおける居室において支援を受ける者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第五十九条の二第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二　登録施設介護予防サービス計画費の支給　第五十九条の二第二項

四の三　特例登録施設介護予防サービス計画費の支給　前条第四項及び第五項

第五十九条の二を第五十九条の四とし、第五十九条の次に次の二条を加える。

（登録施設介護予防サービス計画費の支給）

第五十九条の二　市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるもの（以下この条及び次条において「登録施設要支援被保険者」という。）が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る登録施設介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定登録施設介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護予防支援（以下「指定登録施設介護予防支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要支援被保険者に対し、当該指定登録施設介護予防支援に要した費用について、登録施設介護予防サービス計画費を支給する。

2　登録施設介護予防サービス計画費の額は、指定登録施設介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護予防支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

3　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　登録施設要支援被保険者が指定登録施設介護予防支援事業者から指定登録施設介護予防支援を受けたとき（当該登録施設要支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定登録施設介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該登録施設要支援被保険者が当該指定登録施設介護予防支援事業者に支払うべき当該指定登録施設介護予防支援に要した費用について、登録施設介護予防サービス計画費として当該登録施設要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該登録施設要支援被保険者に代わり、当該指定登録施設介護予防支援事業者に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があったときは、登録施設要支援被保険者に対し登録施設介護予防サービス計画費の支給があったものとみなす。

6　市町村は、指定登録施設介護予防支援事業者から登録施設介護予防サービス計画費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準並びに第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定登録施設介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7　第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は登録施設介護予防サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定登録施設介護予防支援事業者について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8　前各項に規定するもののほか、登録施設介護予防サービス計画費の支給及び指定登録施設介護予防支援事業者の登録施設介護予防サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例登録施設介護予防サービス計画費の支給）

第五十九条の三　市町村は、次に掲げる場合には、登録施設要支援被保険者に対し、特例登録施設介護予防サービス計画費を支給する。

一　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、指定登録施設介護予防支援の事業に係る第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準」という。）のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「基準該当登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二　登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援及び基準該当登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスであって、特定地域に所在し、かつ、指定登録施設介護予防支援の事業に係る基準のうち市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下この条において「特定地域登録施設介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三　指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する登録施設要支援被保険者が、指定登録施設介護予防支援、基準該当登録施設介護予防支援及び特定地域登録施設介護予防支援以外の登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四　その他政令で定めるとき。

2　市町村が前項第一号の規定により条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　基準該当登録施設介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　基準該当登録施設介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3　市町村が第一項第二号の規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については第四十二条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、登録施設介護予防支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域登録施設介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　特定地域登録施設介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4　第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合における特例登録施設介護予防サービス計画費の額は、当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に登録施設介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

5　第一項第二号に掲げる場合における特例登録施設介護予防サービス計画費の額は、特定地域登録施設介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される特定地域登録施設介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域登録施設介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域登録施設介護予防支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

6　厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

7　市町村長は、特例登録施設介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る登録施設介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「登録施設介護予防支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該登録施設介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第六十条第一項中「又は」を「若しくは登録施設介護予防支援（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）又は」に改め、同条第二項及び第三項中「地域密着型介護予防サービス」の下に「若しくは登録施設介護予防支援」を加える。

第六十一条第一項中「又は地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は登録施設介護予防支援」に、「及び特例地域密着型介護予防サービス費」を「、特例地域密着型介護予防サービス費、登録施設介護予防サービス計画費及び特例登録施設介護予防サービス計画費」に改め、同条第二項中「又は地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス又は登録施設介護予防支援」に改める。

第六十六条第一項中「除き」の下に「、当該要介護被保険者等に」を加え、「、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に」を削り、「第四十六条第四項」の下に「、第四十七条の二第四項」を、「第五十八条第四項」の下に「、第五十九条の二第四項」を加え、「記載（」を「通知（」に、「支払方法変更の記載」を「支払方法変更通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証の提出を求めることができる。

第六十六条第二項中「対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載」を「、厚生労働省令で定めるところにより、支払方法変更通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証の提出を求めることができる。

第六十六条第三項中「より支払方法変更の記載」を「より支払方法変更通知」に、「当該支払方法変更の記載を消除する」を「当該支払方法変更通知を撤回し、当該要介護被保険者等に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知する」に改め、同条第四項中「より支払方法変更の記載」を「より支払方法変更通知」に、「支払方法の変更の記載がなされている」を「支払方法変更通知を受けている」に改め、「指定居宅介護支援」の下に「、指定登録施設介護支援」を加え、「及び指定介護予防支援」を「、指定介護予防支援及び指定登録施設介護予防支援」に改め、「居宅介護サービス計画費の支給」の下に「、登録施設介護サービス計画費の支給」を、「介護予防サービス計画費の支給」の下に「、登録施設介護予防サービス計画費の支給」を、「第四十六条第四項」の下に「、第四十七条の二第四項」を、「第五十八条第四項」の下に「、第五十九条の二第四項」を加える。

第六十七条第三項中「支払方法変更の記載」を「支払方法変更通知」に改める。

第六十八条第一項中「除き」の下に「、当該要介護被保険者等に」を加え、「、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に」を削り、「第四十六条第四項」の下に「、第四十七条の二第四項」を、「第五十八条第四項」の下に「、第五十九条の二第四項」を加え、「記載（」を「通知（」に、「保険給付差止の記載」を「保険給付差止通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、被保険者の資格に関して必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証の提出を求めることができる。

第六十八条第二項中「より保険給付差止の記載」を「より保険給付差止通知」に、「当該保険給付差止の記載を消除する」を「当該保険給付差止通知を撤回し、当該要介護被保険者等に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知する」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「保険給付差止の記載」を「保険給付差止通知」に改める。

第六十九条第一項中「の被保険者証に」を「に対し」に、「及び第二十九条第二項」を「、第二十九条第二項及び第三十条第二項」に改め、「、第三十条第一項後段」を削り、「及び第三十三条の二第二項」を「、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項」に改め、「、第三十三条の三第一項後段」を削り、「記載に」を「通知に」に、「記載（」を「通知（」に、「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に改め、同条第二項中「より給付額減額等の記載」を「より給付額減額等通知」に、「当該給付額減額等の記載を消除する」を「当該給付額減額等通知を撤回し、当該要介護被保険者等に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を通知する」に改め、同条第三項中「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に、「当該記載」を「当該給付額減額等通知」に、「施設サービス」を「登録施設介護支援（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、施設サービス」に、「及び地域密着型介護予防サービス」を「、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び登録施設介護予防支援」に、「第五十九条の二」を「第五十九条の四」に改め、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二　登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の二第二項

四の三　特例登録施設介護サービス計画費の支給　第四十七条の三第四項及び第五項

第六十九条第三項第十号の次に次の二号を加える。

十の二　登録施設介護予防サービス計画費の支給　第五十九条の二第二項

十の三　特例登録施設介護予防サービス計画費の支給　第五十九条の三第四項及び第五項

第六十九条第四項中「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に、「当該記載」を「当該給付額減額等通知」に改め、「地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加え、「及び地域密着型介護予防サービス及び登録施設介護予防支援」に、「第五十九条の二第一項」を「第五十九条の四第一項」に改め、同条第五項中「給付額減額等の記載」を「給付額減額等通知」に、「当該記載」を「当該給付額減額等通知」に改め、「及び地域密着型サービス」の下に「、登録施設介護支援」を加え、「及び地域密着型介護予防サービス及び登録施設介護予防支援」に改める。

第六十九条の三中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第七十条第二項第五号の三中「以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において」を「第八十六条第二項第七号ハを除き、以下」に、「第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百七条第三項第七号、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において」を「同号ハを除き、以下」に改める。

第七十三条第二項中「及び第二十九条第二項」を「、第二十九条第二項及び第三十条第二項」に、「若しくは」を「又は」に、「及び第三十三条の二第二項」を「、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項」に改め、「又は第三十条第一項後段若しくは第三十三条の三第一項後段に規定する意見」を削る。

第七十四条第五項、第七十五条の二第一項、第七十八条の四第七項及び第七十八条の六第一項中「、他の」を「、指定登録施設介護支援事業者、他の」に改める。

第七十八条の十第七号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改め、「第八十四条」の下に「、第八十五条の九」を加え、同条第十三号中「第二十九条第十八項」を「第二十九条の三十五第三項及び第二十九条の三十六第四項」に改める。

第五章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　指定登録施設介護支援事業者

（指定登録施設介護支援事業者の指定）

第八十五条の二　第四十七条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録施設介護支援事業を行う者の申請により、登録施設介護支援事業を行う事業所（以下この節（第八十五条の十一第一項を除く。）において「事業所」という。）ごとに行う。

２　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十七条の二第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な登録施設介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

八　申請者が、第八十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

九　申請者と密接な関係を有する者が、第八十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

十　申請者が、第八十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十五条の六第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　申請者が、第八十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十五条の六第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　第十号に規定する期間内に第八十五条の六第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第八号まで又は第十号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第八号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当する者であるとき。

３　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

（指定の更新）

第八十五条の三　第四十七条の二第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条第一項及び第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

（指定登録施設介護支援の事業の基準）

第八十五条の四　指定登録施設介護支援事業者は、次条第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定登録施設介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定登録施設介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定登録施設介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2　指定登録施設介護支援事業者は、指定登録施設介護支援を受けようとする被保険者による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する認定審査会意見を確認したときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定登録施設介護支援を提供するように努めなければならない。

第八十五条の五　指定登録施設介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定登録施設介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定登録施設介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定登録施設介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5　指定登録施設介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定登録施設介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定登録施設介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定登録施設介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6　指定登録施設介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（変更の届出等）

第八十五条の六　指定登録施設介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定登録施設介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　指定登録施設介護支援事業者は、当該指定登録施設介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（報告等）

第八十五条の七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定登録施設介護支援事業者若しくは指定登録施設介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定登録施設介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定登録施設介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定登録施設介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定登録施設介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定登録施設介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（勧告、命令等）

第八十五条の八　市町村長は、指定登録施設介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定登録施設介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二　第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護支援の事業の運営をしていない場合　当該指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護支援の事業の運営をすること。

三　第八十五条の五第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定登録施設介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定登録施設介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定登録施設介護支援事

業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5　市町村長は、保険給付に係る指定登録施設介護支援を行った指定登録施設介護支援事業者（他の市町村長が第四十七条の二第一項の指定をした者に限る。）について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

（指定の取消し等）

第八十五条の九　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定登録施設介護支援事業者に係る第四十七条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の二第二項第四号から第六号まで、第十四号（同項第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十五号（同項第七号に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定登録施設介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十五条の五第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の五第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

四　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の五第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五　第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

六　登録施設介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

七　指定登録施設介護支援事業者が、第八十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八　指定登録施設介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第八十五条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定登録施設介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九　指定登録施設介護支援事業者が、不正の手段により第四十七条の二第一項の指定を受けたとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二　指定登録施設介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2　市町村長は、保険給付に係る指定登録施設介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定登録施設介護支援事業者（他の市町村長が第四十七条の二第一項の指定をした者に限る。）について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

（準用）

第八十五条の十　第八十二条の二及び第八十五条の規定は、指定登録施設介護支援事業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定登録施設介護支援事業者の特例）

第八十五条の十一　登録施設介護支援事業を行う者は、第四十七条の二第一項の指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る登録施設介護支援事業を行う事業所について第四十六条第一項の指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所として同項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該指定登録施設介護支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定居宅介護支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定居宅介護支援事業者について、第八十五条の三第一項の規定により第四十七条の二第一項の指定の効力が失われたとき又は第八十五条の九第一項の規定により第四十七条の二第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定居宅介護支援事業者に係るみなし指定は、当該みなし指定居宅介護支援事業者について、第八十五条の九第一項の規定により第四十七条の二第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があったときは、その該当する期間、その効力（当該指定の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定居宅介護支援事業者から第八十五条の六第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったときは、当該みなし指定に係る居宅介護支援事業について、第八十二条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

第百十五条の四第五項、第百十五条の六第一項、第百十五条の十四第七項及び第百十五条の十六第一項中「、他の」を「、指定登録施設介護予防支援事業者、他の」に改める。

第五章第八節の次に次の一節を加える。

第八節の二　指定登録施設介護予防支援事業者

（指定登録施設介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の三十一の二　第五十九条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定登録施設介護支援事業者の申請により、登録施設介護予防支援事業を行う事業所（以下この節

（第百十五条の三十一の十第一項を除く。）において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する登録施設介護予防サービス計画費及び特例登録施設介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十九条の二第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な登録施設介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

八　申請者が、第百十五条の三十一の八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

九　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の三十一の八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定登録施設介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定登録施設介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定登録施設介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる指定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

十　申請者が、第百十五条の三十一の八の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の三十一の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　申請者が、第百十五条の三十一の六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の三十一の八の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の三十一の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　第十号に規定する期間内に第百十五条の三十一の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第八号まで又は第十号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第八号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当する者であるとき。

3　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4　市町村長は、第五十九条の二第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（指定登録施設介護予防支援の事業の基準）

第百十五条の三十一の三　指定登録施設介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定登録施設介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定登録施設介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定登録施設介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2　指定登録施設介護予防支援事業者は、指定登録施設介護予防支援を受けようとする被保険者による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する認定審査会意見を確認したときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定登録施設介護予防支援を提供するように努めなければならない。

3　第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定登録施設介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録施設介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第百十五条の三十一の四　指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定登録施設介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定登録施設介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定登録施設介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5　指定登録施設介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定登録施設介護予防支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定登録施設介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定登録施設介護予防支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6　指定登録施設介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（変更の届出等）

第百十五条の三十一の五　指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定登録施設介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定登録施設介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（報告等）

第百十五条の三十一の六　市町村長は、必要があると認めるときは、指定登録施設介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定登録施設介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定登録施設介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定登録施設介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定登録施設介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（勧告、命令等）

第百十五条の三十一の七　市町村長は、指定登録施設介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定登録施設介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二　第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護予防支援の事業の運営をしていない場合　当該指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正

な指定登録施設介護予防支援の事業の運営をすること。

三　第百十五条の三十一の四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定登録施設介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定登録施設介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定登録施設介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第百十五条の三十一の八　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定登録施設介護予防支援事業者に係る第五十九条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の二第二項第四号から第六号まで、第十四号（同項第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十五号（同項第七号に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定登録施設介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の三十一の四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の四第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定登録施設介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

四　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五　登録施設介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

六　指定登録施設介護予防支援事業者が、第百十五条の三十一の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定登録施設介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の三十一の六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定登録施設介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八　指定登録施設介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十九条の二第一項の指定を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定登録施設介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　指定登録施設介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（準用）

第百十五条の三十一の九　第七十条の二の規定は第五十九条の二第一項の指定について、第百十五条の二十六、第百十五条の三十及び第百十五条の三十の二の規定は指定登録施設介護予防支援事業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定登録施設介護予防支援事業者の特例）

第百十五条の三十一の十　登録施設介護予防支援事業を行う者は、第五十九条の二第一項の指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所について第五十八条第一項の指定に係る介護予防支援事業を行う事業所として同項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該指定登録施設介護予防支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第五十八条第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定介護予防支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定介護予防支援事業者について、前条において準用する第七十条の二第一項の規定により第五十九条の二第一項の指定の効力が失われたとき又は第百十五条の三十一の八の規定により第五十九条の二第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定介護予防支援事業者に係るみなし指定は、当該みなし指定介護予防支援事業者について、第百十五条の三十一の八の規定により第五十九条の二第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があったときは、その効力（当該指定の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定介護予防支援事業者から第百十五条の三十一の五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったときは、当該みなし指定に係る介護予防支援事業について、第百十五条の二十五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

第百十五条の三十二第一項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「及び指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者及び指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、「第八十一条第六項」の下に「、第八十五条の五第六項」を加

え、「又は第百十五条の二十四第六項」を「、第百十五条の二十四第六項又は第百十五条の三十一の四第六項」に改める。

第百十五条の三十五第一項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、同条第五項及び第七項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「又は指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第百十五条の四十四の二第七項及び第九項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「又は指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者又は指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第百十五条の四十五第一項第一号ニ中「又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援」を「若しくは特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援又は指定登録施設介護予防支援若しくは特例登録施設介護予防サービス計画費に係る登録施設介護予防支援」に改め、同条第二項第三号中「居宅サービス計画」の下に「、登録施設サービス計画」を加え、「及び介護予防サービス計画」を「、介護予防サービス計画及び登録施設介護予防サービス計画」に改める。

第百十五条の四十九中「及び指定居宅介護支援」を「、指定居宅介護支援及び指定登録施設介護支援」に改める。

第百十七条第三項第六号中「又は指定居宅介護支援」を「、指定居宅介護支援の事業又は指定登録施設介護支援」に改め、同項第七号中「又は指定介護予防支援」を「、指定介護予防支援の事業又は指定登録施設介護予防支援」に改め、同項第九号中「有料老人ホーム及び」の下に「登録有料老人ホーム並びに」を加え、同条第五項第一号中「及び」の下に「登録有料老人ホーム並びに」を加える。

第百十八条第三項第七号中「及び」の下に「登録有料老人ホーム並びに」を加える。

第百七十六条第一項第一号中「第四十六条第七項」の下に「、第四十七条の二第七項」を、「第五十八条第七項」の下に「、第五十九条の二第七項」を、「介護予防サービス計画費」の下に「、登録施設介護サービス計画費」を、「介護予防サービス計画費」の下に「、登録施設介護予防サービス計画費」を加え、同項第三号中「指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援」の下に「、指定登録施設介護支援」を加え、「及び指定介護予防支援の」を「、指定介護予防支援及び指定登録施設介護予防支援の」に改め、「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「及び指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者及び指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、同条第二項第二号中「指定居宅介護支援」の下に「、指定登録施設介護支援」を加える。

第百七十九条中「第四十六条第七項」の下に「、第四十七条の二第七項」を、「第五十八条第七項」の下に「、第五十九条の二第七項」を加える。

第百八十条第一項中「指定居宅介護支援」の下に「、指定登録施設介護支援」を加え、「又は指定介護予防支援」を「、指定介護予防支援又は指定登録施設介護予防支援」に改める。

第百八十一条第二項中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改め、「指定居宅介護支援の事業」の下に「、指定登録施設介護支援の事業」を加え、「若しくは指定介護予防支援の」を「、指定介護予防支援の事業若しくは指定登録施設介護予防支援の」に改め、同条第三項ただし書中「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を加え、「若しくは指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者若しくは指定登録施設介護予防支援事業者」に改める。

第二百三条第二項中「第四十六条第一項」の下に「、第四十七条の二第一項」を、「第五十八条第一項」の下に「、第五十九条の二第一項」を加える。

第二百五条第一項中「第四十六条第七項」の下に「、第四十七条の二第七項」を、「第五十八条第七項」の下に「、第五十九条の二第七項」を、「第四十六条第六項」の下に「、第四十七条の二第六項」を、「第五十八条第六項」の下に「、第五十九条の二第六項」を、「指定居宅介護支援事業者」の下に「、指定登録施設介護支援事業者」を、「指定介護予防支援事業者」の下に「、指定登録施設介護予防支援事業者」を加え、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二百九条第一号中「第四十七条第七項」の下に「、第四十七条の三第七項」を、「第五十九条第七項」の下に「、第五十九条の三第七項」を、「第八十三条第一項」の下に「、第八十五条の七第一項」を、「第百十五条の二十七第一項」の下に「、第百十五条の三十一の六第一項」を加える。

第二百十四条第二項中「第三十五条第六項後段、第六十六条第一項若しくは第二項又は第六十八条第一項」を「第三十五条第七項、第六十六条第一項後段若しくは第二項後段又は第六十八条第一項後段」に改める。

別表中「居宅サービス計画」の下に「、登録施設サービス計画」を加え、「及び介護予防サービス計画」を「、介護予防サービス計画及び登録施設介護予防サービス計画」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

五　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組を促進すること。

第二条第三項を次のように改める。

3　国は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二　質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の推進に関する施策を講ずること。

第六条中「基準該当療養介護医療費」の下に「、特定地域療養介護医療費」を加える。

第十九条第三項中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」という。）」の下に「若しくは同条第二十四項に規定する特定地域介護保険施設（以下この項及び次項において「特定地域介護保険施設」という。）」を、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加え、同条第四項中「及び介護保険施設」を「並びに介護保険施設及び特定地域介護保険施設」に改め、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加える。

第二十五条第一項第一号中「及び第三十条第一項第二号」を「、第三十条第一項第二号」に改め、「基準該当障害福祉サービス」の下に「及び同項第三号に規定する特定地域障害福祉サービス」を加える。

第三十条第一項中「規定する基準該当障害福祉サービス」の下に「若しくは第三号に規定する特定地域障害福祉サービス」を加え、同項第二号中「（次に」を「であって、次に」に、「ものに限る。」を「もの（」に改め、同号イ中「又は」を「並びに」に改め、「関する基準」の下に「（次号イにおいて「指定障害福祉サービスの事業に係る基準」という。）」を加え、同号ロ中「又は」を「並びに」に改め、「関する基準」の下に「（次号ロにおいて「指定障害者支援施設等に係る基準」という。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス以外の障害福祉サービスであって、次に掲げる事業所又は施設により行われるもの（以下「特定地域障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ　特定地域（人口の減少その他の主務省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下この号及び第五十一条の十八第一項第二号において同じ。）に所在する事業所であって、指定障害福祉サービスの事業に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行うもの（以下「特定地域事業所」という。）

ロ　特定地域に所在する施設であって、指定障害者支援施設等に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められるもの（以下「特定地域施設」という。）

第三十条第二項中「ロの」の下に「規定により」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項に次の一号を加える。

三　特定地域障害福祉サービス　障害福祉サービスの種類ごとに特定地域障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域障害福祉サービスに要した費用の額）

第三十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県が第一項第三号イ及びロの規定により条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については同項第三号イに規定する主務省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、障害福祉サービスに従事する従業者の状況その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二　特定地域障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三　特定地域障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

四　特定地域障害福祉サービスの事業に係る利用定員

第三十一条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは基準該当施設」を「、基準該当施設若しくは特定地域施設」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定障害者が、特定地域障害福祉サービスを受けたとき。

第五十一条の十八第一項及び第二項を次のように改める。

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第一号に規定する基準該当計画相談支援又は第二号に規定する特定地域計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

一　計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援であって、第五十一条の二十四第一項の主務省令で定める基準及び同条第二項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定計画相談支援の事業に係る基準」という。）に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（同号及び次項第一号において「基準該当計画相談支援」という。）を受けたとき。

二　計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援及び基準該当計画相談支援以外の計画相談支援であって、特定地域に所在し、かつ、指定計画相談支援の事業に係る基準に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（次項第二号において「特定地域計画相談支援」という。）を受けたとき。

2　特例計画相談支援給付費の額は、次の各号に掲げる計画相談支援の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　基準該当計画相談支援　前条第二項の主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）

二　特定地域計画相談支援　特定地域計画相談支援に通常要する費用につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域計画相談支援に要した費用の額）

第二章第四節の節名中「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第七十一条の見出し及び同条第二項中「基準該当療養介護医療費」の下に「及び特定地域療養介護医療費」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　市町村は、特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、特定地域事業所又は特定地域施設から当該療養介護医療（以下「特定地域療養介護医療」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該特定地域療養介護医療に要した費用について、特定地域療養介護医療費を支給する。

第七十二条中「又は基準該当療養介護医療」を「、基準該当療養介護医療」に改め、「基準該当施設」の下に「又は特定地域療養介護医療を行う特定地域事業所若しくは特定地域施設」を加える。

第七十三条第一項中「又は基準該当療養介護医療」を「、基準該当療養介護医療」に改め、「基準該当施設」の下に「又は特定地域療養介護医療を行う特定地域事業所若しくは特定地域施設」を加え、「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第七十七条第一項第三号中「応じ、」の下に「当該障害者等の家族その他の関係者の状況を考慮しつつ」を加える。

第八十八条第三項に次の三号を加える。

三　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

四　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

五　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第八十八条第九項中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第八十九条第二項に次の二号を加える。

五　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項

六　前号の措置に係る目標に関する事項

第八十九条第三項第二号及び第三号を次のように改める。

二　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資するために講ずる措置に関する事項

三　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資するために講ずる措置に関する事項

第八十九条第八項中「単に「協議会」を「「支援協議会」に改め、同条第一項中「単に「協議会」を「「支援協議会」に改め、同条第二項及び第三項中「協議会」を「支援協議会」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に、「協議会」を「支援協議会」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「協議会」を「支援協議会」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

５　支援協議会は、当該支援協議会を組織している地方公共団体に社会福祉法第百六条の三の二第一項に規定する支援会議、介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する支援会議、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議その他の障害者等が地域において自立した日常生活を営むための支援体制の構築に資する会議が組織され、又は置かれているときは、これらの会議と相互に連携を図るよう努めなければならない。

第九十二条第三号中「及び基準該当療養介護医療費」を「、基準該当療養介護医療費及び特定地域療養介護医療費」に改める。

第百九条第二項中「第八十九条の三第五項」を「第八十九条の三第六項」に改める。

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「介護保険特定施設」という。）の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム（以下この項及び次項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「又は同条第二十四項」を「又は同法第八条第二十五項」に、「若しくは同条第二十四項」を「若しくは同条第二十五項」に改め、「、介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加え、同条第四項中「介護保険特定施設」の下に「及び有料老人ホーム」を、「又は介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加える。

第八十九条の三の次に次の四条を加える。

（促進協議会）

第八十九条の四　都道府県は、第二条第二項第五号に規定する取組を促進するため、当該都道府県の区域内の市町村、公共職業安定所、都道府県センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。）、障害福祉サービス又は相談支援を提供する者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関（次条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される協議会（次条から第八十九条の七までにおいて「促進協議会」という。）を置くものとする。

第八十九条の五　促進協議会は、第二条第二項第五号に規定する取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。

２　促進協議会は、前項の協議を行うに当たっては、当該促進協議会が置かれている都道府県に社会福祉法第九十二条の二に規定する協議会が置かれている場合には、当該協議会における協議の結果を尊重しなければならない。

３　都道府県及び促進協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

第八十九条の六　前二条に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。

（秘密保持義務）

第八十九条の七　促進協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なしに、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百九条の二の次に次の一条を加える。

第百九条の二の二　第八十九条の七の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（児童福祉法の一部改正）

第七条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の二十五」を「第三十三条の二十九」に改める。

第二十一条の五の四第一項中「規定する基準該当通所支援」の下に「若しくは第三号に規定する特定地域通所支援」を加え、同項第二号中「障害児通所支援（」を「障害児通所支援であつて、」に、「又は」を「並びに」に改め、「関する基準」の下に「（次号において「指定通所支援の事業に係る基準」という。）」を加え、「ものに限る。」を「ものに改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　通所給付決定保護者が、指定通所支援及び基準該当通所支援以外の障害児通所支援であつて、特定地域（人口の減少その他の内閣府令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。第二十四条の二十七第一項第二号において同じ。）に所在し、かつ、指定通所支援の事業に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下「特定地域通所支援」という。）を受けたとき。

第二十一条の五の四第二項中「前項第二号の」の下に「規定により」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

三　特定地域通所支援　障害児通所支援の種類ごとに特定地域通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に特定地域通所支援に要した費用の額）

第二十一条の五の四第二項の次に次の一項を加える。

都道府県が第一項第三号の規定により条例を定めるに当たつては、第一号に掲げる事項については同項第三号の内閣府令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、障害児通所支援に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第二号及び第三号に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定地域通所支援に従事する従業者及びその員数

二　特定地域通所支援の事業に係る居室の床面積その他特定地域通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三　特定地域通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四　特定地域通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の九第一項第一号中「及び基準該当通所支援」を「、基準該当通所支援及び特定地域通所支援」に改める。

第二十一条の五の十一第二項中「第二十一条の五の四第三項」を「第二十一条の五の四第四項」に改める。

第二十四条の二十六第一項中「次条第一項」を「次条第一項各号」に改める。

第二十四条の二十七第一項及び第二項を次のように改める。

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する基準該当障害児相談支援又は第二号に規定する特定地域障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

一　障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援及び基準該当障害児相談支援以外の障害児相談支援であつて、特定地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援の事業に係る基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（次項第二号において「特定地域障害児相談支援」という。）を受けたとき。

特例障害児相談支援給付費の額は、次の各号に掲げる障害児相談支援の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として、市町村が定める。

一　基準該当障害児相談支援　前条第二項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）

二　特定地域障害児相談支援　特定地域障害児相談支援に通常要する費用につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域障害児相談支援に要した費用の額）

二　障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援及び基準該当障害児相談支援以外の障害児相談支援であつて、特定地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援の事業に係る基準に定める事項のうち内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（次号において「指定障害児相談支援の事業に係る基準」という。）に定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（同号及び次項第一号において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けたとき。

第二十五条の二第一項中「要保護児童対策地域協議会（以下」の下に「この節において」を加える。

第三十三条の十九第二項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項第一号及び第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるように配慮するものとする。

第三十三条の二十第三項に次の一号を加える。

三　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

第三十三条の二十第九項中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第三十三条の二十二第二項に次の二号を加える。

四　障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項

五　前号の措置に係る目標に関する事項

第三十三条の二十二第三項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第七項中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第三十三条の二十三の十一第一項中「、第三十三条の二十四及び第三十三条の二十五」を「及び第三十三条の二十四から第三十三条の二十九まで」に改める。

第二章第九節に次の四条を加える。

第三十三条の二十六　都道府県は、第三十三条の二十二第二項第四号に規定する取組を促進するため、当該都道府県の区域内の市町村、公共職業安定所、都道府県センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県センターをいう。）、介護労働安定センター（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターをいう。）、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を提供する事業者又は障害児入所施設の設置者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関（次条第三項において単に「関係機関」という。）により構成される促進協議会（以下この節（次条第二項を除く。）において「協議会」という。）を置くものとする。

第三十三条の二十七　協議会は、第三十三条の二十二第二項第四号に規定する取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。

前条に規定する協議会は、前項の協議を行うに当たつては、当該協議会が置かれている都道府県に社会福祉法第九十二条の二に規定する協議会が置かれている場合には、当該協議会における協議の結果を尊重しなければならない。

都道府県及び協議会を構成する関係機関は、第一項の協議の結果に基づき、当該協議をした方策に係る取組を連携して行うものとする。

第三十三条の二十八　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十三条の二十九　協議会の事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十一条の三中「又は第二十七条の四」を「、第二十七条の四又は第三十三条の二十九」に改める。

（生活困窮者自立支援法の一部改正）

第八条　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「住宅」の下に「、防災」を、「業務」の下に「並びに地域における消費者の利益の擁護及び増進に関する業務」を加え、「配慮して」を「配慮するとともに、その支援体制の整備により生活困窮者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して」に改める。

第三条第二項第一号中「応じ」の下に「、当該生活困窮者の家族その他の関係者の状況を考慮しつつ」を加え、同条第六項第二号ロ中「もの」の下に「又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活を営むのに支障があるもの」を加える。

第九条第五項中「又は社会福祉法第百六条の六第一項」を「、社会福祉法第百六条の三の二第一項」に、「が組織され」を「、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十八第一項に規定する支援会議又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の三第一項に規定する支援協議会が組織され、又は置かれ」に改める。

第十一条第一項中「ことができる」を「ように努めるものとする」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第九条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二　有料老人ホーム（第二十九条―第三十一条の五）」を

「第四章の二　有料老人ホーム（第二十九条―第三十一条の五）
第一節　有料老人ホーム（第二十九条―第二十九条の十五）
第二節　登録有料老人ホーム（第二十九条の十六―第二十九条の三十六）
第三節　指定登録機関（第二十九条の三十七―第三十一条の五）
第四節　有料老人ホーム協会（第三十条―第三十一条の五）」

に改める。

第五条の二第二項中「若しくは夜間対応型訪問介護」を削り、同条第七項中「、夜間対応型訪問介護」を削り、「第八条第二十三項第一号」を「第八条第二十二項第一号」に改める。

第十条の四第一項第一号中「訪問介護、」を「訪問介護若しくは」に改め、「若しくは夜間対応型訪問介護」を削る。

第十四条の四の見出し中「禁止等」を「禁止」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（前払金として家賃等を受領する場合の措置）

第十四条の五　認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領しようとするときは、当該前払金の算定の基礎を書面（当該書面の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をする場合においては、当該電磁的記録。第二十九条の八第一項、第二十九条の十八第一項第一号イ及び第二十九条の二十五第一項において同じ。）で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、同項の前払金を支払う入居者と、当該入居者が第五条の二第六項に規定する住居に入居をした日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は当該入居者の死亡により契約が終了した場合には、当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第十八条の二第一項中「第十四条の四」の下に「又は第十四条の五」を加える。

第二十条の八第三項に次の一号を加える。

三　老人福祉事業その他の老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者と社会福祉法第四条第三項に規定する支援関係機関との連携に関する事項

第二十条の八第四項中「、夜間対応型訪問介護」を削る。

第二十条の九第四項中「介護保険施設の種類ごと」を「介護老人福祉施設」に改め、「（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）」を削る。

第二十一条の二中「若しくは第一号通所事業」を「、第一号通所事業若しくは同法第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業」に改める。

第四章の二中第二十九条の前に次の節名を付する。

第一節　有料老人ホーム

第二十九条第一項中「第十三項を除き、以下この条において」を「以下」に改め、「以下同じ。）」の下に「であつて、第二十九条の十六第一項に規定する登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホーム以外のもの」を、「その施設」の下に「ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を、当該施設」を加え、「、次の各号に掲げる事項を」を削り、同項中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　入居させる者が該当する要介護状態区分（介護保険法第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。第二十九条の十六第一項及び第二十九条の十七第一項第五号において同じ。）その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項

四　入居者に供与をする介護等の内容

五　入居者に対する介護サービス（介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等その他の介護保険に係る保健医療サービス又は福祉サービスをいう。以下同じ。）の提供について介護サービス提供者（介護サービスを提供する者をいう。第二十九条の十七第一項第七号において同じ。）と連携及び協力をする場合にあつては、当該連携及び協力に関する事項

第二十九条第六項から第十九項までを削り、同条第五項中「から第三項まで」を「、第三項又は第四項」に改め、「有料老人ホーム（」の下に「第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム及び」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「その事業」を「当該届出に係る有料老人ホームの事業」に改め、「までに」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「厚生労働省令で定める事項」を「同項各号に掲げる事項（次条及び第二十九条の六第一項において「届出事項」という。）」に改め、「とき」の下に「、又は前項に規定する書類に記載した事項に変更を生じたとき（当該変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときを除く。）」を、「以内に」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による届出には、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約（入居させる者と締結する有料老人ホームへの入居に係る契約をいう。以下同じ。）に係る約款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十九条の次に次の十四条、二節及び節名を加える。

（公示）

第二十九条の二　有料老人ホーム（第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームを除き、前条第一項の規定による届出がされていない有料老人ホームを含む。以下この節において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、届出事項を公示しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第二十九条の三　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（誇大広告の禁止）

第二十九条の四　有料老人ホームの設置者は、その供与をする介護等について広告をするときは、入居させる者に供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（登録有料老人ホームであると誤認させる行為の禁止）

第二十九条の五　有料老人ホームの設置者は、その供与をする介護等について広告をするときは、当該有料老人ホームが第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

（契約締結前における書面の交付及び説明）

第二十九条の六　有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居しようとする者に対し

て、入居契約を締結するまでに、届出事項その他厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2　有料老人ホームの設置者は、前項に規定する書面に代えて、政令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第二十九条の二十三第二項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該有料老人ホームの設置者は、前項の規定による書面の交付をしたものとみなす。

（家賃等以外の金品受領の禁止）

第二十九条の七　有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

（前払金として家賃等を受領する場合の措置）

第二十九条の八　有料老人ホームの設置者は、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領しようとするときは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、有料老人ホームの設置者は、同項の前払金を支払う入居者と、当該入居者が当該有料老人ホームに入居をした日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は当該入居者の死亡により契約が終了した場合には、当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

（連絡調整等）

第二十九条の九　有料老人ホームの設置者は、入居者が第二十九条の十六第一項に規定する状態に至つた場合であつて、当該入居者が第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム又は介護保険施設（介護保険法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）その他の介護サービスを提供する施設への入居又は入所を希望するときは、当該入居者に対し、これらの施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事、第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームの設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（報告義務）

第二十九条の十　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

2　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

（有料老人ホームの事業の廃止又は休止の周知）

第二十九条の十一　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの入居者に対し、入居者の利益の保護をするための事項として厚生労働省令で定める事項を周知させなければならない。

（遵守事項）

第二十九条の十二　厚生労働大臣は、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持のため、厚生労働省令で、有料老人ホームの設置者がその介護等の供与の方法に関し遵守すべき事項を定めるものとする。

（勧告及び命令）

第二十九条の十三　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が前条の厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対して、期限を定めて、その介護等の供与の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（報告の徴収等）

第二十九条の十四　都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（他に委託して供与をする場合を除く。第二十九条の三十三第一項において同じ。）を委託された者に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該委託された者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

（命令等）

第二十九条の十五　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第二十九条の二から第二十九条の九まで、第二十九条の十第一項又は第二十九条の十一の規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該有料老人ホームの設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該有料老人ホームの設置者に対して、期間を定めてその事業の制限又は停止を命ずることができる。

3　都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4　都道府県知事は、第二項の規定による命令をしたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、必要な介護等の継続的な供与がされるよう、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第二節　登録有料老人ホーム

（登録等）

第二十九条の十六　有料老人ホームであつて、登録有料老人ホーム事業（介護等の供与が必要な状態が政令で定める要介護状態区分に該当する状態その他これに準ずるものとして政令で定める状態にある者を入居させ、介護等の供与をする事業をいう。以下同じ。）を行うものを設置しようとする者は、あらかじめ、その有料老人ホームごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームを設置しようとする地の都道府県知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　市町村長は、第一項の登録を受けていない疑いがある登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（登録の申請）

第二十九条の十七　前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　有料老人ホームの名称及び設置予定地（前条第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、当該有料老人ホームの名称及び所在地）

二　登録を受けようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三　法人である場合にあつては、その役員の氏名

四　未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び所在地並びにその役員の氏名）

五　入居させる者が該当する要介護状態区分その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項

六　入居者に供与をする介護等の内容

七　入居者に対する介護サービスの提供について介護サービス提供者と連携及び協力をする場合にあつては、当該連携及び協力に関する事項

八　有料老人ホームの運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

九　前号に掲げるもののほか、有料老人ホームの設備及び運営に関する事項として厚生労働省令で定める事項

十　その他厚生労働省令で定める事項

2　前項の申請書には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九条の十九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約に係る約款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準等）

第二十九条の十八　都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一　当該設置しようとする有料老人ホームにおける入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

イ　書面による契約であること。

ロ　厚生労働省令で定める不当な条件を付さない契約であること。

二　当該設置しようとする有料老人ホームの設置者が、運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項を定めていること。

三　当該設置しようとする有料老人ホームが、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの設備及び運営について都道府県の条例で定める基準に適合していること。

2　都道府県が前項第三号の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームに配置する職員及びその員数

二　登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの入居者の介護保険法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等及び同法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等の適切な利用及び当該利用のための連絡調整その他の便宜の提供の適切な確保に関する事項

三　登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営に関する事項であつて、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3　都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

4　都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた有料老人ホーム（以下「登録有料老人ホーム」という。）の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十九条の十九　都道府県知事は、第二十九

条の十六第一項の登録の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十九条の十七第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、この法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十六号において「暴力団員等」という。）であるとき。

六　申請者が、心身の故障により登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであるとき。

七　申請者が、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十三号及び同項第九号において同じ。）又は政令で定める使用人（以下この項及び第二十九条の三十五第一項第十号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該登録を取り消された者が個人である場合にあつては、当該通知があつた日前六十日以内に当該個人の政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

八　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

九　申請者が、第二十九条の三十五第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十九条の三十第一項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をした者（その登録有料老人ホーム事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十　申請者が、第二十九条の三十三第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十九条の三十五第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十九条の三十第一項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をした者（その登録有料老人ホーム事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　第九号に規定する期間内に第二十九条の三十第一項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出があつた場合において、申請者が、第九号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（その登録有料老人ホーム事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　申請者が、第二十九条の十六第一項の登録の申請前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三　申請者が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が第一号から第七号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当するものであるとき。

十四　申請者が、法人であつて、その役員等のうちに第一号から第七号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、個人であつて、その政令で定める使用人のうちに第一号から第七号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十六　申請者が、暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であるとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

（登録簿）

第二十九条の二十　第二十九条の十六第一項の登録は、登録有料老人ホーム登録簿（以下単に「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　第二十九条の十七第一項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）

二　登録年月日及び登録番号

2　都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録事項等の変更）

第二十九条の二十一　登録有料老人ホームの設置者は、登録事項に変更を生じたとき、又は第二十九条の十七第二項に規定する書類に記載した事項に変更を生じたとき（当該変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときを除く。）は、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出（登録事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消す場合を除き、当該変更があつた登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

3　都道府県知事は、前項の変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る登録有料老人ホームの所在地の市町村長に通知しなければならない。

4　市町村長は、第一項の規定による届出がされていない疑いがある登録有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（誇大広告の禁止）

第二十九条の二十二　登録有料老人ホームの設置者は、その供与をする介護等について広告をするときは、入居させる者に供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（契約締結前における書面の交付及び説明）

第二十九条の二十三　登録有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームに入居しようとする者に対して、入居契約を締結するまでに、登録事項その他厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2　登録有料老人ホームの設置者は、前項に規定する書面に代えて、政令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームに入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該登録有料老人ホームの設置者は、同項の規定による書面の交付をしたものとみなす。

（家賃等以外の金品受領の禁止）

第二十九条の二十四　登録有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

（前払金として家賃等を受領する場合の措置）

第二十九条の二十五　登録有料老人ホームの設置者は、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領しようとするときは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、登録有料老人ホームの設置者は、同項の前払金を支払う入居者と、当該入居者が当該登録有料老人ホームに入居をした日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は当該入居者の死亡により契約が終了した場合には、当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

（報告義務）

第二十九条の二十六　登録有料老人ホームの設置者は、当該登録有料老人ホームに係る登録有料老人ホーム情報（登録有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び登録有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、登録有料老人ホームに入居しようとする者が登録有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

2　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

（遵守事項）

第二十九条の二十七　厚生労働大臣は、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持のため、厚生労働省令で、登録有料老人ホームの設置者がその介護等の供与の方法に関し遵守すべき事項を定めるものとする。

（勧告及び命令）

第二十九条の二十八　都道府県知事は、登録有料老人ホームの設置者が前条の厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対して、期限を定めて、その介護等の供与の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（準用規定）

第二十九条の二十九　第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、登録有料老人ホームの設置者について準用する。この場合において、第二十九条の二中「届出事項」とあるのは、「第二十九条の二十第一項第一号に規定する登録事項」と読み替えるものとする。

（廃止等）

第二十九条の三十　登録有料老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一　登録有料老人ホーム事業を廃止しようとする場合　当該廃止の日
二　登録有料老人ホーム事業を休止しようとする場合　当該休止の日
三　登録有料老人ホームの設置者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとする場合　当該解散の日

2　登録有料老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録有料老人ホームの入居者に対し、入居者の利益の保護をするための事項として厚生労働省令で定める事項を周知させなければならない。

3　登録有料老人ホームの設置者は、第一項の規定による届出をした場合において、当該届出の日前一月以内に当該登録有料老人ホームに入居していた者であつて、当該届出に係る同項各号に定める日以後においても引き続き他の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設への入居又は入所を希望するものがいるときは、当該者に対し、これらの施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、当該届出に係る登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事、他の登録有料老人ホームの設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

4　登録有料老人ホームの設置者が次に掲げる場合に該当するに至つたときは、第二十九条の十六第一項の登録は、その効力を失う。

一　登録有料老人ホーム事業を廃止した場合
二　登録有料老人ホームの設置者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合

5　市町村長は、第一項の規定による届出がされていない疑いがある登録有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（登録有料老人ホームの設置者の変更に係る届出）

第二十九条の三十一　登録有料老人ホームの設置者が次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、同表の中欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる日から一月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一　登録有料老人ホームの設置者である個人が死亡した場合	その相続人	当該死亡の事実を知つた日
二　登録有料老人ホームの設置者である法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であつた者	当該消滅の日
三　登録有料老人ホームの設置者である法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	当該解散の日

2　登録有料老人ホームの設置者が前項の表の上欄に掲げる場合に該当するに至つたときは、第二十九条の十六第一項の登録は、その効力を失う。

3　市町村長は、第一項の規定による届出がされていない疑いがある登録有料老人ホームを発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録有料老人ホームの所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

（登録の抹消）

第二十九条の三十二　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録有料老人ホームの登録を抹消しなければならない。

一　第二十九条の十六第二項、第二十九条の三十第四項又は前条第二項の規定により登録が効力を失つたとき。
二　第二十九条の三十五第一項又は第二十九条の三十六第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録有料老人ホームの所在地の市町村長に通知しなければならない。

（報告の徴収等）

第二十九条の三十三　都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、登録有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該登録有料老人ホーム若しくは当該委託された者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

（命令）

第二十九条の三十四　都道府県知事は、登録事項が事実と異なるときは、当該登録に係る登録有料老人ホームの設置者に対して、当該登録事項の訂正を申請すべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事は、登録有料老人ホームが第二十九条の十八第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録有料老人ホームの設置者に対して、その登録有料老人ホームを当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、登録有料老人ホームの設置者が第二十九条の二十二から第二十九条の二十五まで、第二十九条の二十六第一項、第二十九条の二十九において準用する第二十九条の二若しくは第二十九条の三又は第二十九条の三十第二項若しくは第三項の規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録有料老人ホームの設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（登録の取消し等）

第二十九条の三十五　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録有料老人ホームの設置者に対して、その登録有料老

人ホームの登録を取り消し、又は期間を定めてその登録有料老人ホーム事業の制限若しくは停止を命ずることができる。

一　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の十九第一項第二号から第六号まで又は第十三号から第十六号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二　登録有料老人ホームの設置者が、不正の手段により第二十九条の十六第一項の登録を受けたとき。

三　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の二十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の三十三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　登録有料老人ホームの設置者又は当該登録有料老人ホームの職員が、第二十九条の三十三第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録有料老人ホームの職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録有料老人ホームの設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六　登録有料老人ホームの設置者が、第二十九条の二十八第二項又は前条第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

七　前各号に掲げる場合のほか、登録有料老人ホームの設置者が、この法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、登録有料老人ホームの設置者が、有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九　登録有料老人ホームの設置者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）がこの項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は事業の制限若しくは停止の命令をしようとするとき前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　登録有料老人ホームの設置者が法人である場合にあつては、その役員等のうちにこの項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は事業の制限若しくは停止の命令をしようとするとき前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一　登録有料老人ホームの設置者が個人である場合にあつては、当該個人の政令で定める使用人のうちにこの項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は事業の制限若しくは停止の命令をしようとするとき前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2　都道府県知事は、前項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録の取消しを受けた者に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。次条第四項において同じ。）を受けた登録有料老人ホームの設置者に対して第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は同項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消し又は同項の規定による命令をしたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、他の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

（登録有料老人ホームの設置者が所在不明の場合の登録の取消し）

第二十九条の三十六　都道府県知事は、登録有料老人ホームの設置者の事務所の所在地又は当該登録有料老人ホームの設置者の所在（法人である場合にあつては、その役員の所在）を確知できない場合において、厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から一月を経過しても当該登録有料老人ホームの設置者から申出がないときは、その登録有料老人ホームの登録を取り消すことができる。

2　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4　都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けた登録有料老人ホームの設置者に対して第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の規定による登録有料老人ホームの登録の取消しをしたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、他の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第三節　指定登録機関

（指定登録機関の指定等）

第二十九条の三十七　都道府県知事は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、登録有料老人ホームの登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務（第二十九条の十六第五項、第二十九条の二十一第四項、第二十九条の三十第五項及び第二十九条の三十一第三項の規定による通知の受理に係る事務並びに第二十九条の二十六、第二十九条の二十八、第二十九条の三十第三項及び第二十九条の三十

三から前条までの規定による事務を除く。以下「登録事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　指定登録機関の指定（以下この節において単に「指定」という。）は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3　都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4　指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条の十六第一項から第四項まで、第二十九条の十七から第二十九条の二十まで、第二十九条の二十一第一項から第三項まで、第二十九条の三十第一項及び第四項、第二十九条の三十一第一項及び第二項並びに第二十九条の三十二の規定の適用については、第二十九条の十六第一項、第二十九条の十七第一項、第二十九条の十八第一項及び第三項から第五項まで、第二十九条の十九第一項（第十号を除く。）及び第二項、第二十九条の二十第二項、第二十九条の二十一第一項から第三項まで、第二十九条の三十第一項、第二十九条の三十一第一項並びに第二十九条の三十二の規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（欠格条項）

第二十九条の三十八　次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一　未成年者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四　第二十九条の四十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五　心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

六　法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第二十九条の三十九　都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一　職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　登録事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第二十九条の四十　都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2　指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（秘密保持義務等）

第二十九条の四十一　指定登録機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　指定登録機関又はその職員で登録事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（登録事務規程）

第二十九条の四十二　指定登録機関は、登録事務に関する規程（以下この条及び第二十九条の四十七第二項第四号において「登録事務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3　都道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け等）

第二十九条の四十三　指定登録機関は、登録事務について、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で厚生労働省令で定める事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に関する書類で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十九条の四十四　都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対して、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告の徴収等）

第二十九条の四十五　都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

（登録事務の廃止等）

第二十九条の四十六　指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を廃止し、又は休止してはならない。

2　都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第二十九条の四十七　都道府県知事は、指定登録機関が第二十九条の三十八各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十九条の三十七第四項の規定により読み替えて適用する第二十九条の十八第一項若しくは第三項から第五項まで、第二十九条の十九、第二十九条の二十第二項、第二十九条の二十一第二項若しくは第三項又は第二十九条の三十二の規定に違反したとき。

二　第二十九条の三十九各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

三　第二十九条の四十第二項、第二十九条の四十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

四　第二十九条の四十二第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五　第二十九条の四十二第三項又は第二十九条の四十四の規定による命令に違反したとき。

六　登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人である場合にあつてはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七　不正な手段により指定を受けたとき。

3　都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（都道府県知事による登録事務の実施）

第二十九条の四十八　都道府県知事は、指定登録機関が第二十九条の四十六第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十九条の三十七第三項の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3　都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第二十九条の四十六第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録事務を行わないこととする場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（登録手数料）

第二十九条の四十九　都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第二十九条の三十七の規定により指定登録機関が行う登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

2　前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

第四節　有料老人ホーム協会

第三十条第一項中「この章」を「この節」に改める。

第三十一条の二第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　有料老人ホームの設置者による有料老人ホーム入居情報提供事業者（有料老人ホームへの入居を希望する者及びその家族等又は有料老人ホームの設置者から、有料老人ホーム又は有料老人ホームへの入居を希望する者に関する情報の提供の求めを受け、これらの者に対して当該情報を提供する事業を行う者をいう。）の適正な利用の確保に関する調査及び研究

六　有料老人ホームの入居者の利益の保護に関する情報の収集、整理及び提供

第三十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第十三項、第十五項及び第十六項」を「第二十九条の十三第二項、第二十九条の十四第一項、第二十九条の十五第一項及び第二項、第二十九条の二十八第二項、第二十九条の三十三第一項、第二十九条の三十四第一項から第三項まで並びに第二十九条の三十五第一項」に改める。

第三十八条中「又は第二十九条第十六項の規定による命令」及び「場合には、当該違反行為をした」を削り、同条に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条の十五第二項又は第二十九条の三十五第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第二十九条の十六第一項の規定に違反して、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームを設置したとき。

三　不正の手段により第二十九条の十六第一項の登録を受けたとき。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二　第二十九条の四十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2　第二十九条の四十七第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条中「又は第二十九条第十五項」を「、第二十九条の十三第二項、第二十九条の二十九の二第一項、第二十九条の二十九の三第一項、第二十九条の三十三第一項若しくは第二十九条の四十五第一項」に、「同項」を「これら」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五　第二十九条の四十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

六　第二十九条の四十三第二項の規定に違反したとき。

七　第二十九条の四十六第一項の規定による許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。

第四十条第一号の次に次の二号を加える。

二　第二十九条の四又は第二十九条の二十二の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。

三　第二十九条の五の規定に違反して、登録有料老人ホームであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしたとき。

第四十一条中「第三十八条（第二十九条第十六項に係る部分に限る。）」を「第三十八条第二項、第三十八条の二第二項」に改める。

第十条　老人福祉法の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「居宅介護支援」の下に「、登録施設介護支援」を加え、「及び介護予防支援」を「、介護予防支援及び登録施設介護予防支援」に改める。

第二十九条の九中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

第二十九条の十八第二項第二号中「第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等」を「第八条第二十四項に規定する指定登録施設サービス等」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第十一条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第八条までを次のように改める。

第二条から第八条まで　削除

附則第二十八条を次のように改める。

第二十八条　附則第十二条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第二十九条を削り、附則第三十条を附則第二十九条とする。

附則第三十一条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条を附則第三十条とする。

附則第三十二条を削り、附則第三十三条を附則第三十一条とし、附則第三十四条を附則第三十二条とする。

附則第三十五条中「附則第三十一条第三号若しくは第四号」を「附則第三十条」に改め、同条を附則第三十三条とし、附則第三十六条を附則第三十四条とする。

附則第三十七条の見出し中「第三条第四号の規定等」を「第四十八条の四第三号の規定」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第三十五条とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第一項中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

附則第六条の三中「要件該当者」の下に「のうち、この法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った者」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十三条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第一号中「居宅介護支援計画」の下に「又は登録施設介護支援計画」を加え、同項第五号中「介護予防支援計画」の下に「又は登録施設介護予防支援計画」を加え、同項第八号中「介護予防支援計画」の下に「、登録施設介護予防支援計画」を加え、同条第三項中「、居宅」を「、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホーム（以下この項及び第六項において「登録有料老人ホーム」という。）における居室を除く。以下この項及び第六項において同じ。）」に改め、「定める計画」の下に「をいい、第一項第一号に規定する登録施設介護支援計画とは、登録有料老人ホームにおける居室において生活を営む要介護者が居宅介護等の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画」を加え、同条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十六項」に、「第八条第二十九項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第六項中「もの」の下に「をいい、第一項第五号及び第八号に規定する登録施設介護予防支援計画とは、登録有料老人ホームにおける居室において生活を営む要支援者が介護予防等の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第十七項の厚生労働省令で定める者が作成したもの」を加える。

第三十一条第四項中「同条第二十六項」を「同

条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

第三十四条の二第二項中「行う者及び」を「行う者並びに」に改め、「居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」の下に「及び登録施設介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する登録施設介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」を、「介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」の下に「及び登録施設介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する登録施設介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」を加える。

第五十四条の二第一項中「居宅介護支援計画」の下に「若しくは登録施設介護支援計画」を、「介護予防支援計画」の下に「若しくは登録施設介護予防支援計画」を加える。

第八十四条の三中「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を削り、「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十六項」を「同法第八条第二十七項」に改める。

別表第二中

「その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による変更の届出
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による変更の届出
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による変更の届出
その事業として登録施設介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十七条の二第一項の指定	同法第八十五条の六第二項の規定による指定登録施設介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十五条の九第一項の規定による同法第四十七条の二第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十五条の三第一項の規定により同法第四十七条の二第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十五条の六第二項の規定による変更の届出
		同法第八十五条の十一第四項の規定により同条第二項に規定するみなし指定に係る居宅介護支援事業について同法第八十二条第二項の規定による廃止の届出があつたものとみなされた当該居宅介護支援事業が廃止されたとき又は同法第八十五条の十一第二項の規定により同項に規定するみなし指定の効力が失われたとき。	同法第八十五条の十一第三項の規定により同条第二項に規定するみなし指定の効力の停止があつたとき。	同法第八十五条の十一の規定によりみなし指定若しくは同法第八十二条の規定による廃止の届出又は同法第八十四条の規定による廃止若しくは休止の届出
		介護保険法第四十六条第一項本文の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた居宅介護支援に係る同項の指定		
		介護保険法第四十七条の二第一項の指定		
その事業として登録施設介護支援計画を作成する者				

を

八十二条の規定に更若しくの届出又第二項のよる廃止は休止の	
八十五条第四項のより届出たものとれた変更は再開のは同項のより届出たものとれた廃止は休止の	
八十五条一項の規る変更若再開の届同条第二定による	

に、

「その事業として介護予防支援計画を作成する者	
介護保険法第五十八条第一項の指定	
同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の三十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。	
同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
同法の二の規更若の届第二よる休	

しくは休
出」

を

「その事業として介護予防支援計画を作成する者	
介護保険法第五十八条第一項の指定	
同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の三十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。	
同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
同法の二の規更若の届第二よる休	

介護保険法第百十五条の三十一の十第一項本文の規定により同法第五十八条第一項の指定を受けたものとみなされた介護予防支援に係る同項の指定	
同法第百十五条の三十一の十第四項の規定により同条第二項に規定するみなし指定に係る介護予防支援事業について同法第百十五条の二十五第二項の規定による廃止の届出があつたものとみなされた当	
同法第百十五条の三十一の十第三項の規定により同条第二項に規定するみなし指定の効力の停止があつたとき。	
同法の三の四項り届もの	

第百十五条十五第一項定による変しくは再開出又は同条項の規定に廃止若しく止の届出	

					第百十五条十一の十第の規定による出があつたとみなされ更若しくはの届出又はの規定による出があつたとみなされ止若しくはの届出
					第百十五条十一の五第の規定による更若しくはの届出又は第二項の規定による廃止若しくは休止の届
					第百十五条十五第一項定による変しくは再開出又は同条項の規定に廃止若しく止の届出

」

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中社会福祉法第五条及び第六条（第三項を除く。）の改正規定並びに同法第八十条の改正規定、第八条中生活困窮者自立支援法第二条第二項の改正規定並びに第十二条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、第三十条及び第七十五条の規定　公布の日

二　第三条中介護保険法の目次の改正規定（「介護保険施設」を「介護保険施設等」に、「第百二十条の二」を「第百二十条の六」に改める部分を除く。）、同法第六十九条の二第一項第五号、第六十九条の三ただし書、第六十九条の七及び第六十九条の八の改正規定、同法第五章第一節第二款の款名の改正規定、同法第六十九条の三十三第一項及び第二項の改正規定、同款に一条を加える改正規定、同法第六十九条の三十四に一項を加える改正規定、同法第六十九条の三十八に二項を加える改正規定、同法第六十九条の三十九第一項第四号及び第二項第三号の改正規定、同節第三款に一条を加える改正規定、同法第二百六条の二第二号の改正規定並びに同法第二百十三条第二項の改正規定並びに附則第十六条の規定並びに附則第五十六条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の改正規定並びに同法別表第三の七の十六の項及び別表第五第十号の三の改正規定（「又は同法第百十八条第三項第三号」を「、同法第百十八条第二項第五号の施策の実施又は同条第三項第三号」に改める部分を除く。）　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中社会福祉法第二条第三項第十二号、第八十条（見出しを含む。）、第八十一条（見出しを含む。）、第八十三条及び第八十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中介護保険法第八条第十一項及び第二十項の改正規定、同法第十三条第一項に一号を加える改正規定、同法第七十八条の十第十三号の改正規定並びに同法第百十七条第三項第九号及び第五項第一号並びに第百十八条第三項第七号の改正規定、第六条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第三項及び第四項の改正規定、第九条の規定（同条中老人福祉法第五条の二第二項及び第七項並びに第十条の四第一項第一号の改正規定、同法第二十条の八第三項に一号を加える改正規定、同条第四項並びに同法第二十条の九第四項及び第二十一条の二の改正規定並びに同法第三十一条の二第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定を除く。）並びに第十四条中生活保護法第八十四条の三の改正規定並びに附則第十二条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十八条及び第三十九条の規定、附則第四十七条中国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十六条の二第一項第六号の改正規定、附則第四十八条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十八条中高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第五号の改正規定、附則第五十九条及び第六十四条の規定並びに附則第六十五条の規定（同条中地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二十四第三項第三号の改正規定を除く。）　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第六条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第七条中児童福祉法の目次の改正規定、同法第二十五条の二第一項の改正規定、同法第三十三条の二十三の十一第一項の改正規定、同法第二章第九節に四条を加える改正規定及び同法第六十一条の三の改正規定、第十条の規定並びに第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十八条から第二十条まで、第三十二条、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十七条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十三条及び第五十五条の規定、附則第五十八条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十一条、第六十三条、第六十七条、第六十九条、第七十一条及び第七十四条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会福祉法の一部改正に伴う準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の社会福祉法（次項において「新社会福祉法」という。）第百八条の二第一項に規定する研修を実施することができる。

2　新社会福祉法第百八条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（介護保険法の一部改正に伴う準備行為）

第四条　市町村（特別区を含む。附則第十五条及び第二十条において同じ。）及び介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等を提供する事業所又は施設は、施行日前においても、第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第七条第十項に規定する電子資格確認に係る事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第五条　厚生労働大臣は、新介護保険法第四十二条第五項各号、第四十四条第三項、第四十七条第五項、第四十九条第四項、第五十四条第五項各号、第五十六条第三項及び第五十九条第五項に規定する厚生労働大臣が定める基準、新介護

保険法第九十七条第八項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）並びに新介護保険法第百十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十八項に規定する介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、施行日前においても、社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第六条　新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第七条　厚生労働大臣は、第四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の介護保険法（以下「第四号新介護保険法」という。）第四十七条の二第二項、第四十七条の三第五項、第五十九条の二第二項及び第五十九条の三第五項に規定する厚生労働大臣が定める基準、第四号新介護保険法第八十五条の五第三項に規定する厚生労働省令で定める基準（第四号新介護保険法第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援の取扱いに関する部分に限る。）並びに第四号新介護保険法第百十五条の三十一の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準（第四号新介護保険法第五十九条の二第一項に規定する指定登録施設介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前においても、社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第八条　第四号新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定の手続、第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定の手続その他の行為は、第四号施行日前においても行うことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う準備行為）

第九条　第五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（附則第二十一条において「新障害者総合支援法」という。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（児童福祉法の一部改正に伴う準備行為）

第十条　第七条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の児童福祉法（附則第二十三条において「新児童福祉法」という。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（老人福祉法の一部改正に伴う準備行為）

第十一条　第九条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の老人福祉法（以下「第三号新老人福祉法」という。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても行うことができる。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の社会福祉法第二条第三項第十二号に規定する福祉サービス利用援助事業であって、第三号施行日前に締結した社会福祉法第七十六条の契約に係るものについては、当該契約に関する業務が終了するまでの間（第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間に限る。）は、第二条の規定による改正後の社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業とみなす。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行の際現に第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第四十二条の二第一項本文の指定を受けて旧介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護（以下この条において「夜間対応型訪問介護」という。）の事業を行っている者に対する旧介護保険法の規定、第九条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の老人福祉法の規定及び第十三条の規定による改正前の生活保護法の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）の適用については、これらの規定は、施行日から起算して三年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十二条の二第一項の規定により施行日から起算して三年を経過する日までに行われた夜間対応型訪問介護に係る同項に規定する指定地域密着型サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3　施行日前にされた介護保険法第七十八条の二第一項の指定の申請（夜間対応型訪問介護に係るものに限る。）であって、この法律の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に夜間対応型訪問介護の事業を行う者について旧介護保険法第四十二条の二第一項の指定があったときは、第一項の夜間対応型訪問介護の事業を行っている者とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

第十四条　次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前にそれぞれ当該各号に定める規定の規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、それぞれ当該各号に定める規定の規定により条例で定められた基準とみなす。

一　新介護保険法第四十二条第三項　同条第一項第三号

二　新介護保険法第四十九条第二項　同条第一項第二号

三　新介護保険法第五十四条第三項　同条第一項第三号

四　新介護保険法第九十七条第八項　同条第五項から第七項まで

五　新介護保険法第百十一条第八項　同条第五項から第七項まで

第十五条　次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前にそれぞれ当該各号に定める規定の規定により条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、それぞれ当該各号に定める規定の規定により条例で定められた基準とみなす。

一　新介護保険法第四十七条第三項　同条第一項第二号

二　新介護保険法第五十九条第三項　同条第一項第二号

第十六条　第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同

じ。）の施行の際現に効力を有する介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証であって、第三条の規定による改正前の介護保険法第六十九条の七第三項又は第五項の規定により有効期間が定められたものについては、同号に掲げる規定の施行の日以後は、有効期間の定めがないものとする。

第十七条　介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けて旧介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者が、旧介護保険法第七十八条の八の規定により、施行日の前日までに、一月以上の予告期間を設けて、その指定の辞退の申出をした場合における当該指定の辞退については、なお従前の例による。

2　介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設が、旧介護保険法第九十一条の規定により、施行日の前日までに、一月以上の予告期間を設けて、その指定の辞退の申出をした場合における当該指定の辞退については、なお従前の例による。

第十八条　第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）の施行の際現に第四条の規定による改正前の介護保険法（以下この項及び次条第一項において「第四号旧介護保険法」という。）第四十六条第一項の指定を受けて居宅介護支援事業（第四号旧介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者は、第四号施行日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定の申請をした場合には、当該申請について指定をするかどうかの処分があるまでの間）は、その者を第四号旧介護保険法第四十六条第一項の指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所について第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定に係る登録施設介護支援事業（第四号新介護保険法第八条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業をいう。第四項において同じ。）を行う事業所として第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新介護保険法の規定を適用する。ただし、当該者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定登録施設介護支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定登録施設介護支援事業者について、介護保険法第七十九条の二第一項の規定により第四号新介護保険法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき又は介護保険法第八十四条第一項の規定により第四号新介護保険法第四十六条第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定登録施設介護支援事業者に係るみなし指定は、当該みなし指定登録施設介護支援事業者について、介護保険法第八十四条第一項の規定により第四号新介護保険法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があったときは、その該当する期間、その効力（当該指定の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定登録施設介護支援事業者から介護保険法第八十二条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったときは、当該みなし指定に係る登録施設介護支援事業について、第四号新介護保険法第八十五条の六第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

5　みなし指定登録施設介護支援事業者については、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をした場合を除き、第十四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の生活保護法（以下この項及び次条第五項において「第四号新生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新生活保護法の規定を適用する。この場合において、生活保護法第五十四条の二第三項中「前項本文」とあるのは、「前項本文又は社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第十八条第五項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条　第四条の規定の施行の際現に第四号旧介護保険法第五十八条第一項の指定を受けて介護予防支援事業（第四号旧介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者は、第四号施行日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定の申請をした場合には、当該申請について指定をするかどうかの処分があるまでの間）は、その者を第四号旧介護保険法第五十八条第一項の指定に係る介護予防支援事業を行う事業所について第四号新介護保険法第八条の二第十七項に規定する登録施設介護予防支援事業を行う事業所として第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新介護保険法の規定を適用する。ただし、当該者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「みなし指定登録施設介護予防支援事業者」という。）に係る同項の指定（以下この条において「みなし指定」という。）は、当該みなし指定登録施設介護予防支援事業者について、介護保険法第百十五条の三十一において準用する同法第七十七条の二第一項の規定により第四号新介護保険法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき又は介護保険法第百十五条の二十九の規定により第四号新介護保険法第五十八条第一項の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

3　みなし指定登録施設介護予防支援事業者に係るみなし指定は、当該みなし指定登録施設介護予防支援事業者について、介護保険法第百十五条の二十五第一項の規定により第四号新介護保険法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があったときは、その該当する期間、その効力（当該指定の効力の停止に係るものに限る。）を停止する。

4　みなし指定登録施設介護予防支援事業者から介護保険法第百十五条の二十五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

5　みなし指定登録施設介護予防支援事業者については、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をした場合を除き、第四号新生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新生活保護法の規定を適用する。この場合において、生活保護法第五十四条の二第三項中「前項本文」とあるのは、「前項本文又は社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第十九条第五項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十条　次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、第四号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前にそれぞれ当該各号に定める規定の規定により条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、それぞれ当該各号に定める規定の規定により条例で定められた基準とみなす。

一　第四号新介護保険法第四十七条の三第二項　同条第一項第一号

二　第四号新介護保険法第四十七条の三第三項　同条第一項第二号

三　第四号新介護保険法第五十九条の三第二項　同条第一項第一号

四　第四号新介護保険法第五十九条の三第三項　同条第一項第二号

五　第四号新介護保険法第八十五条の二第三項　同条第二項第一号

六　第四号新介護保険法第八十五条の五第三項　同条第一項及び第二項

七　第四号新介護保険法第百十五条の三十一の二第三項　同条第二項第一号

八　第四号新介護保険法第百十五条の三十一の四第三項　同条第一項及び第二項

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　新障害者総合支援法第三十条第三項に規定する主務省令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第一項第三号イ及びロの規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同号イ及びロの規定により条例で定められた基準とみなす。

第二十二条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における第六条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第三項の規定の適用については、同項中「第八条第二十五項」とあるのは「第八条第二十四項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十四項」とする。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　新児童福祉法第二十一条の五の四第三項に規定する内閣府令で定める基準は、施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第一項第三号の規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同号の規定により条例で定められた基準とみなす。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第三号施行日において現に第九条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の老人福祉法（次条第一号において「第三号旧老人福祉法」という。）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第三号新老人福祉法第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームに相当する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅を除く。）を設置している者は、第三号施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定めるところにより、第三号新老人福祉法第二十九条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出には、厚生労働省令で定めるところにより、第三号新老人福祉法第二十九条第二項に規定する書類を添付しなければならない。

3　第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第二十五条　第三号施行日において現に第三号新老人福祉法第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームに相当する有料老人ホームを設置している者であって、次に掲げるものは、第三号施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に第三号新老人福祉法第二十九条の十六第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第三号新老人福祉法第二十九条の十六第一項の登録を受けないでも、当該有料老人ホームにおいて、同項に規定する登録有料老人ホーム事業を行うことができる。

一　第三号施行日前に第三号旧老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出をした者

二　第三号施行日において現に高齢者の居住の安定確保に関する法律第九条第一項に規定する登録事業者に該当する者

第二十六条　第三号新老人福祉法第二十九条の十八第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第一項第三号の規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同号の規定により条例で定められた基準とみなす。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際現に第十一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（以下この条において「旧士士法」という。）附則第四条第一項の登録を受けている者については、旧士士法附則第二条から第八条まで、第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十五条及び第三十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における第十四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定の適用については、同条中「老人福祉法」とあるのは「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）」と、「第八条第二十七項」とあるのは「第八条第二十六項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第十三条第一項及び第二十七条の規定によりなお効

力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに附則第十三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（健康保険法の一部改正）

第三十一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第九十八条第一項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

第三十二条　健康保険法の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

第九十八条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第三十三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第三十四条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第三十五条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第三十六条　農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「第八条第二十八項」を「第八条第二十九項」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十七条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」という。）の下に「若しくは同条第二十四項に規定する特定地域介護保険施設（以下この項及び次項において「特定地域介護保険施設」という。）を、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加え、同条第三項中「及び介護保険施設」を「並びに介護保険施設及び特定地域介護保険施設」に改め、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加える。

第三十八条　身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護保険特定施設」という。）の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム（以下この項及び次項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「又は同条第二十四項」を「又は同法第八条第二十五項」に、「若しくは同条第二十四項」を「若しくは同条第二十五項」に改め、「、介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加え、同条第三項中「（介護保険特定施設」の下に「及び有料老人ホーム」を、「又は介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「第八条第二十五項」とあるのは「第八条第二十四項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十四項」とする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第四十条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第三号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十三項」に改める。

第四十八条の二中「協議会」を「支援協議会」に改める。

第四十一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第三号中「居宅介護支援事業」の下に「又は同条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業」を加える。

（地方税法の一部改正）

第四十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第五号の二中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四十四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第四十五条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十四項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第四十六条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第八十二条第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第百十六条の二第一項第六号中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」の下に「若しくは同項に規定する特定地域介護保険施設」を加える。

附則第五条の二の見出し中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「この項において同じ。）」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設（同法第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、「第八条第五百八十六条第二項第五号の二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

二十二項」を「第八条第二十一項」に改め、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第四十七条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第百十六条の二第一項第六号中「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十四項」を「同法第八条第二十五項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法第百十六条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「第八条第二十五項」とあるのは、「第八条第二十四項」とする。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第四十九条　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」という。）の下に「若しくは同条第二十四項に規定する特定地域介護保険施設（以下この項及び次項において「特定地域介護保険施設」という。）」を、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加え、同条第三項中「及び介護保険施設」を「並びに介護保険施設及び特定地域介護保険施設」に改め、「若しくは介護保険施設」の下に「若しくは特定地域介護保険施設」を加える。

第五十条　知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「介護保険特定施設」という。）の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム（以下この項及び次項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「又は同条第二十四項」を「又は同法第八条第二十五項」に、「若しくは同条第二十四項」を「若しくは同条第二十五項」に改め、「、介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加え、同条第三項中「介護保険特定施設」の下に「及び有料老人ホーム」を、「又は介護保険特定施設」の下に「若しくは有料老人ホーム」を加える。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「第八条第二十五項」とあるのは「第八条第二十四項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十四項」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十五項」に改める。

第五十三条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号㈠中「若しくは同法附則第四条第一項（登録）の准介護福祉士の登録」を削り、同号㈠ロ中「又は准介護福祉士」を削る。

別表第三の二十四の項の第三欄中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第五十五条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三の二十四の項の第三欄中「第八条第二十七項」を「第八条第二十六項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五十六条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の二十の項中「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の三十四第四項」に改め、同表中七十一の二十一の項を七十一の二十二の項とし、同表の七十一の二十の項の次に次のように加える。

七十一の二十一　介護保険法第六十九条の三十三の二第一項に規定する指定研修受講管理機関	介護保険法による同法第六十九条の三十三の二第一項の受講の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の十六の項及び別表第五第十号の三中「第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書」を「第六十九条の三十四第四項」に、「又は同法第百十八条第三項第三号」を「、同法第百十八条第二項第五号の施策の実施又は同条第三項第三号」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第五十七条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第五号中「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、「介護保険施設」の下に「若しくは同項に規定する特定地域介護保険施設」を加える。

第百二十五条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第二条中「第八条第二十九項」を「第八条第二十八項」に改める。

附則第十三条の三の見出し中「指定介護老人福祉施設等」に改め、同条第一項中「この項において同じ。」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設（同法第四十九条第一項第二号に規定する特定地域介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加え、「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に改め、同項ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は特定地域介護老人福祉施設」を加える。

第五十八条　高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第五号中「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「第八条第二十五項」を「第八条第二十四項」に改める。

附則第二条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十九項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定（附則第一条第

三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の規定の適用については、同号中「第八条第二十五項」とあるのは、「第八条第二十四項」とする。

（地価税法の一部改正）

第六十条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六十一条　地価税法の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第六十二条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号ロ中「第八条第二十三項」を「第八条第二十二項」に改める。

第六十三条　看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第六十四条　高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第二十九条第一項から第三項まで」を「第二十九条第一項、第三項及び第四項」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第六十五条　地域再生法の一部を次のように改正する。

第十七条の二十四第三項第二号中「有料老人ホームをいう」を「有料老人ホームをいい、同法第二十九条の十六第一項に規定する登録有料老人ホーム事業を行うものを除く」に改め、同項第三号中「同条第二十項」を「同条第十九項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改める。

第十七条の三十二第二項及び第十七条の四十七第二項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

第六十六条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六十七条　独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第六十八条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改める。

第三条中「第八条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

第六十九条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改め、同項第二号中「居宅介護支援事業」の下に「、同条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業」を加え、「若しくは同条第十六項」を「、同条第十六項」に改め、「介護予防支援事業」の下に「若しくは同条第十七項に規定する登録施設介護予防支援事業」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第七十条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第七十一条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第七十二条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「第十章第三節」を「第十章第四節」に改める。

第八十二条中「第百六条の六第一項」を「第百六条の三の二第一項」に、「規定する会議」を「規定する支援会議」に、「規定する協議会」を「規定する支援協議会」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第七十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第七十五条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項第二号中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、同条第十項中「令和十四年三月三十一日」を「令和十九年三月三十一日」に改める。

（労働者協同組合法の一部改正）

第七十六条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「又は同法」を「、同法」に改め、「基準該当障害福祉サービス」の下に「又は同項第三号に掲げる特定地域障害福祉サービス」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七十七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同号中「及び」を「同号中「」に、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」を「介護福祉士並びに社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）附則第二十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第四条第一項の登録を受けているもの」に改める。

審査報告書

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十九日

議院運営委員長　青木　一彦

参議院議長　関口　昌一殿

日本学術会議

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）により日本学術会議が法人として設立され、内閣府本府に特別の機関として置かれている日本学術会議が廃止されることに伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、国立国会図書館支部日本学術会議図書館を廃止しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年六月十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

（国立国会図書館法の一部改正）

第一条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第二条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部日本学術会議図書館の項を削る。

附　則

この法律は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）の施行の日から施行する。

投票者氏名

日程第一　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　　二二八名

青木　一彦君　　赤松　　健君　　磯﨑　仁彦君　　井上　義行君

浅尾慶一郎君　　朝日健太郎君　　猪口　邦子君　　今井絵理子君

阿達　雅志君　　有村　治子君　　岩本　剛人君　　いんどう周作君

生稲　晃子君　　石井　準一君　　上野　通子君　　臼井　正一君

石井　浩郎君　　石田　昌宏君　　江島　　潔君　　大家　敏志君

岡田　直樹君　　小川　克巳君

越智　俊之君　　梶原　大介君

加田　裕之君　　片山さつき君

加藤　明良君　　かまやち敏君

神谷　政幸君　　北村　経夫君

木村　義雄君　　見坂　茂範君

上月　良祐君　　古賀友一郎君

古庄　玄知君　　小林　一大君

小林孝一郎君　　こやり隆史君

酒井　庸行君　　櫻井　　充君

佐藤　　啓君　　自見はなこ君

清水　真人君　　進藤金日子君

末松　信介君　　鈴木　大地君

鈴木　宗男君　　高橋　克法君

高橋はるみ君　　滝波　宏文君

鶴保　庸介君　　出川　桃子君

寺田　　静君　　友納　理緒君

永井　　学君　　中曽根弘文君

中西　祐介君　　西田　昌司君

西田　英範君　　野上浩太郎君

野村　哲郎君　　橋本　聖子君

長谷川　岳君　　長谷川英晴君

馬場　成志君　　東野　秀樹君

福岡　資麿君　　福山　　守君

藤井　一博君　　藤川　政人君

藤木　眞也君　　船橋　利実君

古川　俊治君　　星　　北斗君

堀井　　巌君　　本田　顕子君

舞立　昇治君　　牧野たかお君

松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
三原じゅん子君　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　宮本　周司君
森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若井　敦子君
若林　洋平君　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　青木　愛君
石垣のりこ君　石橋　通宏君
泉　房穂君　打越さく良君
小沢　雅仁君　鬼木　誠君
勝部　賢志君　岸　真紀子君
木戸口英司君　熊谷　裕人君
郡山りょう君　古賀　千景君
古賀　之士君　小島とも子君
小西　洋之君　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　柴　愼一君
杉尾　秀哉君　高木　真理君
田島麻衣子君　田名部匡代君
辻元　清美君　徳永　エリ君
長浜　博行君　羽田　次郎君
広田　一君　福士　珠美君
牧山ひろえ君　三上　えり君
水岡　俊一君　村田　享子君
森　ゆうこ君　森本　真治君
山内佳菜子君　横沢　高徳君
吉川　沙織君　吉田　忠智君
蓮　舫君　足立　康史君
礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君
伊藤　辰夫君　上田　清司君
牛田　茉友君　江原くみ子君

奥村　祥大君　かごしま彰宏君
川合　孝典君　後藤　斎君
小林さやか君　榛葉賀津也君
竹詰　仁君　田村　まみ君
堂込麻紀子君　庭田　幸恵君
芳賀　道也君　浜口　誠君
浜野　喜史君　原田　秀一君
平戸　航太君　舟山　康江君
水野　孝一君　山田　吉彦君
秋野　公造君　石川　博崇君
伊藤　孝江君　上田　勇君
川村　雄大君　窪田　哲也君
佐々木雅文君　里見　隆治君
下野　六太君　杉　久武君
高橋　光男君　竹内　真二君
竹谷とし子君　谷合　正明君
司　隆史君　西田　実仁君
原田大二郎君　平木　大作君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
横山　信一君　青島　健太君
浅田　均君　石井　苗子君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　岡崎　太君
嘉田由紀子君　片山　大介君
金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　巧君
石　平君　高木かおり君
中条きよし君　新実　彰平君
松沢　成文君　松野　明美君
安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君

中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　北村　晴男君
百田　尚樹君　安野　貴博君
尾辻　朋美君　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　平山佐知子君
福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名

一六名

岩渕　友君　吉良よし子君
小池　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山添　拓君　伊勢崎賢治君
大島九州男君　奥田ふみよ君
木村　英子君　天畠　大輔君
伊波　洋一君　高良　沙哉君
福島みずほ君　ラサール石井君

日程第四　刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名

二四四名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　梶原　大介君

加田　裕之君　片山さつき君
加藤　明良君　かまやち敏君
神谷　政幸君　北村　経夫君
木村　義雄君　見坂　茂範君
上月　良祐君　古賀友一郎君
古庄　玄知君　小林　一大君
小林孝一郎君　こやり隆史君
酒井　庸行君　櫻井　充君
佐藤　啓君　自見はなこ君
清水　真人君　進藤金日子君
末松　信介君　鈴木　大地君
鈴木　宗男君　高橋　克法君
高橋はるみ君　滝波　宏文君
鶴保　庸介君　出川　桃子君
寺田　静君　友納　理緒君
永井　学君　中曽根弘文君
中西　祐介君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　東野　秀樹君
福岡　資麿君　福山　守君
藤井　一博君　藤川　政人君
藤木　眞也君　船橋　利実君
古川　俊治君　星　北斗君
堀井　巌君　本田　顕子君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
三原じゅん子君　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　宮本　周司君
森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君

山本佐知子君　山本　順三君　浜野　喜史君　原田　秀一君　仁比　聡平君　山添　拓君　古庄　玄知君　小林　一大君
吉井　章君　若井　敦子君　平戸　航太君　舟山　康江君　伊勢崎賢治君　大島九州男君　小林孝一郎君　こやり隆史君
若林　洋平君　脇　雅昭君　水野　孝一君　山田　吉彦君　奥田ふみよ君　木村　英子君　酒井　庸行君　櫻井　充君
渡辺　猛之君　青木　愛君　秋野　公造君　石川　博崇君　天畠　大輔君　北村　晴男君　佐藤　啓君　自見はなこ君
石垣のりこ君　石橋　通宏君　伊藤　孝江君　上田　勇君　百田　尚樹君　伊波　洋一君　清水　真人君　進藤金日子君
泉　房穂君　打越さく良君　川村　雄大君　窪田　哲也君　高良　沙哉君　安野　貴博君　末松　信介君　鈴木　大地君
小沢　雅仁君　鬼木　誠君　佐々木雅文君　里見　隆治君　尾辻　朋実君　福島みずほ君　鈴木　宗男君　高橋　克法君
勝部　賢志君　岸　真紀子君　下野　六太君　杉　久武君　ラサール石井君　齊藤健一郎君　高橋はるみ君　滝波　宏文君
木戸口英司君　熊谷　裕人君　高橋　光男君　竹内　真二君　ながえ孝子君　平山佐知子君　鶴保　庸介君　出川　桃子君
郡山りょう君　古賀　千景君　竹谷とし子君　谷合　正明君　福山　哲郎君　望月　良男君　寺田　静君　友納　理緒君
古賀　之士君　小島とも子君　司　隆史君　西田　実仁君　　永井　学君　中曽根弘文君
小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　原田大二郎君　平木　大作君　　中西　祐介君　西田　昌司君
塩村あやか君　柴　愼一君　三浦　信祐君　宮崎　勝君　　西田　英範君　野上浩太郎君
杉尾　秀哉君　高木　真理君　横山　信一君　青島　健太君　　野村　哲郎君　橋本　聖子君
田島麻衣子君　田名部匡代君　浅田　均君　石井　苗子君　　長谷川　岳君　長谷川英晴君
辻元　清美君　徳永　エリ君　石井めぐみ君　猪瀬　直樹君　　馬場　成志君　東野　秀樹君
長浜　博行君　羽田　次郎君　上野ほたる君　岡崎　太君　　福岡　資麿君　福山　守君
広田　一君　福士　珠美君　嘉田由紀子君　片山　大介君　　藤井　一博君　藤川　政人君
牧山ひろえ君　三上　えり君　金子　道仁君　串田　誠一君　　藤木　眞也君　船橋　利実君
水岡　俊一君　村田　享子君　佐々木りえ君　柴田　巧君　　古川　俊治君　星　北斗君
森　ゆうこ君　森本　真治君　石　平君　高木かおり君　　堀井　巌君　本田　顕子君
山内佳菜子君　横沢　高徳君　中条きよし君　新実　彰平君　　舞立　昇治君　牧野たかお君
吉川　沙織君　吉田　忠智君　松沢　成文君　松野　明美君　　松川　るい君　松下　新平君
蓮　舫君　足立　康史君　安達　悠司君　安藤　裕君　　松村　祥史君　松山　政司君
礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君　　三原じゅん子君　宮沢　洋一君
伊藤　辰夫君　上田　清司君　大津　力君　神谷　宗幣君　　宮本　和宏君　宮本　周司君
牛田　茉友君　江原くみ子君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君　　森　まさこ君　山下　雄平君
奥村　祥大君　かごしま彰宏君　塩入　清香君　杉本　純子君　　山田　太郎君　山田　宏君
川合　孝典君　後藤　斎君　中田　優子君　初鹿野裕樹君　　山谷えり子君　山本　啓介君
小林さやか君　榛葉賀津也君　松田　学君　宮出　千慧君　　山本佐知子君　山本　順三君
竹詰　仁君　田村　まみ君　山中　泉君　岩渕　友君　　吉井　章君　若井　敦子君
堂込麻紀子君　庭田　幸恵君　吉良よし子君　小池　晃君　　若林　洋平君　脇　雅昭君
芳賀　道也君　浜口　誠君　白川　容子君　大門実紀史君　　渡辺　猛之君　青木　愛君

反対者氏名　○名

日程第五　郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三二名

石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君

石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田名部匡代君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君

川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　尾辻　朋実君　ラサール石井君　ながえ孝子君　福山　哲郎君

窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　安藤　裕君　梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　北村　晴男君　伊波　洋一君　安野　貴博君　福島みずほ君　齊藤健一郎君　平山佐知子君　望月　良男君

反対者氏名　一二名

岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　伊勢崎賢治君　大島九州男君　奥田ふみよ君　木村　英子君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　伊藤岳君　天畠　大輔君

日程第六　社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二八名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　梶原　大介君　加田　裕之君　片山さつき君　加藤　明良君　かまやち敏君　神谷　政幸君　北村　経夫君　木村　義雄君　見坂　茂範君　上月　良祐君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　鶴保　庸介君　寺田　静君　永井　学君　中西　祐介君　西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　鈴木　大地君　高橋　克法君　滝波　宏文君　出川　桃子君　友納　理緒君　中曽根弘文君　西田　昌司君　野上浩太郎君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君

郡山りょう君　古賀　千景君
古賀　之士君　小島とも子君
小西　洋之君　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　柴　愼一君
杉尾　秀哉君　高木　真理君
田島麻衣子君　田名部匡代君
辻元　清美君　徳永　エリ君
長浜　博行君　羽田　次郎君
広田　一君　福士　珠美君
牧山ひろえ君　三上　えり君
水岡　俊一君　村田　享子君
森　ゆうこ君　森本　真治君
山内佳菜子君　横沢　高徳君
吉川　沙織君　吉田　忠智君
蓮　舫君　足立　康史君
礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君
伊藤　辰夫君　上田　清司君
牛田　茉友君　江原くみ子君
奥村　祥大君　かごしま彰宏君
川合　孝典君　後藤　斎君
小林さやか君　榛葉賀津也君
竹詰　仁君　田村　まみ君
堂込麻紀子君　庭田　幸恵君
芳賀　道也君　浜口　誠君
浜野　喜史君　原田　秀一君
平戸　航太君　舟山　康江君
水野　孝一君　山田　吉彦君
秋野　公造君　石川　博崇君
伊藤　孝江君　上田　勇君
川村　雄大君　窪田　哲也君
佐々木雅文君　里見　隆治君
下野　六太君　杉　久武君
高橋　光男君　竹内　真二君

竹谷とし子君　谷合　正明君
司　隆史君　西田　実仁君
原田大二郎君　平木　大作君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
横山　信一君　青島　健太君
浅田　均君　石井　苗子君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　岡崎　太君
嘉田由紀子君　片山　大介君
金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　巧君
石　平君　高木かおり君
中条きよし君　新実　彰平君
松沢　成文君　松野　明美君
安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　北村　晴男君
百田　尚樹君　安野　貴博君
尾辻　朋実君　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　平山佐知子君
福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名

一六名

岩渕　友君　吉良よし子君
小池　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山添　拓君　伊勢崎賢治君
大島九州男君　奥田ふみよ君

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二三八名

木村　英子君　天畠　大輔君
伊波　洋一君　高良　沙哉君
福島みずほ君　ラサール石井君
青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　梶原　大介君
加田　裕之君　片山さつき君
加藤　明良君　かまやち敏君
神谷　政幸君　北村　経夫君
木村　義雄君　見坂　茂範君
上月　良祐君　古賀友一郎君
古庄　玄知君　小林　一大君
小林孝一郎君　こやり隆史君
酒井　庸行君　櫻井　充君
佐藤　啓君　自見はなこ君
清水　真人君　進藤金日子君
末松　信介君　鈴木　大地君
鈴木　宗男君　高橋　克法君
高橋はるみ君　滝波　宏文君
鶴保　庸介君　出川　桃子君
寺田　静君　友納　理緒君
永井　学君　中曽根弘文君
中西　祐介君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　東野　秀樹君
福岡　資麿君　福山　守君
藤井　一博君　藤川　政人君
藤木　眞也君　船橋　利実君
古川　俊治君　星　北斗君
堀井　巌君　本田　顕子君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
三原じゅん子君　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　宮本　周司君
森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若井　敦子君
若林　洋平君　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　青木　愛君
石垣のりこ君　石橋　通宏君
泉　房穂君　打越さく良君
小沢　雅仁君　鬼木　誠君
勝部　賢志君　岸　真紀子君
木戸口英司君　熊谷　裕人君
郡山りょう君　古賀　千景君
古賀　之士君　小島とも子君

小西　洋之君
塩村あやか君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
上田　清司君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　斎君
榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
山田　吉彦君
石川　博崇君
上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君

斎藤　嘉隆君
柴　愼一君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君

宮崎　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
岩渕　友君
小池　晃君
大門実紀史君
山添　拓君
百田　尚樹君
高良　沙哉君
尾辻　朋実君
ラサール石井君
ながえ孝子君
福山　哲郎君

横山　信一君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
北村　晴男君
伊波　洋一君
安野　貴博君
福島みずほ君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
望月　良男君

反対者氏名　五名
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
大島九州男君
木村　英子君